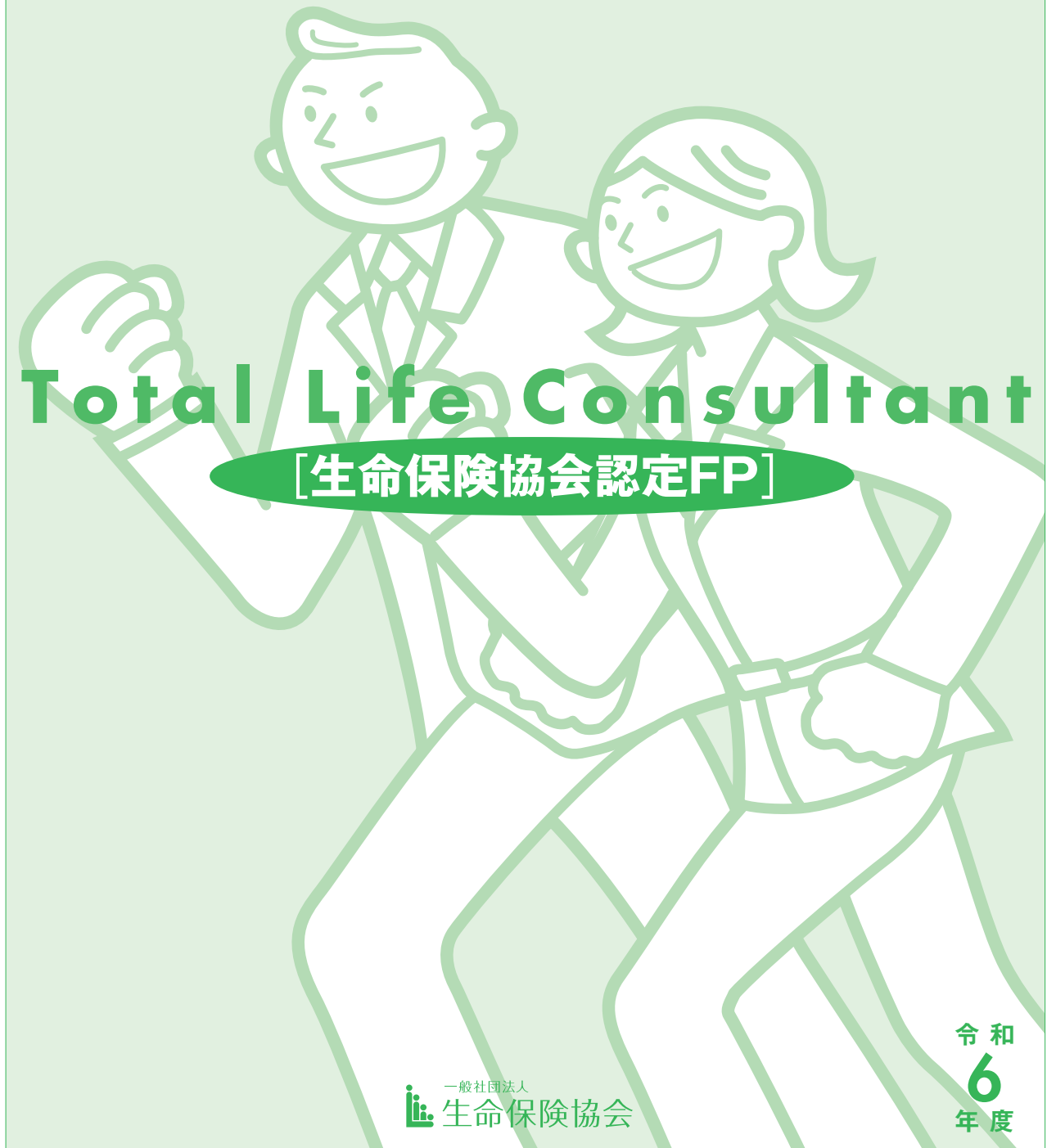


資産運用知識



令和
6
年度

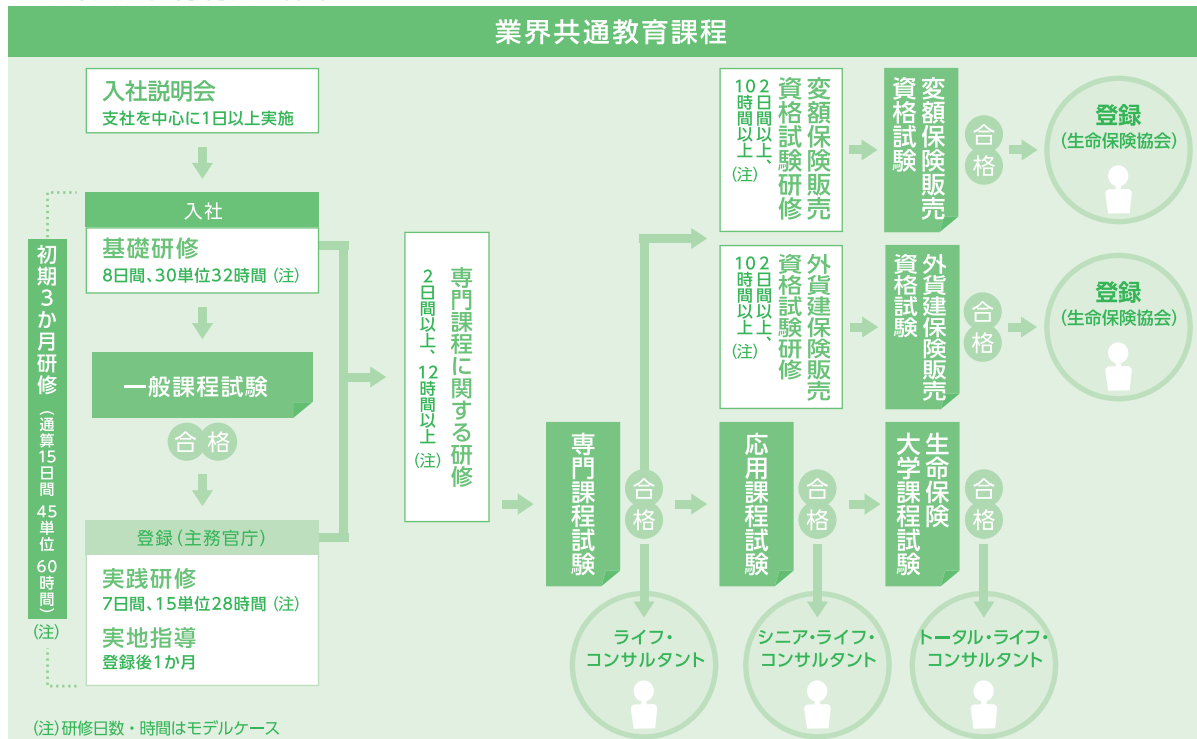
資産運用知識

令和
6
年度

生保大学テキスト

業界最高峰の資格、 トータル・ライフ・コンサルタント (生保協会認定FP)を目指しましょう！

業界共通教育制度の体系図



継続教育制度

原則すべての生命保険募集人が、当協会が定める継続教育制度標準カリキュラムに則った研修などを毎年履修する。
*所属する生命保険会社・代理店にて研修を実施します。

一般社団法人生命保険協会では、生命保険募集人の資質向上のため、上記の業界共通教育制度を運営しています。

生命保険一般課程試験	生命保険募集人として必要とされる生命保険の基礎知識を習得する課程。
生命保険専門課程試験	生命保険販売に関する専門知識と周辺知識を習得する課程。
生命保険応用課程試験	知識を生かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスの充実を図る課程。
変額保険販売資格試験	変額保険の販売に必要な知識の習得と販売資格の取得。
外貨建保険販売資格試験	外貨建保険の販売に必要な知識の習得と販売資格の取得。
生命保険大学課程試験 6科目	ファイナンシャル・プランニング・サービスの提供に必要な高度な専門知識を習得する課程。 ●生命保険のしくみと個人保険商品 ●ファイナンシャルプランニングとコンプライアンス ●生命保険と税・相続 ●資産運用知識 ●企業向け保険商品とコンサルティング ●社会保障制度

◎生命保険大学課程全科目に合格し、会社からの推薦を得た者だけが、トータル・ライフ・コンサルタントの資格を取得できます。

ま え が き

今日、少子高齢化社会の到来や金融の自由化の進展などに代表されるように社会環境の変化は著しく、これに伴いお客様のニーズも高度化・多様化しており、これらのニーズに応え、よりきめ細かく質の高いサービスを提供することが求められております。

皆さんが受講される本大学課程は、一般課程、専門課程、応用課程など一連の業界共通教育の最高位のコースであります。

カリキュラムは、合計6科目で構成されており、お客様のライフステージや資産の状況に応じ、生活設計に合った生命保険商品を提供したり、また、生命保険に関する税金や相続などの専門知識にもとづき家計管理のアドバイスを行う『ファイナンシャル・プランニングサービス』の提供に関連する高度な専門知識の修得を目的としております。

6科目全科目に合格し、会社からの推せんを受け、業務委員会において認定された方には、『トータル・ライフ・コンサルタント：TLC（生命保険協会認定FP）』の称号が授与されることになっております。

試験は本テキストの記載内容から出題されます。なお、試験の出題対象とはいたしません。学習の理解をより深めていただくため、関連知識・情報を〔参考〕および（注）として掲載しておりますので、ご活用ください。

令和6年6月

一般社団法人 生命保険協会

【受験にあたって】

○試験の実施方法

生命保険業界共通教育試験および生命保険講座試験は、CBT（Computer Based Testing）で実施されます。CBTは、PC画面に表示された試験問題に、マウス操作により回答する方式です。

WEB上に掲載の「CBT体験版」「CBTによる受験の仕方」で、操作方法および試験当日の試験会場に来場してから退場するまでの流れを事前に確認可能となっております。

<https://www20.prometric-jp.com/tutorial/index.html>



○主な注意事項

試験日当日の主な注意事項は、次のとおりです。

1. 受験票および本人確認書類の用意

受験にあたっては、受験票および所定の本人確認書類（注）が必要となります。

（注）以下の条件を満たす本人確認書類を提示できないと受験できません。条件を満たす本人確認書類を用意できない場合には、事前に生命保険会社、もしくは所属の保険代理店に連絡してください。

【前提条件】

- ・原本であること（コピーおよび電子媒体は不可）
- ・氏名が明記されていて受験票の氏名と相違がないこと
- ・有効期限内であること
- ・以下A群およびB群の顔写真で本人確認ができること

【有効な組み合わせ】

■ 1点のみで受験可能（A群より1点）

【A群】 *顔写真付き

- ・運転免許証（公安委員会発行のものに限る）
- ・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のものに限る）
- ・パスポート
- ・在留カード、特別永住者証明書（外国人登録証を含む）
- ・住民基本台帳カード（平成27年12月で発行終了）
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）

■ 2点の組み合わせで受験可能（B群より1点+C群より1点）

その他の確認書類の組み合わせは不可

【B群】 *顔写真付き

- ・社員証（*1）
- ・学生証（*2）

+

【C群】

- ・健康保険証（カード型を含む）
- ・クレジットカード（自署名があること）

（*1）社員証（募集人登録証を含む）

- ・企業名または団体名が記載されていること
- ・顔写真がプラスチックカードに印刷されていること。または、貼付された顔写真に割印、エンボス、ラミネート加工（社員証全体ではなく、顔写真部分のみでも可）のいずれかの処理がされていること

（*2）学生証

- ・中学校、高等学校、高等専門学校、大学、公的機関が設置する職業訓練学校、都道府県知事が認可する専門学校が発行したもの
- ・顔写真が印刷されていること

2. 試験会場の確認・集合時刻の確認

- ①受験票に記載されている集合時刻までに来場してください（受験規定を読み、受付で本人確認をするため5分前に集合するよう心がけてください）。
- ②集合時刻までに来場できなかった場合には欠席扱いとなり受験できません。あらかじめ交通経路や所要時間を確認しておいてください（遅刻または欠席により受験しなかった場合、受験手数料は返金しません）。
- ③来場の際は、公共交通機関をご利用ください。無断駐車は絶対に行わないでください。

3. 試験会場への資料等の持込み不可

- ①試験室内には私物の持ち込みはできません。貴重品や大きな手荷物のご持参はお控えください。
- ②本人確認書類以外のすべての持ち物（受験票、テキスト、携帯電話、腕時計など）は会場に配置されているロッカーに収納します。なお、携帯電話は必ず電源を切った状態でロッカーに収納してください。
- ③机上にはノートボードとペンがセットされています。ノートボードは、試験中のメモ用紙としてご利用いただけます。
- ④試験室は試験監督員、および監視カメラによりモニタリングされています。不正行為が発覚した場合、試験室から即時に退室していただきます。

4. CBTにおける操作方法

初めて受験する場合には、パソコンの操作、試験問題の出題形式および当日の受付の流れについて、「CBT体験版」(<https://www20.prometric-jp.com/tutorial/index.html>)を事前にご確認ください。



【合格情報照会制度について】

一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）では、新たに生命保険募集人（以下「募集人」といいます。）の登録を受けようとする方に対して、顧客に信頼される資質能力を備えた募集人たり得るか否かを選別するための試験である「生命保険一般課程試験」、および募集人を体系的に育成するための教育制度として、業界共通の教育課程試験（「生命保険専門課程試験」「変額保険販売資格試験」「外貨建保険販売資格試験」「生命保険応用課程試験」「生命保険大学課程試験」「生命保険講座試験」）を実施しています。

協会および生命保険会社その他保険業法に基づき保険の引受けを行う者（以下「会社」といいます。）は、協会のデータベース内で保管・管理される、受験申込者に関する情報（以下「受験者情報」といいます。）を、本制度において共同利用しています。

本制度は、協会および会社が受験者情報を利用することにより、会社が採用する職員等の適格性および資質を判断することを助け、適正な試験運営や有能な人材確保により、会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保し、生命保険契約者等の利益の保護および生命保険事業の健全な発展に資することを目的としています。

受験者情報は、上記以外の目的で、第三者に提供されることはありません。また、受験者情報の利用目的を変更した場合には、協会および各会社のホームページ等に掲載いたします。

受験者情報の項目は、氏名、性別、生年月日、連絡先、個人コード、入社時期、退職時期、認定時期、受験番号、受験時期、受験結果、受験会社、会社コード、受講開始時期、受講状況、試験名、募集人登録番号、募集人廃業時期、登録の種類、法令等に基づき募集人登録上必要となる項目、その他本制度の目的を達成するために必要となる募集人または受験の状況に関する項目とします。

受験者情報の保管・管理期間は、「生命保険一般課程試験」および「生命保険講座試験」については受験後5年間、「生命保険専門課程試験」、「変額保険販売資格試験」、「外貨建保険販売資格試験」、「生命保険応用課程試験」および「生命保険大学課程試験」については募集人の廃業（保険募集業務の廃止）後2年後までの間とし、保管・管理期間の経過後は速やかに破棄されます。

受験者情報については、協会および各会社が管理責任を負います。募集人本人は、協会の定める手続きにより、受験者情報の開示を求めることができます。また、受験者情報の内容が事実と相違している場合には、協会の定める手続きにより、受験者情報の内容の訂正等を申し出ることができ、個人情報の保護に関する法律に違反して受験者情報が取り扱われている場合には、協会の定める手続きにより、受験者情報の利用停止または消去を申し出ることができます。本制度に関するご照会は、各試験の受験時の各生命保険会社または協会業務教育部宛にお願いいたします。

協会および各会社の名称・住所・代表者名については、協会ホームページにてご確認いただけます。

目次

第1章 金融商品の基礎知識

第1節 金利の基礎	1
1. 金利計算の基礎	1
第2節 金融商品の特徴と税金	6
1. 換金関係（中途解約）	6
2. 課税関係	7
第3節 現価と終価（6つの係数）	10
1. 終価係数（複利計算表）	10
2. 現価係数（必要元本の計算表）	11
3. 減債基金係数（毎年の必要積立額の計算表）	12
4. 年金終価係数（積立累計額・元利合計額の計算表）	13
5. 資本回収係数（毎年の返済額・受取年金額の計算表）	14
6. 年金現価係数（年金原資の計算表）	15

第2章 金融商品

第1節 景気・経済の動向	16
1. 景気・経済の動向	16
2. 金利・金融政策・為替動向	18
3. 日本の金融市場	22
第2節 金融商品	24
1. 預貯金	24
第3節 非課税貯蓄制度	27
1. 財形制度	27
2. 障害者等の非課税貯蓄制度	31

第3章 債券

第1節 債券の特徴	34
1. 債券とは	34
2. 債券投資の二面性	34

第 2 節 債券の種類	35
1. 発行主体による分類	35
2. 利付債と割引債	36
3. 公募債と縁故債	37
第 3 節 債券の発行条件	37
1. 表面利率（クーポンレート）	37
2. 発行価格	38
3. 償還期限	38
第 4 節 債券の格付け	39
1. 債券格付けの意義	39
2. 債券格付けの意味	39
第 5 節 債券の流通市場	41
1. 取引所市場	41
2. 店頭市場	41
3. 業者間市場	42
第 6 節 債券の売買	42
1. 新発債の購入	42
2. 既発債の売買	42
3. 経過利息（経過利子）	43
第 7 節 債券の税金関係	44
1. 利付債	44
2. 割引債	45
3. 損益通算	45
第 8 節 債券の利回り	45
1. 利回り	45
2. 所有形態別利回り区分	46
3. 利回り計算	46
4. 市場金利と債券価格の相関関係	48
第 9 節 国債	48
1. 国債の種類	48
2. 期間による国債の分類	49
3. 購入しやすい国債	50

第4章 株式

第1節 株式の基礎	52
1. 株式とは	52
2. 株式市場	53
3. 株式投資の手順	53
4. 相場指標	56
第2節 株式の評価（投資指標）	58
1. 配当利回り	58
2. 配当性向	58
3. PER（Price to Earnings Ratio：株価収益率）	58
4. PBR（Price Book-value Ratio：株価純資産倍率）	59
5. ROE（Return On Equity：自己資本利益率）	60
第3節 株式にかかる税金	61
1. 配当課税	61
2. キャピタルゲイン課税	61
3. 損益通算	64
4. 少額投資非課税制度（NISA）	65
第4節 身近な株式商品	66
1. 単元未満株投資（株式ミニ投資）	66
2. 株式累積投資（るいとう）	67
第5節 分散投資	69
1. 銘柄分散	69
2. 通貨分散	69
3. 時間分散	69
4. ドルコスト平均法（時間分散の代表的手法）	70

第5章 投資信託

第1節 投資信託の基礎	72
1. 投資信託とは	72
2. 投資信託の仕組み	73
3. 投資信託のリスク	75

第 2 節 投資信託の分類	78
1. 投資信託の基本的分類	78
2. 投資信託の属性区分による商品分類	80
3. 運用スタイルによる分類	82
第 3 節 投資信託の売買	82
1. 投資信託の売買の手順	82
2. 投資信託の費用	83
3. 基準価額	84
4. 個別元本方式による課税の計算方法	84
5. 換金方法	86
第 4 節 代表的な投資信託	87
1. 追加型（オープン型）公社債投資信託	87
2. 追加型（オープン型）株式投資信託	89
3. 不動産投資信託（J-REIT「リート」）	91
4. 上場投資信託（ETF）	92
第 5 節 確定拠出年金の運用選択としての投資信託	93
1. 確定拠出年金の運用商品	93
2. 運用にあたっての基本的考え方	93
3. 投資教育の重要性	94
4. 確定拠出年金に採用されている投資信託の特徴	94

第 6 章 その他の金融商品

第 1 節 転換社債型新株予約権付社債（転換社債）	95
1. 転換社債型新株予約権付社債（転換社債）の特徴	95
2. 転換社債の諸条件	96
3. 転換社債の売買	98
4. 既発債の売買の目安	98
5. 転換社債の買付代金と売付代金の計算	100
6. 転換社債の税金関係	101
第 2 節 その他の金融商品	101
1. 新株予約権付社債（ワラント債）	101
2. ラップ口座（ラップ・アカウント）	102
3. 純金積立	103
4. 商品ファンド	104

第7章 外貨建て金融商品

第1節 外貨建て金融商品の基礎知識	108
1. 円高・円安	108
2. 円と外貨の為替（交換）レート（TTBとTTS）	109
3. 外貨建て金融商品の注意事項	111
4. 為替差損益	111
第2節 外貨預金	112
1. 種類と特徴	112
2. 損益分岐点	113
3. 外貨預金の税務	115
4. 実質利回りの計算	117
第3節 外国投資信託	119
1. 外国投資信託の仕組み	119
2. 外国投資信託の購入	120
3. 外国投資信託の税務	120
4. 外国投資信託の代表的商品 （外貨建てMMF：マネー・マーケット・ファンド）	120
第4節 外国債券と株式	121
1. 外国債券	121
2. 外国株式	124

第8章 金融資産の保護制度

第1節 預金保険制度	126
1. 預金保険機構	126
2. 対象金融機関	127
3. 対象金融商品	127
4. 預金保護の範囲	127
第2節 保険・証券等の保護	128
1. 生命保険契約者保護機構	128
2. 日本投資者保護基金	129
第3節 金融機関の選択	130
1. ワンストップショッピング	130
2. 金融機関のリスクヘッジ	130

第9章 不動産

第1節 不動産の基礎知識	131
1. 住宅の分類	131
2. 住宅の種類と特徴	132
第2節 不動産活用	133
1. 賃貸	133
2. 有効活用	135
3. 老後の不動産活用	138
第3節 マイホームに関する知識	142
1. 住宅購入に関する知識	142
2. 住宅取得資金に関する税法等	142
3. 共働き夫婦のマイホームの共有名義	144
4. 住宅譲渡時の税法等	145
5. 居住用財産の譲渡の特例等	149

第1章 金融商品の基礎知識

学習のねらい

1. 金融商品やローンの内容を学ぶ前の基本となる金利と利回り等について金利計算の基礎を理解する。
2. 実務に役立つ6種類の係数表の見方と使い方を理解する。

資産運用設計は、生保FPとして、ライフプランにおける人生の三大支出である「教育資金」「住宅資金」「老後生活資金」のアドバイスを行う場合に必須となる。

生保FPは、金融商品やローン・不動産等の専門知識を主に習得するのではなく、あくまでもライフプランにおけるアドバイスができるような基本的・具体的レベルでの知識を備えていることが求められる。

この章では、金融商品やローンの内容を学ぶ前の基本となる事項をわかりやすく解説する。

第1節 金利の基礎

1. 金利計算の基礎

金融商品を選択する場合は、数多くの金融商品の内容を正確に理解し、比較検討する必要がある。満期時の受取金額（元利合計）の計算や金利について、次の事項の確認を行うことが大事である。

金融商品は、「利率」や「金利」などが表示されているが、「利率」とは、「元本（元金）に対する1年あたりに支払われる利息額を率として表示したもの」であり、特に断りが無い限り「年利率」で表示しているのが一般的である。

また金融商品の金利の種類によっては、預入時の「%」表示が同じであっても、満期時受取額が同じとは限らない。

【金利の種類】

- ・単利か複利か

- ・複利なら、1カ月複利か半年複利か1年複利か
- ・年平均利回りか
- ・固定金利か変動金利か
- ・利払型商品か満期一括受取型商品か

したがって金融商品を選択する場合には、これらの違いを理解し、確認しておかなければならない。

(1) 単利・複利

金融商品の利息の付き方には「単利」と「複利」の2種類があり、「単利」は、当初預け入れた元本に対して利息が付き、一方、「複利」は、元本に一定期間ごとに支払われる利息を繰り入れたものを新しい元本とみなして利息が計算される。

単利の利息計算：元利合計額 = 元本 + 元本 × 利率 × 運用期間

複利の利息計算：元利合計額 = 元本 × (1 + 利率)^{運用期間}

(注) 上記利率は、年利率 (%) の数字を100で割り戻し、%を出す前の数値にする。

事例

元本100万円、年利率2%とする。「単利」「複利(1年複利)」のそれぞれで運用した場合、1年後・5年後・10年後の元利合計額はいくらになるか(円未満切捨)

(注) 「年利率」は実勢数値と異なる。

解答

- 1年後
 - 単利：100万円 + 100万円 × 0.02 × 1 = 1,020,000円
 - 複利：100万円 × (1 + 0.02)¹ = 1,020,000円
- 5年後
 - 単利：100万円 + 100万円 × 0.02 × 5 = 1,100,000円
 - 複利：100万円 × (1 + 0.02)⁵ = 1,104,080円 (円未満切捨)
- 10年後
 - 単利：100万円 + 100万円 × 0.02 × 10 = 1,200,000円
 - 複利：100万円 × (1 + 0.02)¹⁰ = 1,218,994円 (円未満切捨)

このように、運用期間が長くなればなるほど、同一の利率であれば「単利運用」より「複利運用」の方が有利であることがわかる。

(注) 利息に対する税金は、第2節を参照。

① 単利の金融商品

代表的なものには、大口定期預金や単利型のスーパー定期、国債などがある。

② 1カ月複利の商品と利息計算

1カ月複利の商品には、外貨建てMMF（マネー・マーケット・ファンド）がある。この商品は毎月末日にその月の利息（分配金）を元本に加えて、新しい元本として再投資する形になる。

$$\text{元利合計} = \text{元本} \times (1 + \text{月利率}^{(注1)})^{\text{月数}^{(注2)}}$$

(注1) 1カ月複利の月利率を求めるには、〔月利率 = 年利率 ÷ 12〕

(注2) 1カ月複利の月数を求めるには、〔月数 = 年数 × 12 + 端数月〕

③ 半年複利の商品と利息計算

半年複利の商品には、定額貯金があり、複利型のスーパー定期、変動金利定期預金も個人が預ける場合に限って、半年複利を選択できる。半年複利の利息計算も、基本的な考え方は1カ月複利の場合と同じで、年利率を2で割り半年ごとの利率を出す。

$$\text{元利合計} = \text{元本} \times (1 + \text{半年利率}^{(注1)})^{\text{年数} \times 2}$$

(注1) 半年複利の半年利率を求めるには、〔半年利率 = 年利率 ÷ 2〕

(注2) 信託銀行の一部では、個人に限り2年以上で半年複利扱いもある。

④ 1年複利の商品と利息計算

1年複利の商品には、期日指定定期預金がある。1年複利の利息計算は、年利率をそのまま適用する。

$$\text{元利合計} = \text{元本} \times (1 + \text{年利率})^{\text{年数}}$$

なお、複利は、預入期間を同一にした場合、預入金額と利率が同じならば1年複利よりも半年複利、半年複利よりも1カ月複利の商品の方が、受取金額は多くなる。

したがって、預入期間を同一にした場合において利息の付き方を比較する場合には、利率ではなく、年平均利回りで比較する。

(2) 年平均利回り

年平均利回りとは、「ある一定期間で得られる利息や収益を1年当たりでいくらになるかを計算し、それを預入当初の元本で割って算出し、率として表示したもの」である。

定額貯金など、複利で利息が付き、満期時に一括して利息が支払われるタイプの金融商品の金利表示には、この「年平均利回り」が使われている。

したがって、金融商品の利息や運用で得た収益などを比較する場合において、年平均利回りという共通の尺度で比較すると適正な比較が可能となる。

$$\text{年平均利回り (\%)} = \frac{\text{収益合計}}{\text{元本}} \div \text{預入年数} \times 100$$

計算例

年利率4%の5年満期のスーパー定期（半年複利型）に100万円を預けた場合の税引後の年平均利回り（税引後利息相当額175,195円）

$$\frac{175,195\text{円}}{100\text{万円}} \div 5\text{年} \times 100 = 3.5039\%$$

（注）「年利率」は実勢数値と異なる。

逆に、一定期間預けた場合の年平均利回りがわかっている場合、満期時の元利合計額は、次の計算式により計算できる。

$$\text{満期時の元利合計} = \text{元本} \times (1 + \text{年平均利回り} \times \text{預入年数})$$

計算例

年平均利回り2.038%の5年満期のスーパー定期に100万円を預けた場合の満期時の元利合計

$$100\text{万円} \times (1 + 0.02038 \times 5\text{年}) = 1,101,900\text{円}$$

（注）「年平均利回り」は実勢数値と異なる。

(3) 固定金利商品・変動金利商品

金融商品は、預入時に約束された利率が満期まで変わらない「固定金利商品」と、預入期間中は金融情勢に応じて適用利率が見直される「変動金利商品」とに

大きく分けることができる。固定金利商品は、満期時の元利合計を確実に計算できるが、変動金利商品は、今後の適用利率を確実に予測することはできないので、満期時などの利息計算はあくまでも目安としての判断材料ということになる。

主な固定金利商品には、スーパー定期預金や大口定期預金、定額貯金、個人向け国債（固定5年タイプ・固定3年タイプ）などがあり、これらの商品は預入後もしくは購入後、政策金利などが上下しても適用利率は満期まで変わらず、毎年（1回か2回）支払われる利息、あるいは満期時の元利合計金額は確定しているので受取額が変わることはない。

一方、変動金利商品には、半年ごとに利率が見直される変動金利定期預金、個人向け国債（変動10年タイプ）などがある。

利率の見直しが半年ごとの商品の場合、預入時に確定しているのは当初半年間の利息だけであって、満期時の元利合計金額は、預入時にはわからない。

なお、代表的な変動金利商品である変動金利定期預金や個人向け国債（変動10年タイプ）などは、預入時の利率が満期まで変わらないものとして年平均利回り并表示しているので、他の金融商品と比較する場合には注意が必要である。

固定金利商品と変動金利商品を選択するにあたっては、金利が上昇傾向のときは変動金利商品が有利となり、低金利のまま適用利率が変わらない固定金利商品は不利となる。逆に金利が低下傾向のときは、固定金利商品はその高金利を満期まで享受できるので有利となり、変動金利商品は適用利率が金利に連動して低下していくので不利となる。

なお、住宅ローンなどのローンにおいては、借りる側から見た場合は上記と逆の考え方になる。

(4) 利払型商品と満期一括受取型商品

金融商品は利息がいつの時点で支払われるかで、「利払型商品」と「満期一括受取型商品」の2つに分かれる。年金がわりに利息を受け取りたいといったニーズには「利払型商品」が便利であるが、「満期一括受取型商品」の方が自動的に利息が利息を生むので元利合計金額は多くなる。

「利払型商品」は、預入期間中に定期的に利息が支払われる。利付国債、個人向け国債などは半年ごとに、預入期間2年以上の大口定期預金および単利型のスーパー定期では1年ごとに中間利払いがある。

「満期一括受取型商品」は、定額貯金、期日指定定期預金などが代表的な商品で、満期時もしくは解約時に元本とともに利息が支払われる。預入期間中に支払われる利息は複利で運用されるのが一般的である。

なお、預入期間3年以上のスーパー定期（半年複利型）では、個人に限って満期一括受取型を選択できる。

第2節 金融商品の特徴と税金

1. 換金関係（中途解約）

(1) 中途換金の取り扱い

金融商品を中途解約しなければならなくなった場合などの換金性は、「いつでも換金できる商品」「一定期間換金できない商品」「全期間原則として換金できない商品」の3種類に区分できる。

いつでも換金できる商品には、銀行の普通預金等があり、いつでも手数料なしに自由に換金できる。スーパー定期や大口定期預金など満期が決まっている定期預貯金はいつでも換金できるが、中途解約は中途解約利率が適用されるため、満期まで預けた場合より利息が少なくなる。また、公社債投資信託もいつでも換金できるが、商品によっては、解約の時期に関係なく解約手数料が必要なため、短期間で解約すると、解約手数料や税金などで元本割れする場合もある。

一定期間換金できない商品には、一定期間据置き後、解約手数料なしで換金できるものとして定額貯金などがあり、一定期間据置き後に所定の解約手数料等を差し引いて換金できるものとして個人向け国債がある。

なお、全期間原則として換金できない商品には、外貨定期預金や定期積金がある。

(2) 中途解約の解約手数料等

ほとんどの金融商品には満期があり、満期のある金融商品は、満期まで預けた場合に限り、当初約束された利息が支払われる。これに対して、満期までその金融商品を保有せず、預入期間中に中途換金した場合は、中途解約利率が適用されたり、解約手数料が差し引かれる金融商品が大半である。

解約手数料は、預入期間にかかわらず一定の手数料がかかるタイプと、預入期間によって手数料が変わるタイプの2つに分かれる。

どちらのタイプとも中途換金する時期が早いほど、解約手数料の元利合計金額に占める割合が大きくなり、利回りは大幅に低下する。

このように、金融商品を選択するにあたっては、運用目的に合わせて極力中途換金をしなくてすむように預入期間（満期）を考慮することも重要なポイントといえる。

換金性による金融商品等の区分

		商品名	制限・解約手数料など
いつでも換金できる	解約手数料なし	普通預金、通常貯金	自由に解約手数料なしで換金できる。
	解約手数料等あり	スーパー定期 大口定期預金 定期貯金	中途解約利率を適用
		公社債投信	手数料と手数料に対する消費税など相当額がかかる。ただし、中には解約手数料がかからないように約款を変更しているものもある。なお、原則として申し出日から4営業日目以降に払戻しされる。
一定期間換金できない	一定期間据置き後、解約手数料なしで換金自由（据置期間中でも換金できるが解約手数料等あり）	定額貯金	6カ月据置き後、換金自由
		期日指定定期預金	1年据置き後、1カ月前に満期日を指定
	解約手数料等あり	個人向け国債 固定3年タイプ 固定5年タイプ 変動10年タイプ	1年経過後換金自由
全期間原則として換金できない		外貨定期預金 定期積金	一部の銀行では中途解約が可能

2. 課税関係

金融商品の利息や運用で得た収益には、所得税と住民税が課税される（障害者等の非課税貯蓄制度の適用者以外）。したがって、「運用利回り」を考える場合は、税金を差し引いた手取額で計算する「実質利回り」で判断することが大切である。

(1) 源泉分離課税と申告分離課税

① 利子所得に対する源泉分離課税

利子所得とは、銀行、信用金庫などの預貯金の利息、公社債投資信託などの収益分配金、国債、地方債、社債などの利息に係わる所得をいう。

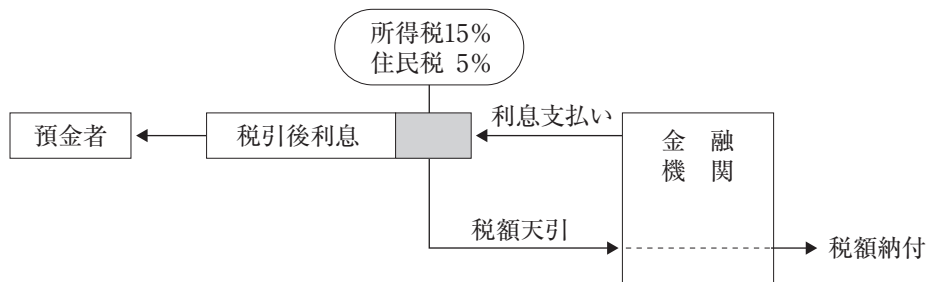
預貯金や一定の公社債等の利子所得に対しては、20%源泉分離課税される。

20%源泉分離課税は、給与所得や事業所得など他の所得と分離して、利息や収益などの利子所得に対して一律20%（所得税15%、住民税5%）の金額を利息等支払時に金融機関が自動的に差し引き（税額天引）、残りの金額が預金者や投資家に支払われる。

したがって、預金者や投資家が受け取る段階ではすでに課税関係は終了しているので、確定申告の必要はない。

なお、債券は種類によって課税方法が異なる（P.44～45を参照）。

20%源泉分離課税のフロー図



(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

② 償還差益に対する申告分離課税

公社債等（割引金融債、割引国債などを含む）の償還差益は、20%申告分離課税であるが、所定の条件を満たした場合は償還時に20%源泉徴収される（P.44～45を参照）。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

③ 金融類似商品に対する源泉分離課税

預金でも貯金でもないが、実態はほとんど預貯金と同様に利用されている商品を金融類似商品といい、この金融類似商品の収益に対しても、預貯金に対する課税と同様に20%源泉分離課税される。

金融類似商品となる商品は、保険期間が5年以下の一時払養老保険（保険期間が5年超で5年以内に解約した場合も含む）、定期積金などである。

(注1) 金融類似商品はマル優対象外商品である。マル優については、P.31～33を参照。

(注2) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(2) 満期一括課税

運用期間中に利払いが行われる長期国債、中期国債、個人向け国債など「利払型商品」の利息は、20%申告分離課税の対象であるが、所定の条件を満たした場合は、利払いのつど20%源泉分離課税が適用される。

一方、定額貯金のように満期時や解約時に一括して利息を受け取る「満期一括受取型商品」は、満期時あるいは解約時に確定した利息に対して1回だけ20%源泉分離課税される。

「満期一括受取型商品」は、運用期間中には利払いがなく、複利商品の場合は、元本に利息がそのまま繰り入れられる。つまり、再投資される額が毎回利息分だけ大きくなるので、その分毎回発生する利息の額も大きくなる。したがって、利払いのつど課税される「利払型商品」に比べて最終的な手取額（元利合計金額）は大きくなる。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

第3節 現価と終価（6つの係数）

ライフプランニングでローン返済額や年金受取額などを計算するときに、次の6つの係数を活用する。なお、各係数表により計算が簡素化できる。

1. 終価係数（複利計算表）

一定金額を複利運用して一定期間後の金額を求めるときに使用する。また、キャッシュフロー表上で、将来の価値を計算するときに活用する。

〔終価係数 = $(1 + \text{利率})^{\text{年数}}$ 〕は次のように利用する。

$$n \text{ 年後の元利合計額} = \text{終価係数} \times \text{元本} \quad ※ n = \text{期間(年)}$$

事例

100万円を年利率2%で10年間複利運用したときの元利合計金額はいくらになるか

（注）「年利率」は実勢数値と異なる。

解答

終価係数表による該当数値は、終価係数表の縦軸：期間（年）より10年、横軸：利率より2%の交差した数値で、これに元本をかけて概算する。

（該当数値）（元本）（10年後の元利合計額）

$$1.219 \times 100\text{万円} = 1,219,000\text{円}$$

終価係数表（1年複利）

利率 期間(年)	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
1	1.010	1.020	1.030	1.040	1.050	1.060	1.070	1.080	1.090	1.100
2	1.020	1.040	1.061	1.082	1.103	1.124	1.145	1.166	1.188	1.210
3	1.030	1.061	1.093	1.125	1.158	1.191	1.225	1.260	1.295	1.331
4	1.041	1.082	1.126	1.170	1.216	1.262	1.311	1.360	1.412	1.464
5	1.051	1.104	1.159	1.217	1.276	1.338	1.403	1.469	1.539	1.611
6	1.062	1.126	1.194	1.265	1.340	1.419	1.501	1.587	1.677	1.772
7	1.072	1.149	1.230	1.316	1.407	1.504	1.606	1.714	1.828	1.949
8	1.083	1.172	1.267	1.369	1.477	1.594	1.718	1.851	1.993	2.144
9	1.094	1.195	1.305	1.423	1.551	1.689	1.838	1.999	2.172	2.358
10	1.105	1.219	1.344	1.480	1.629	1.791	1.967	2.159	2.367	2.594
11	1.116	1.243	1.384	1.539	1.710	1.898	2.105	2.332	2.580	2.853
12	1.127	1.268	1.426	1.601	1.796	2.012	2.252	2.518	2.813	3.138
13	1.138	1.294	1.469	1.665	1.886	2.133	2.410	2.720	3.066	3.452
14	1.149	1.319	1.513	1.732	1.980	2.261	2.579	2.937	3.342	3.797
15	1.161	1.346	1.558	1.801	2.079	2.397	2.759	3.172	3.642	4.177
16	1.173	1.373	1.605	1.873	2.183	2.540	2.952	3.426	3.970	4.595
17	1.184	1.400	1.653	1.948	2.292	2.693	3.159	3.700	4.328	5.054
18	1.196	1.428	1.702	2.026	2.407	2.854	3.380	3.996	4.717	5.560
19	1.208	1.457	1.754	2.107	2.527	3.026	3.617	4.316	5.142	6.116
20	1.220	1.486	1.806	2.191	2.653	3.207	3.870	4.661	5.604	6.727
25	1.282	1.641	2.094	2.666	3.386	4.292	5.427	6.648	8.623	10.835
30	1.348	1.811	2.427	3.243	4.322	5.743	7.612	10.063	13.268	17.449

2. 現価係数（必要元本の計算表）

一定期間後に一定金額を得るために、現在必要な元本金額を求めるときに使用する。

〔現価係数 = $\frac{1}{(1 + \text{利率})^{\text{年数}}}$ 〕 は次のように利用する。

必要元本（現在価値） = 現価係数 × 目標金額

事例

年利率1%で複利運用すると、15年後に200万円にするのに現在必要な元本金額はいくらになるか

（注）「年利率」は実勢数値と異なる。

解答

現価係数表による該当数値は、現価係数表の縦軸：期間（年）より15年、横軸：利率より1%の交差した数値で、これに目標額をかけて概算する。

（表の該当数値）（目標額）（現在必要な元本金額）

$$0.8613 \times 200\text{万円} = 1,722,600\text{円}$$

現価係数表（1年複利）

期間(年) \ 利率	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
1	0.9901	0.9804	0.9709	0.9615	0.9524	0.9434	0.9346	0.9259	0.9174	0.9091
2	0.9803	0.9612	0.9426	0.9246	0.9070	0.8900	0.8734	0.8573	0.8417	0.8264
3	0.9706	0.9423	0.9151	0.8890	0.8638	0.8396	0.8163	0.7938	0.7722	0.7513
4	0.9610	0.9238	0.8885	0.8548	0.8227	0.7921	0.7629	0.7350	0.7084	0.6830
5	0.9515	0.9057	0.8626	0.8219	0.7835	0.7473	0.7130	0.6806	0.6499	0.6209
6	0.9420	0.8880	0.8375	0.7903	0.7462	0.7050	0.6663	0.6302	0.5963	0.5645
7	0.9327	0.8706	0.8131	0.7599	0.7107	0.6651	0.6227	0.5835	0.5470	0.5132
8	0.9235	0.8535	0.7894	0.7307	0.6768	0.6274	0.5820	0.5403	0.5019	0.4665
9	0.9143	0.8368	0.7664	0.7026	0.6446	0.5919	0.5439	0.5002	0.4604	0.4241
10	0.9053	0.8203	0.7441	0.6756	0.6139	0.5584	0.5083	0.4632	0.4224	0.3855
11	0.8963	0.8043	0.7224	0.6496	0.5847	0.5268	0.4751	0.4289	0.3875	0.3505
12	0.8874	0.7885	0.7014	0.6246	0.5568	0.4970	0.4440	0.3971	0.3555	0.3186
13	0.8787	0.7730	0.6810	0.6006	0.5303	0.4688	0.4150	0.3677	0.3262	0.2897
14	0.8700	0.7579	0.6611	0.5775	0.5051	0.4423	0.3878	0.3405	0.2992	0.2633
15	0.8613	0.7430	0.6419	0.5553	0.4810	0.4173	0.3624	0.3152	0.2745	0.2394
16	0.8528	0.7284	0.6232	0.5339	0.4581	0.3936	0.3387	0.2919	0.2519	0.2176
17	0.8444	0.7142	0.6050	0.5134	0.4363	0.3714	0.3166	0.2703	0.2311	0.1978
18	0.8360	0.7002	0.5874	0.4936	0.4155	0.3503	0.2959	0.2502	0.2120	0.1799
19	0.8277	0.6864	0.5703	0.4746	0.3957	0.3305	0.2765	0.2317	0.1945	0.1635
20	0.8195	0.6730	0.5537	0.4564	0.3769	0.3118	0.2584	0.2145	0.1784	0.1486
25	0.7798	0.6095	0.4776	0.3751	0.2953	0.2330	0.1842	0.1460	0.1160	0.0923
30	0.7419	0.5521	0.4120	0.3083	0.2314	0.1741	0.1314	0.0994	0.0754	0.0573

3. 減債基金係数（毎年の必要積立額の計算表）

一定期間後に一定金額を得るために、毎年どれだけ積立てをすればよいかを求めるときに使用する。

〔減債基金係数 = $\frac{\text{利率}}{(1 + \text{利率})^{\text{年数}} - 1}$ 〕 は次のように利用する。

毎年の必要積立額 = 減債基金係数 × 目標金額

事例

年利率 2 % で 20 年後に 1,000 万円を貯めるのに必要な毎年の積立額はいくらになるか

(注) 「年利率」は実勢数値と異なる。

解答

減債基金係数表による該当数値は、減債基金係数表の縦軸：期間（年）より 20 年、横軸：利率より 2 % の交差した数値で、これに目標額をかけて概算する。

$$\begin{aligned} & (\text{該当数値}) \quad (\text{目標額}) \quad (\text{毎年必要積立額}) \\ & 0.04116 \quad \times \quad 1,000 \text{万円} \quad = \quad 411,600 \text{円} \end{aligned}$$

減債基金係数表（1 年複利）

利率 期間(年)	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
1	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000
2	0.49751	0.49505	0.49261	0.49020	0.48780	0.48544	0.48309	0.48077	0.47847	0.47619
3	0.33002	0.32675	0.32353	0.32035	0.31721	0.31411	0.31105	0.30803	0.30506	0.30211
4	0.24628	0.24262	0.23903	0.23549	0.23201	0.22859	0.22523	0.22192	0.21867	0.21547
5	0.19604	0.19216	0.18835	0.18463	0.18097	0.17740	0.17389	0.17046	0.16708	0.16380
6	0.16255	0.15853	0.15460	0.15076	0.14702	0.14336	0.13980	0.13632	0.13292	0.12961
7	0.13863	0.13451	0.13051	0.12661	0.12282	0.11914	0.11555	0.11207	0.10870	0.10541
8	0.12069	0.11651	0.11246	0.10853	0.10472	0.10104	0.09747	0.09401	0.09068	0.08744
9	0.10674	0.10252	0.09843	0.09449	0.09069	0.08702	0.08349	0.08008	0.07680	0.07364
10	0.09558	0.09133	0.08723	0.08329	0.07950	0.07587	0.07238	0.06903	0.06582	0.06275
15	0.06212	0.05783	0.05377	0.04994	0.04634	0.04296	0.03979	0.03683	0.03406	0.03147
20	0.04542	0.04116	0.03722	0.03358	0.03024	0.02718	0.02439	0.02185	0.01955	0.01746

4. 年金終価係数（積立累計額・元利合計額の計算表）

毎年、一定金額を積み立てていく場合、一定期間後の元利合計金額はいくらになるかを求めるときに使用する。

$$\left[\text{年金終価係数} = \frac{(1 + \text{利率})^{\text{年数}} - 1}{\text{利率}} \right] \text{は次のように利用する。}$$

$$\text{積立累計額} \cdot \text{元利合計額} = \text{年金終価係数} \times \text{毎年の積立額}$$

事例

年利率2%で毎年10万円を20年間積み立てた場合の元利合計金額はいくらになるか

(注)「年利率」は実勢数値と異なる。

解答

年金終価係数表による該当数値は、年金終価係数表の縦軸：期間（年）より20年、横軸：利率より2%の交差した数値で、これに毎年の積立額をかけて概算する。

(該当数値) (毎年の積立額) (積立累計額・元利合計額)

$$24.297 \times 10\text{万円} = 2,429,700\text{円}$$

年金終価係数表（1年複利）

利率 % 期間(年)	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8	4.0	4.2	4.4	4.6	4.8	5.0	
1	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
2	2.010	2.012	2.014	2.016	2.018	2.020	2.022	2.024	2.026	2.028	2.030	2.032	2.034	2.036	2.038	2.040	2.042	2.044	2.046	2.048	2.050	2.050
3	3.030	3.036	3.042	3.048	3.054	3.060	3.066	3.073	3.079	3.085	3.091	3.097	3.103	3.109	3.115	3.122	3.128	3.134	3.140	3.146	3.153	3.153
4	4.060	4.073	4.085	4.097	4.109	4.122	4.134	4.146	4.159	4.171	4.184	4.196	4.209	4.221	4.234	4.246	4.259	4.272	4.285	4.297	4.310	4.310
5	5.101	5.121	5.142	5.163	5.183	5.204	5.225	5.246	5.267	5.288	5.309	5.330	5.352	5.373	5.395	5.416	5.438	5.460	5.482	5.504	5.526	5.526
6	6.152	6.183	6.214	6.245	6.277	6.308	6.340	6.372	6.404	6.436	6.468	6.501	6.534	6.567	6.600	6.633	6.666	6.700	6.734	6.768	6.802	6.802
7	7.214	7.257	7.301	7.345	7.390	7.434	7.479	7.525	7.570	7.616	7.662	7.709	7.756	7.803	7.851	7.898	7.946	7.995	8.044	8.093	8.142	8.142
8	8.286	8.344	8.403	8.463	8.523	8.583	8.644	8.705	8.767	8.829	8.892	8.956	9.020	9.084	9.149	9.214	9.280	9.347	9.414	9.481	9.549	9.549
9	9.369	9.444	9.521	9.598	9.676	9.755	9.834	9.914	9.995	10.077	10.159	10.242	10.326	10.411	10.496	10.583	10.670	10.758	10.847	10.936	11.027	11.027
10	10.462	10.558	10.654	10.752	10.850	10.950	11.050	11.152	11.255	11.359	11.464	11.570	11.677	11.786	11.895	12.006	12.118	12.231	12.346	12.461	12.578	12.578
11	11.567	11.684	11.803	11.924	12.045	12.169	12.293	12.420	12.548	12.677	12.808	12.940	13.074	13.210	13.347	13.486	13.627	13.769	13.913	14.059	14.207	14.207
12	12.683	12.825	12.969	13.114	13.262	13.412	13.564	13.718	13.874	14.032	14.192	14.354	14.519	14.686	14.855	15.026	15.199	15.375	15.553	15.734	15.917	15.917
13	13.809	13.978	14.150	14.324	14.501	14.680	14.862	15.047	15.235	15.425	15.618	15.814	16.013	16.214	16.419	16.627	16.838	17.052	17.269	17.489	17.713	17.713
14	14.947	15.146	15.348	15.553	15.762	15.974	16.189	16.408	16.631	16.857	17.086	17.320	17.557	17.798	18.043	18.292	18.545	18.802	19.063	19.329	19.599	19.599
15	16.097	16.328	16.563	16.802	17.046	17.293	17.545	17.802	18.063	18.329	18.599	18.874	19.154	19.439	19.729	20.024	20.324	20.629	20.940	21.257	21.579	21.579
16	17.258	17.524	17.795	18.071	18.353	18.639	18.931	19.229	19.533	19.842	20.157	20.478	20.805	21.139	21.478	21.825	22.177	22.537	22.903	23.277	23.657	23.657
17	18.430	18.734	19.044	19.360	19.683	20.012	20.348	20.691	21.040	21.397	21.762	22.133	22.512	22.900	23.294	23.698	24.109	24.529	24.957	25.394	25.840	25.840
18	19.615	19.959	20.311	20.670	21.037	21.412	21.796	22.187	22.588	22.997	23.414	23.841	24.278	24.724	25.180	25.645	26.121	26.608	27.105	27.613	28.132	28.132
19	20.811	21.198	21.595	22.001	22.416	22.841	23.275	23.720	24.175	24.640	25.117	25.604	26.103	26.614	27.136	27.671	28.219	28.779	29.352	29.939	30.539	30.539
20	22.019	22.453	22.897	23.353	23.819	24.297	24.787	25.289	25.803	26.330	26.870	27.424	27.991	28.572	29.168	29.778	30.404	31.045	31.702	32.376	33.066	33.066
25	28.243	28.954	29.688	30.444	31.225	32.030	32.861	33.719	34.604	35.517	36.459	37.432	38.436	39.472	40.542	41.646	42.786	43.963	45.178	46.432	47.727	47.727
30	34.785	35.855	36.967	38.122	39.321	40.568	41.864	43.210	44.609	46.064	47.575	49.147	50.781	52.481	54.247	56.085	57.996	59.984	62.051	64.202	66.439	66.439

5. 資本回収係数（毎年の返済額・受取年金額の計算表）

一定金額を一定期間で取り崩していく場合、毎年どれだけの金額が得られるかを求める場合に用いられ、一般には借入金に対する利息を含めた毎年の返済額を求めるときに使用する。また、まとまった資金を年金として受け取る場合の年金額を求めるときにも使用する。

〔資本回収係数 = $\frac{\text{利率}}{(1 + \text{利率})^{\text{年数}} - 1} + \text{利率}$ 〕は次のように利用する。

毎年の返済額・受取年金額 = 資本回収係数 × 借入金額・元本

事例

3,000万円を年利率3%で借り入れて20年間で返済する場合の毎年の返済額はいくらになるか

（注）「年利率」は実勢数値と異なる。

解答

資本回収係数表による該当数値は、資本回収係数表の縦軸：期間（年）より20年、横軸：利率より3%の交差した数値で、これに借入金額をかけて概算する。

（該当数値）（借入金額）（毎年の返済額）
0.06722 × 3,000万円 = 2,016,600円

資本回収係数表（1年複利）

利率 期間(年)	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%
1	1.01000	1.02000	1.03000	1.04000	1.05000	1.06000	1.07000	1.08000	1.09000	1.10000
2	0.50751	0.51505	0.52261	0.53020	0.53780	0.54544	0.55309	0.56077	0.56847	0.57619
3	0.34002	0.34675	0.35353	0.36035	0.36721	0.37411	0.38105	0.38803	0.39505	0.40211
4	0.25628	0.26262	0.26903	0.27549	0.28201	0.28859	0.29523	0.30192	0.30867	0.31547
5	0.20604	0.21216	0.21835	0.22463	0.23097	0.23740	0.24389	0.25050	0.25709	0.26380
6	0.17255	0.17853	0.18460	0.19076	0.19702	0.20336	0.20980	0.21632	0.22292	0.22961
7	0.14863	0.15451	0.16051	0.16661	0.17282	0.17914	0.18555	0.19207	0.19869	0.20541
8	0.13069	0.13651	0.14246	0.14853	0.15472	0.16104	0.16747	0.17401	0.18067	0.18744
9	0.11674	0.12252	0.12843	0.13449	0.14069	0.14702	0.15349	0.16008	0.16680	0.17364
10	0.10558	0.11133	0.11723	0.12329	0.12950	0.13587	0.14238	0.14903	0.15582	0.16275
15	0.07212	0.07783	0.08377	0.08994	0.09634	0.10296	0.10979	0.11683	0.12406	0.13147
20	0.05542	0.06116	0.06722	0.07358	0.08024	0.08718	0.09439	0.10185	0.10955	0.11746

6. 年金現価係数（年金原資の計算表）

一定期間に一定金額を受け取るためには、現在いくらの元本があればよいかを求めるときに用いられ、一般には希望する年金額を受け取るために必要な年金原資を求めるときに使用する。

$$[\text{年金現価係数} = \frac{(1 + \text{利率})^{\text{年数}} - 1}{\text{利率} \times (1 + \text{利率})^{\text{年数}}}] \text{ は次のように利用する。}$$

$$\text{年金原資} = \text{年金現価係数} \times \text{毎年の受取額}$$

事例

年利率3%で運用して毎年100万円の年金を15年間受け取るのに必要な年金原資はいくらになるか

(注)「年利率」は実勢数値と異なる。

解答

年金現価係数表による該当数値は、年金現価係数表の縦軸：期間（年）より15年、横軸：利率より3%の交差した数値で、これに毎年の受取額をかけて概算する。

$$(\text{該当数値}) (\text{毎年の受取額}) (\text{年金原資}) \\ 11.938 \times 100\text{万円} = 11,938,000\text{円}$$

年金現価係数表（1年複利）

利率 % 期間(年)	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	3.0	3.2	3.4	3.6	3.8	4.0	4.2	4.4	4.6	4.8	5.0
1	0.990	0.988	0.986	0.984	0.982	0.980	0.978	0.977	0.975	0.973	0.971	0.969	0.967	0.965	0.963	0.962	0.960	0.958	0.956	0.954	0.952
2	1.970	1.965	1.959	1.953	1.947	1.942	1.936	1.930	1.925	1.919	1.913	1.908	1.902	1.897	1.892	1.886	1.881	1.875	1.870	1.865	1.859
3	2.941	2.929	2.918	2.906	2.895	2.884	2.873	2.862	2.851	2.840	2.829	2.818	2.807	2.796	2.786	2.775	2.765	2.754	2.744	2.733	2.723
4	3.902	3.883	3.864	3.845	3.826	3.808	3.789	3.771	3.753	3.735	3.717	3.699	3.682	3.664	3.647	3.630	3.613	3.596	3.579	3.562	3.546
5	4.853	4.825	4.797	4.769	4.741	4.713	4.686	4.659	4.632	4.606	4.580	4.554	4.528	4.502	4.477	4.452	4.427	4.402	4.378	4.354	4.329
6	5.795	5.756	5.717	5.678	5.639	5.601	5.564	5.527	5.490	5.453	5.417	5.381	5.346	5.311	5.276	5.242	5.208	5.175	5.141	5.108	5.076
7	6.728	6.676	6.624	6.573	6.522	6.472	6.423	6.374	6.325	6.278	6.230	6.184	6.137	6.092	6.047	6.002	5.958	5.914	5.871	5.829	5.786
8	7.652	7.585	7.519	7.453	7.389	7.325	7.263	7.201	7.140	7.079	7.020	6.961	6.903	6.845	6.789	6.733	6.677	6.623	6.569	6.516	6.463
9	8.566	8.483	8.401	8.320	8.241	8.162	8.085	8.009	7.933	7.859	7.786	7.714	7.643	7.573	7.504	7.435	7.368	7.302	7.236	7.172	7.108
10	9.471	9.370	9.271	9.174	9.077	8.983	8.889	8.797	8.707	8.618	8.530	8.444	8.359	8.275	8.192	8.111	8.031	7.952	7.874	7.797	7.722
11	10.368	10.248	10.129	10.013	9.899	9.787	9.676	9.568	9.461	9.356	9.253	9.151	9.051	8.953	8.856	8.760	8.667	8.574	8.484	8.394	8.306
12	11.255	11.114	10.976	10.840	10.706	10.575	10.447	10.320	10.196	10.074	9.954	9.836	9.720	9.607	9.495	9.385	9.277	9.171	9.067	8.964	8.863
13	12.134	11.970	11.810	11.653	11.499	11.348	11.200	11.055	10.912	10.772	10.635	10.500	10.368	10.238	10.111	9.986	9.863	9.742	9.624	9.508	9.394
14	13.004	12.817	12.634	12.454	12.278	12.106	11.938	11.772	11.610	11.452	11.296	11.144	10.994	10.848	10.704	10.563	10.425	10.290	10.157	10.026	9.899
15	13.865	13.653	13.445	13.242	13.044	12.849	12.659	12.473	12.291	12.112	11.938	11.767	11.600	11.436	11.276	11.118	10.964	10.814	10.666	10.521	10.380
16	14.718	14.479	14.246	14.018	13.795	13.578	13.365	13.157	12.954	12.755	12.561	12.371	12.185	12.004	11.826	11.652	11.482	11.316	11.153	10.994	10.838
17	15.562	15.296	15.035	14.781	14.534	14.292	14.056	13.825	13.600	13.381	13.166	12.957	12.752	12.552	12.357	12.166	11.979	11.797	11.619	11.444	11.274
18	16.398	16.102	15.814	15.533	15.259	14.992	14.732	14.478	14.230	13.989	13.754	13.524	13.300	13.081	12.868	12.659	12.456	12.257	12.064	11.874	11.690
19	17.226	16.900	16.582	16.273	15.972	15.678	15.393	15.115	14.844	14.581	14.324	14.073	13.829	13.592	13.360	13.134	12.914	12.699	12.489	12.285	12.085
20	18.046	17.687	17.339	17.001	16.671	16.351	16.040	15.737	15.443	15.156	14.877	14.606	14.342	14.085	13.834	13.590	13.353	13.121	12.896	12.676	12.462
25	22.023	21.488	20.971	20.472	19.990	19.523	19.073	18.637	18.215	17.808	17.413	17.031	16.662	16.304	15.958	15.622	15.297	14.982	14.677	14.381	14.094
30	25.808	25.069	24.360	23.679	23.025	22.396	21.793	21.212	20.654	20.117	19.600	19.103	18.625	18.164	17.720	17.292	16.880	16.482	16.099	15.729	15.372

第2章 金融商品

学習のねらい

1. 景気・経済の動向に関する基礎的知識を理解する。
2. 銀行等が取り扱う金融商品のうち、預貯金を理解する。
3. 財形貯蓄制度の特徴と要件を理解し、非課税制度や利用上の注意点を理解する。
4. 障害者等に対する非課税貯蓄制度の制度内容を理解する。

第1節 景気・経済の動向

1. 景気・経済の動向

生保FPがお客さまに対して資産設計のアドバイスを行う場合に、景気や経済の動きを無視することはできない。景気の動向は、市場金利や為替相場に反映し、これを受けて国の経済政策、金融・財政政策の運営がなされるというように、それぞれが複合して影響を与え合っている。

したがって、これらの先行きを予測することは、専門家でも難しいといえるが、経済の動きをいくつかの要因に分けて、個別に分析を行ってみると相互関係が明確になり、金利や為替等の動きが理解できるようになる。

(1) 景気指標

景気の動向を予測するには、定期的に発表される「景気動向指数」「日銀短観」が参考になる。

① 景気動向指数

景気動向指数は、毎月内閣府から発表される指標で、景気に先行して動く「先行指数」、一致して動く「一致指数」、遅れて動く「遅行指数」の3通りの指数がある。

特に「一致指数」は、景気の現状の局面を判断するために重要な指標である。

一致指数が上昇しているときに景気拡張局面、低下しているときに景気後退局面と判断されている。

② 日銀短観

日本銀行（以下、「日銀」）が景気の現状と先行きについて民間企業にアンケート調査を行うもので、正式には「全国企業短期経済観測調査」という。この調査は毎年3月、6月、9月、12月に実施され、その翌月（12月調査は当月中）に結果が公表される。

日銀短観で行われるさまざまな調査の中でも、企業の景況感を示す「業況判断D I（Diffusion Index）」については、日銀が金融政策運営上の重要な判断材料とするとともに、株式市場などからも注目されている指標である。業況判断D I調査は、対象企業の経営者層から、業況が「良い」「さほど良くない」「悪い」の3つの選択肢の中から回答をもらうという、非常に主観的な判断による数値であるが、それだけに経営者層の実感と景気の現状とのズレが少なく、D Iの動きと「景気の山」「景気の谷」とは、ほぼ一致することが多い。

(2) 物価指標

物価動向をみる指標としては、企業間の取引および貿易取引における商品の価格変動を捉える「企業物価指数」と、家庭で購入する商品やサービスの価格変動を捉える「消費者物価指数」とがある。企業物価指数は、為替や原油価格の動向が直接影響を与えるので、消費者物価指数に比べて短期的な変動が大きい。

したがって、景気や金利の見通しを立てる場合に、中長期の物価動向を捉えるには消費者物価指数を用いることが多い。マーケットの注目度も消費者物価指数の方が高いといえる。

景気動向の判断にあたっては、その他に、国内総生産（GDP）、鉱工業生産指数、消費者態度指数、マネースtock統計などの指標も参考にして総合的に分析することが大切である。

(注) マネースtock統計とは、一般法人、個人、地方公共団体などの通貨保有主体（＝金融機関・中央政府以外の経済主体）が保有する通貨量の残高を集計したものである。

(3) 経済指標

経済状態の全体像を捉えるための最も基本的な方法は、国民所得統計で示される数値を分析することである。国民所得統計は、四半期ごとに集計し、内閣府から発表される。

国民所得統計で最も注目される数値が、国内総生産（GDP）＝国内総支出（GDE）である。GDPは、国内で作り出された財・サービス等の付加価値の総額であり、一国の経済規模を表している。このGDPの伸びを示すものが経済成長率である。経済成長率は、一国の経済が拡大基調なのか、どの程度の成長をしているのかを全体として把握する指標である。

国民所得統計には、名目値と実質値がある。名目値とは、物価水準による調整を行わず、その時々々の時価で評価した数値であり、実質値は、物価水準による調整を行った数値である。

国内総支出（GDE）で、最も金額の大きい項目は民間最終消費支出であり、全体の約55%前後を占める。したがって、経済成長を支えるものは民間消費であるといっても過言ではない。

2. 金利・金融政策・為替動向

(1) 金利

金利とは、お金を貸し借りする場合の利息である。この利息が高いと借りにくく、低いと借りやすい。したがって、金利が低く借り手がお金を借りやすければ、市中に出回るお金が増加し、経済活動が活発になって景気が良くなる。逆に、金利が高いと経済活動が抑制されて景気は後退する。また、景気には波があり、その波は、時として大きくブレることがある。景気が過熱しすぎると物の値段が高くなってインフレとなり、景気が低迷し底割れするとデフレになる。これらの行きすぎを未然に防ぐために、マーケット自体が、ある程度自動調節弁として金利を調整する役割を果たす。

つまり、景気が良くなってお金の借り手が多くなりすぎると、金利が高くなり、借りにくくなる。逆に、景気が低迷していると金利は下がり、借りやすくなる。この自動調節弁としての機能が有効に働かないときには、日本銀行が金融政策を発動して金利を調整することになる。

(注1)「インフレ」とは、インフレーションのことで、持続的に物価水準が上昇する状態をいう。個別の商品や資産ではなく、消費者物価指数や企業物価指数等で計測される一般物価水準の上昇をいう。

(注2)「デフレ」とは、デフレーションのことで、一般物価水準が全般的かつ持続的に下落する状態をいう。単に物価水準が低下するだけでなく、生産水準の低下や雇用の悪化等景気後退や不況を伴うものをいう。

金利の種類

政策金利	日本銀行（以下、「日銀」）が金融機関（民間銀行）に貸し出す基準金利のことで、好況時には金利を高く設定して過度な景気行きすぎやインフレを抑え、また、不況時には金利を低く設定して景気を刺激するなどの効果を狙う。金利自由化前の規制金利下においては、日銀は「公定歩合（現在の名称は「基準割引率および基準貸付利率）」を政策金利としていたが、1994年（平成6年）以降の金融自由化の進展とともに、現在では、短期金融市場の金利である「無担保コールレート（翌日物）」が政策金利となっている。
長期プライム・レート	優良企業に対する長期の最優遇貸出レートのこと。従来は長期信用銀行が発行する5年物の利付金融債（募集債）の表面利率＋0.9%に設定されていたが、現在では資金調達レートをもとに決められている。
新短期プライム・レート	優良企業に対する短期の最優遇貸出レートのこと。CD3カ月物のレートをベースに各金融機関の総合的な資金調達コストを反映した市場連動型になっている。
新長期プライム・レート	長期変動基準金利のこと。新短期プライム・レート（新短プラ）に一定の利率を上乗せした水準に設定される。

(2) 金融政策

金融政策とは、一国の景気を安定させ持続的な経済成長を実現させるために、中央銀行である日本銀行が行う政策である。

金融政策の目的は、以下のとおりである。

① 物価の安定

日本銀行は、自ら発行した紙幣の価値を下落させる物価上昇を最も嫌うため、国民生活に直接影響を与える物価を調節すること、またそのために為替相場の安定を図り通貨価値の維持に努めることが最大の目的といえる。

② 持続的な経済成長

失業者を減らし、経済を活性化して安定的かつ持続的な経済成長を目指す。

③ 国際収支の均衡

国際収支のバランスを考慮し不均衡を是正することによって、国際社会の一員として国の安定的な経済成長を図る。

(注) 国際収支とは、一定の期間における居住者と非居住者の間で行われたあらゆる対外経済取引（財貨、サービス、証券等の各種経済金融取引、それらに伴って生じる決済資金の流れ等）を体系的に記録した統計をいう。

以上の目的を実現するために、日本銀行は次の3つの手段を適宜用いる。

金融政策の手段

<p>政策金利操作</p>	<p>従来は、日本銀行（以下、「日銀」）が金融機関（民間銀行）に対して直接資金を貸し出す際の政策金利である公定歩合を上下させ、民間銀行が借主に対する貸出コストを変化させることにより経済活動に影響を与えていた。現在は、民間銀行の金利が完全に自由化されていることから、日銀は、短期金融市場の金利である「無担保コールレート（翌日物）」に直接介入することによって政策金利を調節している。</p> <p>無担保コールレート（翌日物）には、日銀の「緩め」「きつめ」「中立」という金融調節に対する姿勢が明確に表れる場合が多い。1999年（平成11年）4月に日銀がいわゆる「ゼロ金利」状態を作り出したのも、この無担保コールレート（翌日物）の金利誘導による。なお、「基準割引率および基準貸付利率（かつての公定歩合）」は、「補完貸付制度（日銀が民間銀行が差し出す担保の範囲内で短期資金を貸し出す制度）」の適用金利となっていることから、日銀が政策金利である無担保コールレート（翌日物）を誘導する際の上限金利として利用されている。</p>
<p>支払準備率操作 (預金準備率操作)</p>	<p>支払準備金不足により預金の支払いができなくなるのを防ぐため、民間銀行は、預金の一定割合を法定準備金として、無利子で日銀に預け入れることを義務づけられている。このときの一定割合を「法定準備率」といい、日銀が法定準備率を変更することを支払準備率操作（預金準備率操作）という。</p> <p>法定準備率が引き下げられると、民間銀行は資金が余り貸出を増加させる（金利が低下する）ので、市中に出回る資金が増加し景気が拡大する。</p> <p>逆に、法定準備率が引き上げられると、民間銀行は資金不足となり貸出を抑制（金利が上昇）するので、市中に出回る資金が減少し景気が後退する（景気過熱が冷やされる）。</p>
<p>公開市場操作</p>	<p>公開市場操作には、「買いオペレーション（買いオペ）」と「売りオペレーション（売りオペ）」がある。「買いオペ」は、短期金融市場で民間銀行が保有する債券等を買上げ、市中に現金を供給することにより資金の総量を増加させ、金利を低めに誘導する効果がある。近年では「量的・質的金融緩和」の手段として、長期国債、ETF、J-REIT等の買入れも行われている。</p> <p>逆に、「売りオペ」は、日銀が保有する債券等を売り出し、市中の現金を吸収することにより資金の総量を減少させ、金利を高めに誘導する効果がある。</p>

(注) 2016年（平成28年）1月、原油価格の下落や新興国・資源国経済の不透明感の高まりを受け、金融市場が不安定化したことなどから、物価の基調に悪影響が及ぶリスクが増大しているとして、資金の流れを活発にして景気や物価を下支えしようと、日銀当座預金の一部に対しマイナス金利を導入した（マイナス金利付き量的・質的金融緩和）。さらに、日本銀行では、2016年（平成28年）9月、政策委員会・金融政策決定会合において、長短金利操作などを通して2%の「物価安定の目標」の早期実現を目指し、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を決定した。

(3) 為替動向

為替動向に影響を与える主な変動要因は次のとおりである。

① ファンダメンタルズ要因

ファンダメンタルズ要因とは、経済成長率・インフレ率・国際収支および原油価格の動向等を指す。一国の通貨の価値は、その国に投資した場合の投資効率が良いかどうか大きく依存する。経済成長率が高い国は投資効率が高いので、その国への投資が増える。それはその国の通貨が買われていることにつながるため通貨高となる。ただし、経済成長率の名目値だけが高くても、実質の投資効率が高いとは必ずしもいえないので、その国のインフレ率や国際収支のバランスも重要な要素になる。

② 需給要因

需給要因は、基本的な各国通貨の「需要」と「供給」の関係である。各国の貿易の決済における実需、通貨当局（日本の場合は日本銀行）の介入や生命保険会社などの機関投資家の投資行動による通貨の需給等が為替動向に影響を与える。最近では、短期的には、ヘッジファンドの投資行動が為替を大きく変動させる要因ともいわれている。

(注)「ヘッジファンド」とは、さまざまな国の金利や為替レートに差がある場合、その差を狙って大量の資金を動かすことで利益を得たり、資産間のリスクを相殺させることでリターンを求める投資ファンドのことをいい、米国で生まれた私的な投資組合が始まりとされている。かつては、機関投資家や一部の富裕層などが大口の資金を運用する手段であったが、最近では年金基金が運用実績を上げるために組み込んだり、個人が小口運用に用いたりするようになってきている。

③ 各国における金利差

国際化が進展し、今や、お金も情報も国境を越えて驚くほどのスピードで世界中を駆け巡っている。そのため、各国の金利動向によって、より高い収益を求めて巨大な資金が目まぐるしく移動し、為替に影響を与える。たとえば、米国の金利が日本の金利より高い場合、相対的に円よりもドルでの運用が有利になるため、対米投資へ資金が流れ、通常はドル高円安傾向となる。ただし、常に各国における金利差の変動が要因で為替が動くとは限らないので、注意が必要である。

④ 政策的な要因

先進国首脳会議やその他の国際会議等で行われる国際協調体制の状況や、さらには各国の税制変更や外国為替法等の法律改正なども為替に影響を与える。

このように、為替の動向は、さまざまな要因が複雑に重なり合って影響しているため、特に、短期的な予測は難しいといえる。

3. 日本の金融市場

(1) 金融市場とは

金融市場とは、多数の参加者が、金利の動きや資金の過不足額を見比べながら、資金を供給したり、借り入れたりする取引の「場」をいう。株式市場のように証券取引所における取引や、外国為替市場・コール市場のように電話などで巨額の資金を動かす取引がある。なお、銀行の窓口で預金したり、ローンを組んだりする^{あいたい}相対取引は、金融市場には含まれない。

金融市場は取引の対象となる資金の種類や満期までの期間の長短、取引の性格、市場参加者の範囲などによっていくつかに分類される。

まず、金融市場で取引される金融商品の満期までの期間により、短期金融市場と長期金融市場とに区分される。

金融市場の分類

金融市場	短期金融市場（マネーマーケット） ※取引する金融商品の満期までの期間が短期（1年未満）のもの	インターバンク市場	コール市場
			手形市場
		オープン市場	CD市場
			CP市場
			T-Bill市場
			債券現先市場
			債券レボ市場
	長期金融市場（資本市場） ※取引する金融商品の満期までの期間が長期（1年以上）のもの	債券市場	発行市場
			流通市場
		株式市場	発行市場
流通市場			

(2) 短期金融市場

取引される資金の満期までの期間が1年未満の市場のことで、市場参加者が、銀行、生命保険会社、損害保険会社、証券会社等の金融各社に限定されている「インターバンク市場」と、一般の事業会社や個人でも参加できる「オープン市場」とに分かれる。

① インターバンク市場

インターバンク市場では、金融機関同士でごく短期間の資金の過不足を補うために、コール市場と手形市場などで資金のやり取りが行われる。また、インターバンク市場は、日本銀行が金融政策を具体的に実施する場所でもあり、金融調節の手段として、中核的な役割を果たしている。

② オープン市場

オープン市場には、事業法人、官公庁共済組合、地方公共団体など金融機関以外も参加でき、CD（譲渡性預金）市場、CP（優良事業法人の短期借入目的の約束手形）市場、T-Bill（国庫短期証券）市場、債券現先市場、債券レポ市場などでそれぞれの金融商品を媒介にして、資金の調達と運用が行われる。

なお、インターバンク市場で行われる日本銀行の金融調節は、オープン市場に波及し、やがて長期金融市場にも影響を与え、金融市場全体に広がっていく。

(注1) 債券現先：一定期間後に、一定価格で反対売買（買い戻すあるいは売り戻すこと）を条件に債券を取引するもの。現先取引ともいわれ、買い戻し条件付売買（売現先）と売り戻し条件付売買（買現先）とがある。

(注2) 債券レポ：現金を担保に債券を貸し借りする取引で、「現金担保付債券貸借取引」のことを指す。

(3) 長期金融市場

「債券市場」と「株式市場」とがある。

① 債券市場

「債券市場」は、企業が発行する社債や金融機関が発行する金融債、政府が発行する国債、地方公共団体が発行する地方債、政府保証債などを取引する市場であり、債券を発行する「発行市場」と、発行された債券を売買する「流通市場」からなる。

債券市場の日々の動向からそのトレンドを読むことにより、現状の景気・物価・為替等の国内外の経済活動やその先行きについての見通しが立てられる。

また、長期金融市場の動向は、日本銀行の金融政策を占ううえでも重要な判断材料となる。長期金利の代表的な目安とされるのは、新発の10年長期国債の流通利回りである。

(注) 政府保証債とは、政府関係機関や特殊法人等が発行する債券のうち、政府が元本や利息の支払いを保証しているもの。

② 株式市場

「株式市場」は、企業が発行する株式を取引する市場で、債券市場同様に発行市場と流通市場からなる。株式市場は、金利の動きを直接反映する債券市場とは一見異なった動きをしているようにみえる。確かに、個々の銘柄は独自の要因で値動きするが、全体としては金利動向と切り離して考えることはできない。資金の調達面から考えると、金利が低下すると企業の設備投資意欲が増し景気は良くなる。企業業績も金利負担が減少することで上向くと考えられるので、株価はこれに反応して上昇する。逆に、金利上昇は株価にはマイナスに作用する。

一方、資金の運用面から考えると、金利が低下し低い水準になると債券による運用の魅力も低下し、株式での運用に資金がシフトする。

逆に、金利が上昇し高い水準になると債券運用の魅力が増すので、株式から債券へ資金がシフトする。

したがって、資金の運用において、株式や株式投資信託に振り向けるべき割合の決定にあたっては、金利動向と株式市場との関係の中で、株式市場の見通しを立てることが必要である。一般に、景気底打期から回復期（金利底打期から上昇初期）は、株式投資が成功する確率の高い時期であり、逆に、景気天井期から後退期（金利天井期から下降初期）は株式投資については慎重に判断すべき時期であるといえる。

第2節 金融商品

1. 預貯金

(1) 預貯金の特徴

銀行等の「預金」と、JA（農協）、JF（漁協）等の「貯金」を合わせて「預貯金」という。したがって、取り扱っているのは、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAやJF等である。

預貯金は、安全性と流動性を兼ね備えた代表的な金融商品であり、最も一般的なものである。以前は元本保証・確定利回りが預貯金の特徴だったが、近年は金融機関の破綻や新型預貯金の登場により、預貯金の特徴を単純に言い表すことが難しくなってきている。

なお、金融機関が破綻したときは「預金保険制度」により預金等の保護が約束さ

れる。ただし、1金融機関における金額などの制限や商品によっては保護の対象と
ならない金融商品もあるので注意が必要である。

(注1) ゆうちょ銀行・郵便局は、「貯金」という。

(注2) 「預金保険制度」における預金保護の範囲についてはP.127~128を参照。

一方、従来、預貯金のほとんどは満期まで確定利回りの金融商品であったが、
変動金利預貯金が開発されたことにより、「満期時受取額確定」が預貯金の特徴
とはいえなくなった。

また、預貯金には、給与・年金や配当などを「受け取る」、公共料金などを
「支払う」という決済機能が付けられている。このように預貯金の預かる機能に
決済機能をあわせ、さらに定期預金と組み合わせた総合口座では、貯蓄と借入機
能も付加され預貯金者の利便性は向上してきた。

さらに、決済機能の向上の面で見ると「デビット・カード」がある。デビット・
カードとは、買い物の代金を金融機関のキャッシュカードで決済するシステムの
ことで、加盟店の専用端末にカードを通し、暗証番号を入力すると、使った金額
がすぐ本人の預貯金口座から引き落とされる。現金とクレジットカードの中間の
決済手段として普及しているが、「即時決済」されるため、利用増に伴い盗難・不
正利用の問題も増加傾向にある。

(注) 証券会社は、「決済」機能の一部を備えた「証券総合口座」を1997年（平成9年）に開始
した。「証券総合口座」は銀行の預金口座に似た利便性を持ち、現在では証券会社の口座
利用の中心となっている。

(2) 金融商品の三分類

金融商品には、換金性、安全性、収益性という三大特性がある。換金性とは、
いつでも手数料がかからずに現金化できるかどうかの度合いをいう。安全性とは、
元本割れのリスクがあるか、収益のブレが大きいか小さいかの度合いを指す。収
益性とは、どれだけ大きく殖やせるかどうかの度合いである。

資産運用計画を考えるにあたっては、この金融商品の三大特性をもとに、数多
い金融商品を「流動性商品」「確実性商品」「利殖性商品」の3つに分類してみ
るとわかりやすくなる。預貯金は「流動性商品」と「確実性商品」に分類される。

① 流動性商品

「流動性商品」とは、特に換金性に優れている商品をいい、いつでも引き出せ
るようにしておきたい資金の運用に適している。代表的な商品には銀行などの普
通預金や貯蓄預金などがある。

② 確実性商品

「確実性商品」とは、安全性が高く一定期間預け入れることを前提として、収益もある程度保証してくれる商品である。代表的な商品が定期性の預貯金である。ただし、中途換金する場合は、中途解約利率や解約手数料が徴収される商品がほとんどなので注意が必要である。

③ 利殖性商品

「利殖性商品」とは、値下がりや元本割れというリスクはあるが、高収益を狙える商品のことで、株式や投資信託が代表的な商品である。

金融商品の三分類

分類	主な金融商品
流動性商品	普通預金、通常貯金、貯蓄預金、通常貯蓄貯金、MRFなど
確実性商品	スーパー定期、大口定期預金、変動金利定期預金、定期貯金、定額貯金、国債、個人向け国債など
利殖性商品	株式、株式投資信託、外貨建て商品、金など

(3) 預貯金の仕組み

金融機関は、預貯金等で預かった資金を引出し時や満期時まで保管しておくわけではなく、融資（資金を貸し付けること）や有価証券投資などを行い運用益を得てその一部を金利として預金者に払い戻している。

金融機関は、資金に余裕のある預金者から資金を集めて、資金の必要な企業などに融通（融資・投資）する役割を担っており、この資金の流れの中では、預金者と資金の融通先（融資先・投資先）との間に直接的な関係はない。

預金者は金融機関に関する破綻や営業停止などのリスクを負うが、融資・投資に関する返済不能・返済遅延などのリスクは金融機関が負う。このことを間接金融という。

つまり、金融機関が資金の出し手である預金者と資金の取り手である融通先との間に入り、預金者のリスクを間接的なリスクに変換しているのである。

なお、預貯金の金利は、景気や金融市場の動向と密接な関係をもっている。

(注) 直接金融については、P.51 [参考]「個人向け社債」を参照。

	期日指定 定期預金	変動金利 定期預金	スーパー定期 (300万円未満) スーパー定期300 (300万円以上)	貯蓄預金 10万円型 30万円型 など
金利の種類	固定金利	変動金利	固定金利 (3年以上は個人 に限り半年複利有)	変動金利
元本保証の有無	有	有	有	有
預入期間	1年以上3年まで (最長3年)	1年以上3年以下 が多い(最長預 入期間は金融機 関によって異なる)	定型方式 1か月以上10年以内 満期日指定方式 1か月超10年未満 (最長預入期間は 金融機関によって 異なる)	無期限
預入単位	1円以上1円単位 (金融機関によっ て異なる)	1円以上1円単位	1円以上1円単位 (金融機関によっ て異なる)	1円以上1円単位
商品特性	1年間は原則解 約不可。それ以 降は、1か月以上 前に満期日を通 知して換金可。	半年おきに適用 金利を見直す変 動金利商品。預 入期間3年以上 は半年複利型と 単利型が選べる。 ただし、半年複 利型を選べるの は個人のみ。	3年未満は単利 型、3年以上は単 利型と半年複利 型の選択。 半年複利型は個 人のみ利用可。	一定金額(10万 円・30万円など) 以上の残高を保 つていけば、普通 預金と比較して 高い設定の金利 がつく。普通預 金口座とのスイ ング可。
中途換金の取扱い	1年間の据置期 間中および満期 日前の解約は各 行所定の中途解 約利率適用。	いつでも換金で きるが各行所定 の中途解約利率 適用。	いつでも換金で きるが各行所定 の中途解約利率 適用。	金融機関により 異なる。

第3節 非課税貯蓄制度

1. 財形制度

財形制度は、財形貯蓄制度とこの貯蓄を原資とする財形融資制度から成り立っている。

財形貯蓄制度には、「一般財形貯蓄」「財形年金貯蓄」「財形住宅貯蓄」の3つがあり、いずれも給与天引きによる。原則として1,000円以上1,000円単位の積立制度であ

る。財形貯蓄制度には、預貯金等で行う貯蓄型（銀行、信託銀行、証券会社等の財形貯蓄）と保険商品等で行う保険型（生命保険会社、損害保険会社等の財形貯蓄保険）がある。

財形融資制度には、貯蓄残高の10倍以内で最高4,000万円まで融資する「財形持家融資」がある。この融資制度は、加入している財形貯蓄の種類を問わず要件を満たした人であれば、誰でも利用できる。

【参考】財形制度における勤労者

財形制度における勤労者とは、「職業の種類を問わず、事業主に雇用される者（財形法第2条第1号）」である。民間の勤労者の他に、国や地方公共団体に雇用されている公務員、および公共企業体の職員も含まれる。なお、アルバイトやパート、派遣社員なども、財形法上の積立期間要件を守って契約を締結すれば財形貯蓄ができる。

一方、会社役員、自営業者、自由業者、農業者などは財形制度における「勤労者」には含まれないので、財形制度は利用できない。

(1) 一般財形貯蓄

① 特徴と要件

- 勤労者であれば、年齢等の要件はなく誰でも利用できる。
- 基本的に3年以上定期的に積立てを行い、1年間は払出しをしてはいけない要件があるが、実際には1年以内に払出しをしても契約が無効になることはない。
- 給与天引きの積立貯蓄で、資金用途は自由であり、貯蓄目的に制限がない。
- 利息が非課税になる税制の優遇措置はなく、一律20%源泉分離課税で、一般の預貯金と変わらないが、財形持家融資が利用できる利点がある。
- 勤労者が転職した場合、退職後2年以内に転職先の事業主を通して申し出ることにより、従前の契約に基づいた一般財形貯蓄を転職先での新契約へ移し替えることができる。

② 財形貯蓄商品の預替え制度

財形貯蓄商品の預替え制度とは、3年以上経過した一般財形貯蓄に限り、他の金融機関の一般財形貯蓄商品に貯蓄残高を一括して預け替えることができる制度である。

（注）金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(2) 財形年金貯蓄

① 特徴と要件

- 老後における年金のために勤労者が行う積立貯蓄。
- 一定条件どおりの年金として受け取る場合に限って、利息が非課税扱い。
- 契約締結時は満55歳未満の勤労者に限定。
- 5年以上の期間にわたって、毎年定期的に積立てを行うこと。
- 据置期間（積立期間満了日から年金支払開始時までの間）を置く場合には5年以内であること。
- 満60歳以降に5年以上20年以内（生命保険は終身も可）の期間で、年金を毎年一定の時期に受け取ること。
- 年金支払以外に払出し等をしないこと。
- 金融機関との契約は1人1契約に限ること。

② 非課税制度

「財産形成非課税年金貯蓄申告書」は財形年金貯蓄を申し込む際に提出する。「財産形成非課税年金貯蓄申告書」の最高限度額の範囲内の金額から生じる利息等については、非課税の取扱いとなる。

財形年金貯蓄の貯蓄型の場合、財形住宅貯蓄と合算して貯蓄残高550万円まで非課税限度額が設定でき、保険型は払込保険料累計額（元金）385万円まで、かつ、財形住宅貯蓄と合算して550万円まで非課税限度額を設定できる。

財形年金貯蓄の場合は、積立期間中だけでなく、退職後であっても年金の受取りが終了するまでは、非課税扱いを継続して受けられる。

③ 利用上の注意点

財形年金貯蓄の利用上の注意点は、60歳以降における年金受取り等以外の払出しをすると要件違反となり解約扱いとなることである。

解約扱いになった場合は、貯蓄型は過去5年間の利息に対して20%の税金が遡及して課税される。保険型の場合は、積立開始時からの利息相当分がすべて一時所得扱いとなる。

申告してある非課税限度額をオーバーすると、貯蓄型の場合は、その後に生じる利息は20%源泉分離課税扱いとなる。

従来、課税扱いの財形年金は、申告してある非課税限度額をオーバーするとそのまま貯蓄を継続することはできなかったが、1998年（平成10年）7月より貯蓄

型に限って可能となった。

なお、貯蓄型の場合は、年金開始までの据置期間中に予期せぬ金利変動により貯蓄残高550万円の非課税限度額をオーバーした場合は、その時点で発生する利息全額を非課税で払出しできる。

一方、保険型の場合は、払込保険料累計額385万円までの払込限度額方式（払込額で限度額を管理する方式）のため、申告してある非課税限度額までしか払い込まず、非課税限度額をオーバーすることはできない。

(注1) 貯蓄型の貯蓄残高550万円には、財形積立を始めて1年経過後に元本に繰り入れる利息を含む。

(注2) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(3) 財形住宅貯蓄

① 特徴と要件

- 住宅取得目的の積立て、引出しを条件に利息が非課税扱い。
- 契約締結は満55歳未満の勤労者に限られる。
- 5年以上の期間にわたって、毎年定期的に積立てを行うこと（ただし、適当な物件が見つかった場合等は5年以内の払出し可）。
- 自己の居住する住宅取得もしくは増改築等の費用に充当すること。
- 金融機関との契約は1人1契約に限る。

② 非課税制度

「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」は財形住宅貯蓄を申し込む際に提出する。「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」の最高限度額の範囲内の金額から生じる利息等については、非課税の取扱いとなる。

非課税の取扱いとなる最高限度額は、貯蓄型が財形年金貯蓄と合算して貯蓄残高550万円までとなっている。これに対して、保険型は財形年金貯蓄と合算して、払込保険料累計額550万円までとなっており、貯蓄型より多く積立てができるようになっている。

③ 利用上の注意点

財形住宅貯蓄を定められた住宅取得の費用等以外に払い出したり、住宅取得等の払出しであっても所定の書類を期限内に提出しなかった場合、貯蓄型は過去5年間の利息に対して20%の税金が遡及して課税される。保険型では、積立開始時

からの利息すべてが20%源泉分離課税扱いとなる。

また、申告してある非課税限度額をオーバーすると貯蓄型の場合は、その後に生じる利息は20%源泉分離課税扱いとなる。ただし、貯蓄を継続することは可能である。これに対して保険型は、払込限度額方式のため、申告してある非課税限度額までしか払い込めないため、非課税限度額をオーバーすることはない。

(注1) 住宅を取得する前に財形住宅貯蓄を払い出す場合には、「住宅売買契約書」あるいは「建設工事請負契約書」の写しを提出することにより取得等に要する費用の額が貯蓄残高の90%のいずれか低い額まで払い出すことができる。なお、残額は最初の払出日から2年以内もしくは住宅取得後1年以内のいずれか早い日までに「登記事項証明書」の写し、「住民票」の写しを提出して払い出すことができる。

住宅取得後に払い出す場合は、1年以内に「住宅売買契約書」あるいは「建設工事請負契約書」の写し、「登記事項証明書」の写し、「住民票」の写しを提出することにより一度に全額払い出すことができる。

増改築時の払出しも基本的には住宅取得時と同様である。ただし、行った増改築工事が財形住宅貯蓄の払出しの対象となる工事であることの証明が必要である。

(注2) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

2. 障害者等の非課税貯蓄制度

障害者等の非課税貯蓄制度（以下「マル優」）とは、身体障害者手帳の交付を受けている人、遺族基礎年金の受給者である妻、寡婦年金の受給者である妻、その他これらに準ずる人など、所得を得ることが困難な人に対する配慮として、一定額以下の貯蓄の利息を非課税扱いにする制度のことである。一般にマル優とよばれるものには、「障害者等のマル優」と「障害者等の特別マル優」がある。

「障害者等のマル優」「障害者等の特別マル優」は、それぞれの対象商品ごとに、1人につき350万円までの元本に対する利息などが非課税となる。つまり、利用できる対象者は、1人につき上記の「障害者等のマル優」「障害者等の特別マル優」の各350万円までで元本合計700万円までが非課税で貯蓄できることになる。非課税貯蓄制度の対象者は、取扱い金融機関の窓口で対象者本人が申告手続きを行うことによって利子非課税の適用が受けられる。

〔参考〕 障害者等の非課税貯蓄制度（マル優）

種 類	非課税限度額	対象商品
障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（障害者等のマル優）	元本350万円までの利息等	<ul style="list-style-type: none"> 預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券
障害者等の少額公債の利子の非課税制度（障害者等の特別マル優）	額面350万円までの利息	<ul style="list-style-type: none"> 利付国債、個人向け国債 市場公募地方債
上記対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抵当証券、定期積金…20%源泉分離課税 ・ 外貨預金…20%源泉分離課税 ・ 一時払養老保険…(保険期間5年以下の場合など)20%源泉分離課税 	

〔注1〕 公社債の非課税限度額は、時価ではなく額面金額で計算する。

〔注2〕 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度（郵貯マル優制度）は、郵政民営化後（2007年（平成19年）10月1日以降）廃止され、障害者等のマル優と同じ取扱いとなった。ただし、同年9月30日以前に預け入れた郵貯マル優扱いの定期性郵便貯金は、特段の手続きをすることなく、従前同様に満期（または解約）までの間、非課税扱いが継続する。

〔注3〕 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

〔参考〕 障害者等の非課税貯蓄制度（マル優）を利用できる対象者

母子家庭・寡婦	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻 ・ 寡婦年金（母子年金を含む）の受給者 ・ 遺族厚生年金（遺族年金および通算遺族年金を含む）の受給者である被保険者の妻 ・ 遺族共済年金（遺族年金および通算遺族年金を含む）の受給者である被保険者の妻 ・ 普通扶助料、公務扶助料、特例扶助料、傷病者遺族特別年金の受給者である公務員の妻 ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法における遺族年金、遺族給付金の受給者である軍人等の妻 ・ 労働者災害補償保険法における遺族（補償）年金の受給者である労働者の妻 ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法における遺族年金の受給者である被害者の妻 ・ 児童扶養手当の受給者である児童の母 等
身体障害者など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者 ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている者 ・ 障害基礎年金（障害年金を含む）の受給者 ・ 障害厚生年金（障害年金を含む）の受給者 ・ 障害共済年金（障害年金を含む）の受給者 ・ 増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給の受給者 ・ 戦傷病者戦没者遺族等援護法における障害年金の受給者 ・ 労働者災害補償保険法における傷病（補償）年金、障害（補償）年金の受給者 ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法における障害年金の受給者 ・ 予防接種法における障害年金の受給者 ・ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の受給者 ・ 療育手帳の交付を受けている者 ・ 特別障害者手当、障害児福祉手当、(経過的)福祉手当の受給者 等

〔参考〕 障害者等のマル優、特別マル優の利用手続き

① 利用の手続き

障害者等にあてはまる人が障害者等のマル優、特別マル優を利用するためには、利用資格を証明できる年金手帳や身体障害者手帳などを提示し、金融機関の店舗ごとに、その店舗における非課税貯蓄の最高限度額の枠を定めた「非課税貯蓄申告書」を提出する必要がある。

さらに、この非課税限度額以内で実際に貯蓄をするときは、そのつど原則として「非課税貯蓄申込書」を提出しなければならない。

「非課税貯蓄申告書」は、その預入金融機関に非課税限度額の枠を設定するために提出するものであって、実際の預入額とは関係ない。

② マル優枠を超えた場合

すでに「非課税貯蓄申告書」を提出している人が、さらに別の金融機関の店舗に「非課税貯蓄申告書」を提出した結果、350万円の非課税限度額を超えることとなる場合は、後から提出した「非課税貯蓄申告書」は無効となり、その貯蓄は課税扱いとなる。

(注) 2003年（平成15年）1月1日以後、障害者でない65歳以上の人は、少額貯蓄非課税制度の対象外となった。それまでの「老人等の少額貯蓄非課税制度」は、障害者、遺族年金の受給者である妻、寡婦年金の受給者などを対象とする「障害者等に対する少額貯蓄非課税制度」に改組された。

第3章 債券

学習のねらい

1. 債券の特徴や種類を理解する。
2. 債券の発行条件、債券の格付けや流通市場を理解する。
3. 債券の売買と債券に関する税金を理解する。
4. 債券の利回り計算を理解し、変動要因による市場金利と債券価格の相関関係を理解する。
5. 代表的な債券について理解する。

第1節 債券の特徴

1. 債券とは

債券とは、簡単にいえば「一種の借用証書」である。すなわち、お金を借りたい人が債券を発行し、この債券を購入した人は債券を発行した人にお金を貸し付けたとみなすことができる。このお金の貸借関係を誰が見ても明白なものとし、貸借するにあたってのさまざまな条件（いつ借金を返済するのか＝償還期限、毎年いくらの利息を支払うのか＝表面利率など）を明示したものが債券である。

債券が一般の借用証書と大きく違う点は、一度お金を貸し付けた後（債券を購入した後）も、自由に転売できる点である。転売するためには、当然買手がいなければならないが、新規に発行される債券（新発債）だけでなく、すでに発行された債券（既発債）も市場で自由に売買することができる。

つまり、いつでも自由に売買でき、そのための売買（流通）市場が発達していることが債券の大きな特徴といえる。

2. 債券投資の二面性

債券は、発行体が倒産などによってデフォルト（債務不履行）しない限り、いつ、いくらで買い付けたとしても、満期償還時まで保有していれば、金利（利息）と額

面金額が確実に得られる。

このような点では、債券は預貯金などと同じように比較的安全確実な貯蓄性の商品ということになる。

しかし、発行された後、債券の時価は、その時々金融情勢に応じて変動する。したがって、値上がりすることもあるれば、値下がりすることもあることから、安全確実な貯蓄性の商品ということができない場合もある。

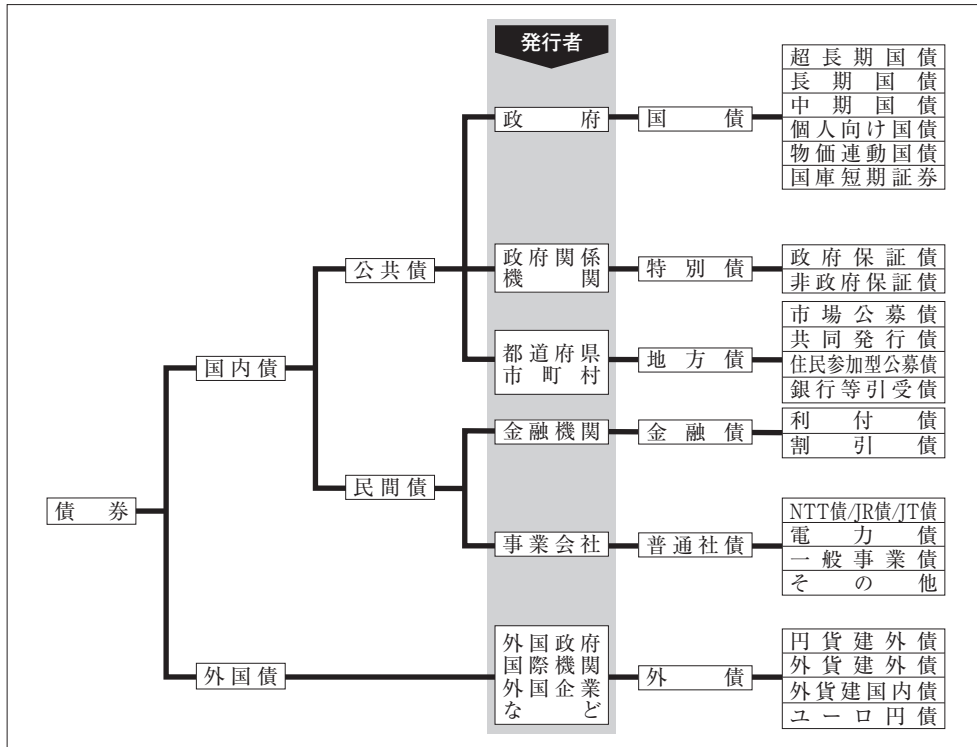
つまり、中途売却する場合の債券は、株式などと同様に価格変動する商品であり、特に満期償還時までの残りの期間が長い債券ほど、金利変動によって価格の動きが大きくなるので注意が必要である。

第2節 債券の種類

1. 発行主体による分類

債券は、誰が発行者であるかにより分類することができる。

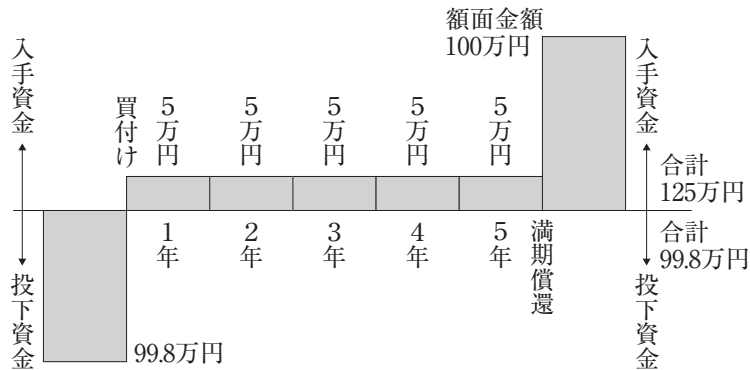
発行主体による主な債券の分類



地方債協会ホームページより

2. 利付債と割引債

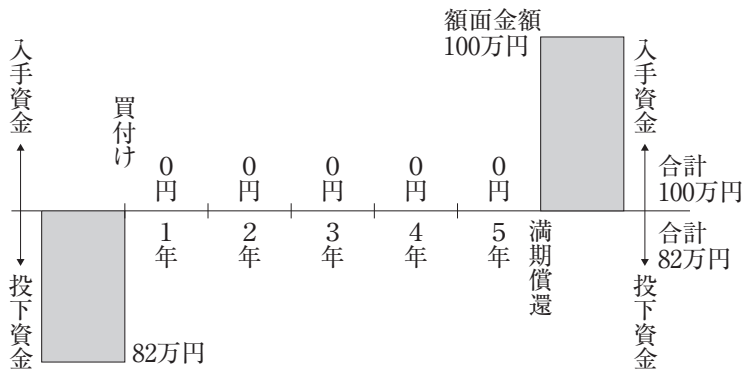
債券は利息の付き方によっても分類できる。毎年決まった時期に利息が支払われる債券を「利付債」という。利付債は、利息支払いのための利札（クーポン）が債券本体に付いている。この利札（クーポン）と引き換えに利息が支払われる。たとえば、表面利率（クーポンレート）5%、残存期間5年、額面金額100万円、購入価格99万8,000円の利付債を購入して償還期日まで所有した場合、毎年5万円の利息が付き、これとは別に額面の100万円が支払われる。



一方、「割引債」は利息が支払われない債券なので、債券自体に利札（クーポン）は付いていない。額面金額より割り引いた低い価格で発行され、満期償還時に額面金額が償還される。この差額が利息に相当することになる。

たとえば、残存期間5年、額面金額100万円、購入価格82万円の割引債を購入して償還期日まで所有した場合、満期まで利息は一切付かず、償還日に額面の100万円が支払われる。

なお、償還期間が同じ場合は、割引債は、利札（クーポン）がない分、利付債より一般に発行価格が低い。



(注) 上記の計算は、内容を平易とするため税金を考慮していない。

3. 公募債と縁故債

公募債とは、均一の条件で広く不特定多数の投資家を対象に発行される債券である。これに対して、縁故債は、債券発行者と特定の関係にある50名未満の機関投資家などだけが購入できる債券で、私募債ともいわれる。

【参考】 住民参加型市場公募地方債（以下「ミニ公募地方債」）

「ミニ公募地方債」は、地方公共団体（県や市など）が学校や病院など特定事業の財源を確保するために発行するもので、地域住民や地域法人・団体等向けで、購入単位は1万円程度である。

第3節 債券の発行条件

発行条件とは、債券を発行するにあたって決めなければならない「表面利率（クーポンレート）」「発行価格」「償還期限」「利払い」のことで、債券の収益性を決める四要素である。

1. 表面利率（クーポンレート）

表面利率（クーポンレート）とは、債券の表面に記載された金額（額面金額）に対して、毎年支払われる1年間の利息割合である。

つまり、表面利率（クーポンレート）は、債券の購入金額に対してではなく、額面金額に対する利率である。

たとえば、表面利率4%の利付国債を額面100万円分購入した場合に毎年もらえる利息は、98万円で購入しても102万円で購入しても額面100万円の4%である4万円（税引前）が、利札（クーポン）と引き換えに支払われる。

この表面利率（クーポンレート）は、発行時に決められると、その後満期償還時まで変更されることはない。よって、利付国債などは代表的な固定金利型商品である（発行後も定期的に利率が見直される変動利付債もある）。

新発債の表面利率（クーポンレート）は、債券の流通市場における利回りなどを参考にして決められる。

たとえば、10年長期国債で発行されてまもない既発債が4%の利回りで市場で取

引されている場合、新発債の表面利率を3%にして発行しても額面に近い金額では応募者が集まらない。そこで、4%前後の表面利率を付けて発行せざるを得なくなる。

利付債の利払いは通常年2回に分けて行われるので、たとえば、表面利率4%、額面100万円の長期国債を購入すると、その1回当たりの利息は税引前で2万円（年間4万円）となる。

なお、前述の通り、割引債には利息の支払いはないので、当然ながら利札（クーポン）もなく表面利率（クーポンレート）もない。

（注）利付債の利払いは通常年2回に分けて行われるが、年1回だけの債券もある。

2. 発行価格

債券は、額面金額と発行価格が常に一致するわけではない。

債券は、いくらで発行すれば投資家に買ってもらえるかを予測して、発行時に発行価格を決めなければならないのである。

債券の価格は、額面金額を100円とみなして表示するので、発行単価も額面100円当たりに対しての価格で表示される。

たとえば、額面100万円の債券を99万円で発行する場合、発行価格は99円ということになる。なお、額面金額を100円とみなして債券の単価を表示するのは、異なる額面金額の債券を実際の価値と比較しやすくするためである。

債券は必ずしも額面どおりの価格で発行されているわけではなく、額面100円より高い価格で発行されている場合をオーバー・パー発行といい、100円ちょうどで発行されている場合をパー発行、100円より安い価格で発行される場合をアンダー・パー発行とよんで区別している。

（注）債券発行時に応募者が多い場合は、オーバー・パー発行され、その逆はアンダー・パー発行されるのが通常である。

3. 償還期限

償還期限とは、元本が償還される期日をいい、償還日は、預金でいえば満期日にあたる。なお、償還期間は、償還期限までの期間である。

この償還日に額面金額が投資家に償還されるが、債券は新発債が必ずしも100円ちょうどで発行されたり、既発債を市場で購入する際にも100円ちょうどで売買さ

れるとは限らないため、償還時には差益（償還差益）あるいは差損（償還差損）が生じる場合がある。

たとえば、新発債の発行価格が99円だった場合、償還期限まで保有すると、額面100円なので、1円の償還差益が得られる。逆に101円で購入した場合には1円の償還差損が発生する。

第4節 債券の格付け

1. 債券格付けの意義

債券を選ぶ場合に単に利回りが高いだけで判断するのはリスクが大きい。債券の発行体が約束どおりに利息が支払えなくなったり、債券の償還が約束どおりに行えなくなったりするリスクを考慮する必要がある。このリスクのことをデフォルト（債務不履行）リスクという。

このデフォルトリスクを中心に信用リスクの大きさをいくつかの段階に分けて、元利金の支払いの確実性（安全性）の度合いを第三者である格付け機関が判断し、それを簡単な記号で表示したものが債券の格付けである。

格付け機関は、業務の性格上、債券の発行関係者とは利害関係のない中立公正な第三者機関として設立され、業務の運営にあたっている。

格付けは、債券の発行会社からの依頼に基づいて格付け機関が一定の手数料を徴収したうえで行うのが通常だが、勝手格付けとよばれる発行会社からの依頼に基づかないものもある。

2. 債券格付けの意味

債券の格付け記号の意味は、一般に以下のとおりである。

「長期債」の格付け（S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社および S & P グローバル S F ジャパン株式会社の長期個別債務格付けより抜粋）

カテゴリー	定 義
AAA	当該金融債務を履行する債務者の能力は極めて高い。S&Pの最上位の個別債務格付け。
AA	当該金融債務を履行する債務者の能力は非常に高く、最上位の格付け（「AAA」）との差は小さい。
A	当該金融債務を履行する債務者の能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境や経済状況の悪化の影響をやや受けやすい。

BBB	当該金融債務履行のための財務内容は適切であるが、事業環境や経済状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高い。
BB	他の「投機的」格付けに比べて当該債務が不履行になる蓋然性は低いが、債務者は高い不確実性や、事業環境、金融情勢、または経済状況の悪化に対する脆弱性を有しており、状況によっては当該金融債務を履行する能力が不十分となる可能性がある。
B	債務者は現時点では当該金融債務を履行する能力を有しているが、当該債務が不履行になる蓋然性は「BB」に格付けされた債務よりも高い。事業環境、金融情勢、または経済状況が悪化した場合には、当該債務を履行する能力や意思が損なわれやすい。
CCC	当該債務が不履行になる蓋然性は現時点で高く、債務の履行は、良好な事業環境、金融情勢、および経済状況に依存している。事業環境、金融情勢、または経済状況が悪化した場合に、債務者が当該債務を履行する能力を失う可能性が高い。
CC	当該債務が不履行になる蓋然性は現時点で非常に高い。不履行はまだ発生していないものの、不履行となるまでの期間にかかわらず、S&Pが不履行は事実上確実と予想する場合に「CC」の格付けが用いられる。
C	当該債務は、不履行になる蓋然性が現時点で非常に高いうえに、より高い格付けの債務に比べて優先順位が低い、または最終的な回収見通しが低いと予想される。
D	当該債務の支払いが行われていないか、S&Pが想定した約束に違反があることを示す。ハイブリッド資本証券以外の債務については、その支払いが期日通り行われない場合、猶予期間の定めがなければその後5営業日以内に、猶予期間の定めがあれば猶予期間内か30暦日以内のいずれか早いほうに支払いが行われるとS&Pが判断する場合を除いて、「D」が用いられる。また、倒産申請あるいはそれに類似した手続きが取られ、例えば自動的停止によって債務不履行が事実上確実である場合にも用いられる。経営難に伴う債務再編が実施された場合も、当該債務の格付けは「D」に引き下げられる。

(注1) 金融庁に登録されている信用格付業者は、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・ジャパン株式会社、ムーディーズSFジャパン株式会社、S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、株式会社格付投資情報センター、フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社、S & PグローバルSFジャパン株式会社の7社である。

(注2) 格付け機関により同一銘柄でも格付けは異なる場合がある。また、同じ記号でも格付け機関によりその意味は若干異なる。

(注3) AA～CCCまでは、プラス記号またはマイナス記号を付加することがあり、それぞれ各カテゴリー内での相対的強さを表す。

このうち、BBB（トリプルB）以上の債券は、元金支払いの確実性（安全性）が高いので、一般に投資適格債という。格付けの高い債券ほど安全性は高いと判断されるため、一般に価格は高く利回りが低くなる。

一方、BB（ダブルB）以下の債券は元金支払いの確実性が低くなるため、投機的等級の債券という位置付けとなり、一般にハイ・イールド債またはジャンク債ともよばれる。投資適格債とは逆の傾向を示し、格付けの低い債券ほど価格は安く利回りが高くなる。

第5節 債券の流通市場

債券は発行された後でも、市場で自由に時価（市場価格）に基づいて売買できる。この流通市場が発達しているのも債券の大きな特徴である。

債券の流通市場は、取引所以外の市場、つまり店頭市場、業者間市場における取引が圧倒的に多く、なかでも国債の売買が多いのが特色といえる。

1. 取引所市場

取引所市場とは、証券取引所に上場された債券を証券取引所の取引ルールに基づいて売買するものであるが、証券取引所に上場されるのは、一部の銘柄に限られており、売買のウエイトは低くなっている。

株式と異なり債券があまり上場されない理由は、債券は非常に銘柄数が多く、しかも株式と異なり償還の形で満期があるため、仮にすべての銘柄を上場すると、毎月多数の銘柄を新規上場するとともに、多くの銘柄が償還（満期）等のために上場廃止をしなければならない。

また、債券は株式と異なり銘柄別の個性が比較的乏しく、同じ信用度（格付け等による）の債券で、ほぼ同じ償還（満期）までの残存期間なら、ほぼ同水準の利回りになる。したがって、一部の銘柄を代表して上場しておけば、同じような信用度の発行主体が発行した同じような残存期間の債券の価格は、類推できることになる。すべての銘柄の債券を上場しないのは、コストが非常にかさむことになるだけでなく、それに見合うだけのメリットもないからである。

つまり、取引所取引は、債券のその時々市場実勢を、一般投資家に広く知らせる「価格公示の場」としての役割を果たしているといえる。

具体的上場される債券は、2年・5年の中期国債、10年の長期国債、20年・30年・40年の超長期国債で、発行日に上場されて取引所で売買できるようになる。しかし、その他の国債は、地方債、政府関係機関債（特別債）、金融債、社債（転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債等を除く）とともに原則として上場されない。

2. 店頭市場

店頭市場とは、証券取引所を通さず、金融機関と投資家が直接相対で取引を行え

る市場で、債券の売買はこの店頭市場における店頭取引が中心である。

店頭取引は、投資家が銀行や証券会社の店頭に出向いて、いろいろな条件を詰めて取引するよりも、実際には電話による取引が多い。

また、金融機関と投資家との相対取引であるため、同じ債券でも金融機関によって価格が多少異なる場合がある。

3. 業者間市場

業者間市場とは、銀行や証券会社など金融機関（業者）同士が互いに取引をする市場をいい、手持ちの債券の在庫調整やディーリング目的のために行われる。

(注) ディーリングとは、証券会社など金融機関が自己の計算と勘定で債券、株式、通貨などを流通市場で売買することをいう。

第6節 債券の売買

1. 新発債の購入

債券の発行は、発行額に限度があるため、発行されたときには売り切れる前に購入しなければならない。

主要債券の額面金額

額面金額	債券名
10万円	15年変動利付国債、10年物価連動国債、政府保証債
5万円	中期利付国債、長期利付国債、新窓販国債
1万円	個人向け国債（固定3年・固定5年・変動10年）、公募地方債

(注) 購入は、額面金額の整数倍となっており、たとえば、長期国債を発行価格99.90円で額面100万円買い付けた場合の購入代金は99万9,000円になり、購入代金に手数料はかからないので、99万9,000円の払込みで購入できる。

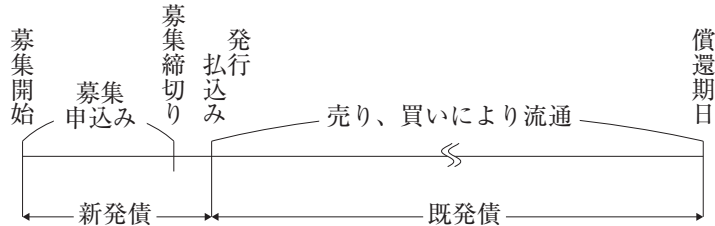
2. 既発債の売買

上場国債をはじめ証券取引所に上場されている債券を取引所で売買する場合は、約定代金の他に所定の委託手数料がかかり、この委託手数料には別途消費税も課される。

一方、店頭取引で売買する場合は、単価にあらかじめ手数料相当分が含まれているため、別途手数料を支払う必要はなく、手数料を支払わないので消費税も課されない。

なお、証券取引所に上場されている国債（上場国債）も額面に関係なく、店頭取引で自由に売買できる。

新発債と既発債



3. 経過利息（経過利子）

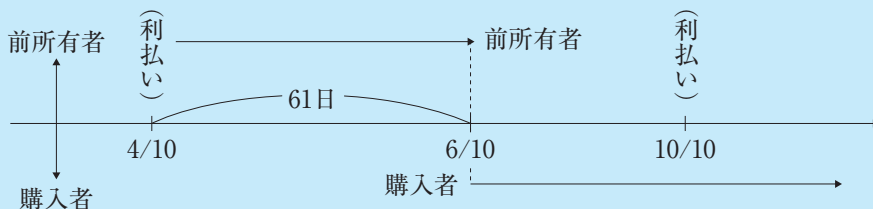
経過利息（経過利子）は、利付債の既発債を利払日と利払日の間に売買する場合に発生する概念で、利付債の利息はその利払日に債券を所有している人に支払われる。このため、利払日と利払日の間に売買が行われたときには、購入した人が売却した人に対して、前回利払日の翌日から売買の受渡し日までの日数に見合う利息相当分を「経過利息」として支払う必要がある。

【参考】経過利息の支払い計算

たとえば、4月10日、10月10日が利払日の表面利率（クーポンレート）2%の国債で、額面100万円を購入した場合、毎年4月10日、10月10日に税引前で1万円ずつの利息（年間2万円の利息）が受け取れる。

この国債を6月10日受渡して売買すると、前回の利払日（4月10日）の翌日から受渡し日までの経過日数61日間（4月11日～6月10日）の利息分（年間利息2万円 ÷ 365日 × 61日 = 3,342円）は、前所有者に受け取る権利がある。したがって、購入者は前所有者に経過利息を購入時に支払うことになる。

つまり、利付債の場合は、所有期間に応じて利息が日割り計算で受け取れる。



第7節 債券の税金関係

1. 利付債

(1) 利息に対する課税

利付債の利息に対する課税は、特定公社債等の利息等については20%申告分離課税の対象となるが、源泉徴収されたものは申告不要も選択できる。また、一般公社債等の利息等については20%源泉分離課税の対象であるが、同族会社が発行した社債の利息でその同族会社の株主等が支払いを受けるものは、総合課税の対象となる。

(注1) 障害者などが、マル優（公社債、公社債投資信託、MRFなどに適用）、特別マル優（個人向け国債を含む利付国債、市場公募地方債のみ適用可）扱いで購入した場合には、非課税扱いがある。

(注2) 特定公社債等とは、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権、特定目的信託の社債的受益で公募のものをいう。

(注3) 特定公社債とは、下記のをいう。

- ① 国債、地方債、外国国債、外国地方債
- ② 公募公社債、上場公社債
- ③ 2015年（平成27年）12月31日以前に発行された公社債
- ④ その他一定のもの

(注4) 一般公社債等とは、特定公社債以外の公社債等をいう。

(注5) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(2) 償還差益に対する課税

利付債の償還差益（購入金額と償還金額との差額）は、20%申告分離課税の対象であるが、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の株主等が支払いを受けるものは、総合課税の対象とされる。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(3) 中途売却益に対する課税

一般の債券（国債等）の中途売却益は、20%申告分離課税の対象となる。

(注) 転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債等は、キャピタルゲイン課税の対象となる。キャピタルゲイン課税についてはP.61、転換社債の税金関係についてはP.101を参照。

2. 割引債

割引金融債には利息の支払いがないので、その収益源は償還差益か中途売却益になる。償還差益、中途売却益ともに20%申告分離課税の対象であるが、所定の条件を満たした場合は償還時に20%源泉徴収される。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

3. 損益通算

特定公社債等の利子所得等と譲渡所得等について、これらの所得間と上場株式等の申告分離課税を選択した配当所得および譲渡所得等との損益通算ができる。控除しきれなかった譲渡損失は翌年から3年間繰り越すことができる。

●公社債等の利息、償還差益、中途売却益の課税方法

区 分		課税方法	備 考
特定公社債等	利息等	20%申告分離課税	源泉徴収されたものは申告不要も選択可
	償還差益		—
	中途売却益		—
一般公社債等	利息等	20%源泉分離課税	—
	償還差益	20%申告分離課税	—
	中途売却益		—

●割引債の課税方法

区 分		課税方法
割引債	償還差益	20%申告分離課税（譲渡所得等） 償還時20%の源泉徴収
	中途売却益	

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

第8節 債券の利回り

1. 利回り

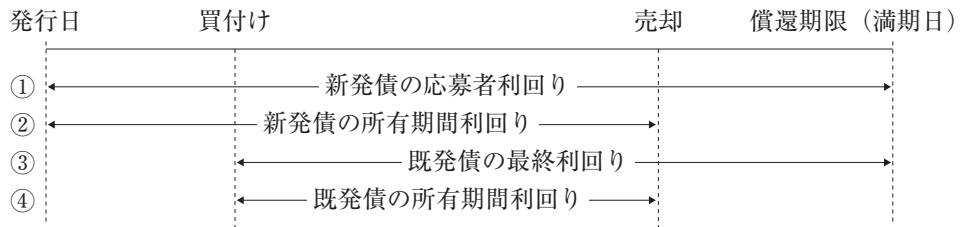
債券の「利回り」は、「応募者利回り」「最終利回り」「所有期間利回り」「直接利回り」の4つが基本となる。

債券投資の「利回り」は、債券に投資した金額に対して、1年当たりでどれだけの収益が得られるかということであり、購入や売却を判断するために必要である。

2. 所有形態別利回り区分

債券の所有形態は次の4つに区分できる。

- ① 新発債を取得し、償還期限（満期日）まで所有→応募者利回り
- ② 新発債を取得し、償還期限前に売却 →所有期間利回り
- ③ 既発債を取得し、償還期限（満期日）まで所有→最終利回り
- ④ 既発債を取得し、償還期限前に売却 →所有期間利回り



3. 利回り計算

(1) 応募者利回り

応募者利回りとは、新規発行された新発債を購入し、償還期限（満期日）まで、保有し続けた場合の利回りである。

$$\text{応募者利回り}(\%) = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面金額} - \text{発行価格}}{\text{償還期間}(\text{年})}}{\text{発行価格}} \times 100$$

事例

償還期間が10年で、表面利率3.0%、額面金額100円、発行価格99円50銭の場合、応募者利回りはいくらになるか。

解答

$$\begin{aligned} \text{応募者利回り}(\%) &= \frac{3.0 + \frac{100\text{円} - 99\text{円}50\text{銭}}{10\text{年}}}{99\text{円}50\text{銭}} \times 100 \\ &= 3.065\% \quad (\text{小数第4位以下切捨}) \end{aligned}$$

(2) 最終利回り

最終利回りとは、既発債を時価で購入して償還期限（満期日）まで保有した場合の利回りであり、単に利回りといえば、この最終利回りのことを指す。この利回りは、買付け時から償還期限（満期日）まで債券を保有し、利息の他、償還差益を目的とする場合に活用する。

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面金額} - \text{買付価格}}{\text{残存期間 (年)}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

事例

表面利率2.0%、残存期間8年の利付国債を額面金額100円につき108円で買い付けた場合、最終利回りはいくらになるか。

解答

$$\begin{aligned} \text{最終利回り (\%)} &= \frac{2.0 + \frac{100\text{円} - 108\text{円}}{8\text{年}}}{108\text{円}} \times 100 \\ &= 0.925\% \quad (\text{小数第4位以下切捨}) \end{aligned}$$

(3) 所有期間利回り

所有期間利回りとは、取得した債券を償還期限前に売却したときに、所有期間に対して売却損益を含めて計算する利回りである。

$$\text{所有期間利回り (\%)} = \frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{買付価格}}{\text{所有期間 (年)}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

事例

長期利付国債（表面利率2.5%）を107円50銭で購入し、2年後に108円50銭で売却した場合、所有期間利回りはいくらになるか。

解答

$$\begin{aligned} \text{所有期間利回り (\%)} &= \frac{2.5 + \frac{108\text{円}50\text{銭} - 107\text{円}50\text{銭}}{2\text{年}}}{107\text{円}50\text{銭}} \times 100 \\ &= 2.790\% \quad (\text{小数第4位以下切捨}) \end{aligned}$$

(4) 直接利回り

直接利回りとは、投資金額に対して、毎年いくらの利息収入があるかを示した利回りである。

$$\text{直接利回り}(\%) = \frac{\text{表面利率}}{\text{買付価格}} \times 100$$

4. 市場金利と債券価格の相関関係

債券の表面利率は、固定金利が一般的であるため、その価格は市場金利と反対の動きをすることを理解しておかなければならない。つまり、市場金利が上がれば、債券価格は下がり、反対に市場金利が下がれば債券価格は上がる。したがって、償還期限前に売却をする場合は、市場金利の動向に注意して売却する必要がある。

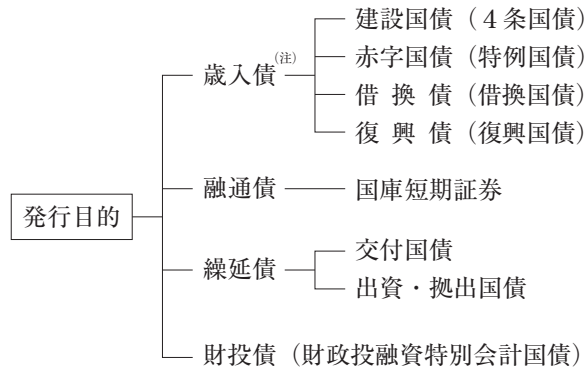
変動要因と市場金利・債券価格の相関関係

		市場金利	債券価格
国内景気	好況	上昇	下落
	不況	低下	上昇
国内物価	上昇	上昇	下落
	下落	低下	上昇
海外金利	上昇	上昇	下落
	低下	低下	上昇
為替	円安	上昇	下落
	円高	低下	上昇

第9節 国債

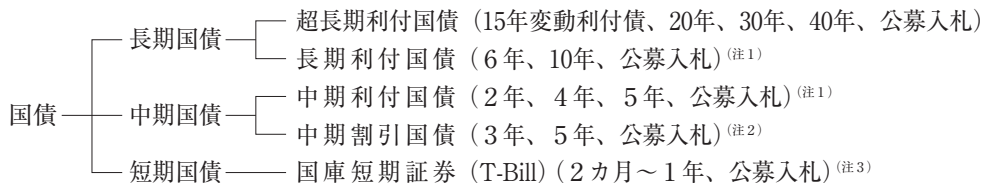
1. 国債の種類

国債とは、国が公共事業費調達等の目的で発行する債券である。国が、割引債については額面金額の支払い、利付債については額面金額および利息の支払いを保証している。



(注) 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づき、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」の実現に向けた先行投資を支援するため、脱炭素成長型経済構造移行債（GX経済移行債）が令和5年度から令和14年度まで発行される。

2. 期間による国債の分類



(注1) 4年債は2001年（平成13年）2月、6年債は2001年（平成13年）3月以降発行されていない。

(注2) 3年債は2002年（平成14年）11月、5年債は2000年（平成12年）9月以降発行されていない。

(注3) 国庫短期証券（T-Bill：Treasury Discount Bills）は、日本政府が一時的な資金不足を補うために発行する国債の一種で、額面金額1,000万円の期間60日程度の割引債券のことである。2009年（平成21年）2月以降、従来の「政府短期証券（FB）」と「割引短期国債（TB）」を「国庫短期証券」として統合した。入札参加資格をもつ金融機関や日本銀行など限られた機関投資家だけが購入でき、個人投資家は直接購入することができない。

(注4) 中期利付国債、国庫短期証券（T-Bill）などの発行方式は、高い価格で入札した業者から順に落札して購入希望額をとっていくコンベンショナル方式（複数価格入札方式）による公募入札である。

(注5) 長期、中期の国債は、発行後取引所に上場されるが、上場されない国債は店頭気配相場が公表されている。

3. 購入しやすい国債

(1) 個人向け国債

個人向け国債には、「変動10年タイプ」と「固定5年タイプ」「固定3年タイプ」がある。

「変動10年タイプ」は、購入単位1万円から購入でき、満期は10年で、個人投資家のリスクを軽減するために半年ごとに利率が見直される変動金利となっている。発行後1年経過するまで原則換金することができないが、1年経過後であればいつでも中途換金できる。

一方、「固定5年タイプ」「固定3年タイプ」の購入単位は1万円で、それぞれ5年、3年の固定金利となっている。発行後1年経過するまで原則換金することができないが、いずれも1年経過後であれば中途換金可能である。

なお、各タイプとも、中途換金時には中途換金調整額が差し引かれる（P.51 ※2を参照）。

(2) 新型窓口販売方式の国債（新窓販国債）

新型窓口販売方式の国債（以下「新窓販国債」）は、2年、5年、10年の期間で発行される固定金利の「利付国債」で、発行時の実勢金利が適用され、原則として毎月購入できる。購入単位は、5万円以上5万円単位で、個人でも購入できる。

なお、中途解約はそのときの市場価格での売却となるためいつでも可能で、個人向け国債のようにすでに受け取った利息が改めて差し引かれることはない。

(注1) 新型窓口販売方式とは、個人が購入しやすいように、従来よりも取扱い金融機関を増やし、どの金融機関でも同じ条件で購入できるようにした販売方式のことである。

(注2) 新窓販国債は、その仕組み上、発行日から初回の利払日までの期間が、ちょうど半年にならない。そのため購入時には、半年に満たない分の日割り計算された利息相当額を、あらかじめ払い込まなければならない。そのうえで初回の利払日には、その分も含めた半年分の利息が受け取れる。

上記の個人向け国債や新窓販国債は、証券会社、銀行などで購入することができ、購入後は各金融機関で保護預かりとなるが、金融機関によっては保護預かりに手数料がかかる場合がある。また、初めて国債を購入する場合は、金融機関に国債の振替口座を開設する必要がある。

(注) 国債の振替口座を開設する場合は、個人番号（マイナンバー）の他、本人確認用として公的証明書（運転免許証、パスポート等）と印鑑等が必要。

〔参考〕 購入しやすい国債の内容比較

		個人向け国債			新窓販国債		
		3年固定	5年固定	10年変動	2年固定	5年固定	10年固定
購入対象者		個人に限定			制限なし(法人やマンション管理組合も可)		
満期		3年	5年	10年	2年	5年	10年
発行頻度		毎月(年12回)					
購入単位		最低1万円から1万円単位			最低5万円から5万円単位		
購入限度額		上限なし			1申込み当たり3億円		
利払い		半年ごとに年2回					
金利タイプ		固定金利		変動金利 ^{*1}	固定金利		
販売価格		額面金額100円につき100円			発行ごとに財務省で決定		
安全性		発行元は日本国政府で、元本・利息の支払いは日本国政府が責任をもつ。また、ペーパーレスであるため、偽造・紛失のおそれがなく、元本や利息の受取りを忘れることもなく安全性が高い					
収益性	購入後市場金利が上昇	元本	変わらない ^{*2}			時価が目減りするので、償還期限前に売却する場合には、売却損が出る場合がある	
		利息	変わらない	増額する	変わらない		
	購入後市場金利が下降	元本	変わらない ^{*2}			時価が増えるので、償還期限前に売却する場合には、売却益が出る場合がある	
		利息	変わらない	減るが、0.05%は保証	変わらない		
流動性(中途換金)		発行後1年経過すれば、いつでも中途換金が可能			市場でいつでも売却が可能(売却益や売却損が発生)国の買取りによる中途換金制度はない		

財務省ホームページより

(注1) 国債の購入に際しては、手数料はかからない。半年ごとの利息は20%源泉徴収課税される。

(注2) 金融機関によっては、新窓販国債ではなく、市場での購入等により仕入れ、独自の販売価格を設定して国債を販売している場合がある。

(注3) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

※1 個人向け国債変動10年タイプに適用される利率(年率)は、基準金利×0.66である。基準金利とは利息計算期間開始時の前月の10年固定利付国債の入札(初回の利息については募集期間開始直前に行われた入札)における平均落札利回り。

※2 個人向け国債は、市場金利が上昇または下降しても元本が変わらないが、中途換金する場合、額面金額に経過利息を加えた金額から、直近2回分の利息相当額×0.8が差し引かれる。

〔参考〕 個人向け社債

直接金融の方法のひとつである個人向け社債は、企業が資金調達を銀行借入に頼らずに、広く個人投資家向けに比較的小口・短期で発行するものである。

個人向け社債は、通常100万円単位だが個人を対象にすることから10万円、50万円単位などで発行する企業もある。

基本的には、元本保証・確定利率で高利回りだが、償還期限までに当該発行企業が倒産した場合には、債務不履行(デフォルト)となるリスクがある。したがって、個人投資家は、発行企業が取得する「格付け」をもとに慎重な投資判断が求められる。なお、格付けの高い企業ほど同じ償還期限でも利率は低い。

(注) 2001年(平成13年)に経営破綻したマイカルの社債は利払いが止まり、償還も投資額の30%に止まった。

第4章 株式

学習のねらい

1. 株式、株式市場、株式の売買、相場指標などの株式の基礎を理解する。
2. 投資指標である配当利回り、配当性向、PER、PBR、ROEが株式の評価をするうえでどのような指標となるかを理解する。
3. 配当課税、キャピタルゲイン課税、損益通算、NISAなど株式にかかる税金を理解する。
4. 身近な株式商品である「ミニ株」「るいとう」および、分散投資の手法として時間分散におけるドルコスト平均法を理解する。

第1節 株式の基礎

1. 株式とは

株式とは、株式会社における出資者〔＝株主〕の持分を示すものである。一般には、この持分（株主権）を表示した株券のことを株式ということが多い。

株主の権利の主なものは、①会社の経営に参加できる権利で、株主総会に参加して持株数に応じて議決権を行使できる「経営参加権」、②会社から剰余金の配当を受けられる「剰余金配当請求権」、③会社が解散したとき、残った財産を持株数に応じて分配してもらう「剰余財産分配請求権」の3つである。

【参考】株式の種類

株式は付与されている権利の内容により、普通株・優先株・劣後株などに分類される。普通株とは標準的な株式で、制約あるいは優先権がない株式をいう。優先株とは剰余金配当請求権あるいは剰余財産分配請求権について優先的な地位を与えられている株式をいう。劣後株とは剰余金配当請求権あるいは剰余財産分配請求権について普通株に対して地位が劣る株式をいう。優先株は剰余金配当請求権といった面では優遇されている代わりに経営参加権は制限されるのが一般的で、多くの場合は無議決株である。

2. 株式市場

日本には、数多くの株式会社が存在するが、どの株式会社の株式に対しても自由に投資できるわけではない。証券取引所に株式を上場している場合のみ、不特定多数の人が株式を自由に売買できる。

このように、株式を上場・公開している株式会社の株式に投資をすることを一般に株式投資といっている。

(注1) 金融商品取引法上において、証券会社は「金融商品取引業者」、証券取引所は「金融商品取引所」となったが、名称、呼称は従来と同様の証券会社、証券取引所とする。

(注2) 証券取引所は、東京証券取引所をはじめ全国に4取引所（名古屋、福岡、札幌）がある。

証券取引所では上場株式について「価格優先」「時間優先」「成り行き優先」の原則によって取引を成立させている。

価格優先とは、売り注文は最も低い価格の注文を、買い注文は最も高い価格の注文を優先させることをいう。時間優先とは、同一値段の注文は時間的に早い注文を優先させることをいう。また、成り行き優先とは、指し値注文より、成り行き注文を優先させることである。

(注1) 証券会社が私設市場を設ける動きの中で、新興企業向け株式市場（新興市場）として、東京証券取引所の「東証マザーズ」（1999年（平成11年）11月～）、「東証JASDAQ」（2010年（平成22年）10月に大阪証券取引所のJASDAQ、NEO、ヘラクレスの3市場が統合され、2013年（平成25年）7月～東京証券取引所に引き継がれた）、名古屋証券取引所の「セントレックス」（1999年（平成11年）10月～）、札幌証券取引所の「アンビシャス」（2000年（平成12年）4月～）、福岡証券取引所の「Q-board」（2000年（平成12年）5月～）が創設された。また、東京証券取引所は、2022年（令和4年）4月に、従来の「市場第一部」、「市場第二部」、「マザーズ」、「JASDAQ」という市場区分から、「プライム市場」「スタンダード市場」「グロース市場」の3市場に再編された。

(注2) 指し値注文、成り行き注文については、P.54を参照。

3. 株式投資の手順

(1) 取引口座開設

株式を売買するためには、まず証券会社で株式売買をするための取引口座を開設する必要がある。申込み手続きは、証券会社の店頭か郵送やインターネットで行うのが一般的である。

(2) 注文方法

① 売買注文の出し方

取引口座の開設が済めば、売買注文を出すことができる。株式を買う場合は、

あらかじめ概算代金を証券会社に預けたうえで、①銘柄と証券コード、②数量、③値段（指し値または成り行き）、④売り・買いの別、⑤注文の有効期限（本日限り、今週限りなど）、⑥市場などをはっきり指示する。

株式の取引方法は、証券取引所では通常、投資家間で売買を行うオークション方式を採用している。

（注1）売買単位（単元株）は、100株単位と決まっており、その整数倍の株式数で注文を出す。

（注2）証券コードとは、日本の証券取引所に上場する企業の銘柄コード（4桁）のことである。

② 「指し値注文」「成り行き注文」

指し値注文とは、銘柄と売買の値段と株数をはっきり指定して注文する方法で、具体的には「銘柄〇〇の株を800円で10,000株を買いたい」とか「売りたい」など自分の希望を伝えて注文する。希望する値段で売買できる反面、値段によっては売買が成立しない場合がある。

一方、成り行き注文とは、銘柄と株数を指定するが値段を指定せずに注文する方法で、具体的には「銘柄〇〇の株を10,000株、値段は指定しないで買いたい」とか「売りたい」といって注文する。したがって、いくらで売買が成立するかは市場の流れに左右される。

なお上場株は、指し値注文より成り行き注文を優先させる。

【参考】インターネットによる株式取引

インターネットによる株式取引には、「自宅にしながら株価等の情報が容易に入手できる」、「従来型の取引に比べて売買委託手数料が安い」などのメリットがある。反面、手軽に注文できるため、単純な発注ミスやゲーム感覚での売買に陥りがちな面をもっている。

表面的な手軽さや使い勝手の良さだけに目を奪われることなく、「自己責任原則」を強く意識しつつ投資経験に見合った利用を心がける必要がある。

なお、インターネットによる株式取引の手続き方法は、サービスを提供する各証券会社のホームページで確認できる。

(3) 取引報告書の内容確認

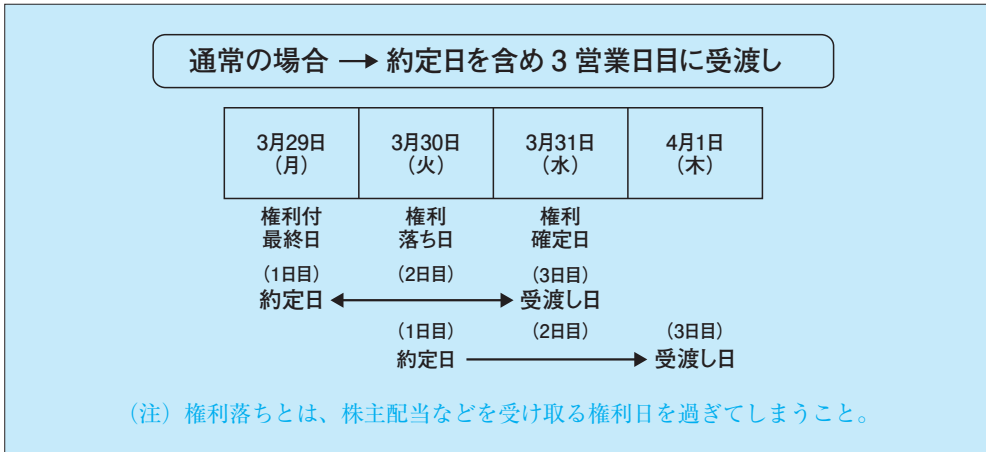
売買が成立（約定）すると数日後に証券会社から「取引（売買）報告書」が送付されてくる（あるいは、電子書面交付）。

銘柄・買い注文か売り注文か・株価・購入代金などについて相違ないか、取引内容を確認する。万一、注文内容と異なる記載事項がある場合は、ただちに証券会社に連絡をする。

(4) 受渡し

株式の売買が成立（約定）してから、その日を含めて3営業日目（証券会社の休日を除く）に精算が行われる。この株式の売買代金の精算のことを受渡しという。

【参考】 約定日と受渡し日（3月末決算会社の例）



(5) 株式等振替制度

株式等振替制度とは、「社債、株式等の振替に関する法律」により、上場会社の株式等に係る株券等をすべて廃止し、株券等の存在を前提として行われてきた株主等の権利の管理（発生、移転および消滅）を、証券保管振替機構および証券会社等に開設された口座において電子的に行う制度である。

この株式等振替制度において、証券保管振替機構は、金融商品取引所に上場されている株式、新株予約権、新株予約権付社債、投資口、優先出資、投資信託受益権およびそれらに準ずるものであって、発行者の同意を得たものを取り扱う。

(6) 配当金に関する取扱い

株主になっている企業の決算期が済むと「株主総会招集通知」、「事業報告書」など、またはこれらを掲載したウェブサイトのアドレス等が書面で送られてくる。

配当金がある場合は、株主総会終了後に配当金領収証が送られてくるので、発行会社指定の金融機関等で現金化することができる。

(注) 配当金の受取方法には、次のような選択肢もある（手続きは、証券会社等を通じて行う）。

1. 登録配当金受領口座方式

加入者が、あらかじめ、ひとつの金融機関預金口座を口座管理機関（証券会社等）に対して通知し、当該口座管理機関から通知を受けた振替機関が総株主通知の際に、当該預金口座を当該加入者が保有する銘柄の発行会社に通知することにより、株主が、すべての銘柄の配当金を単一の預金口座で受領する仕組み。

2. 株式数比例配分方式

加入者が、あらかじめ、配当金の受領を口座管理機関に対して委任することによって、当該口座管理機関が加入者に代わって配当金を受領する仕組み。

3. 単純取次ぎ

加入者が、あらかじめ、個別の銘柄ごとに配当金を受領する金融機関預金口座を口座管理機関に通知し、その都度、振替機関が発行会社に対して、当該預金口座を通知することにより、株主が、個別銘柄ごとに指定した預金口座で配当金を受領する仕組み。

4. 相場指標

(1) 単純平均株価

単純平均株価とは、上場銘柄の株価を合計し、銘柄数で割ったものである。この単純平均株価によって市場全体の平均的な株価水準を知ることができるが、単純平均株価には、株式分割や権利落ちなどによる株価への影響が修正されていないなど株価の連続性が保たれていないという欠点がある。

(注) 株式分割とは、資本金は変わらないが、発行株数を増やし株主にその持株数に応じて増加分を分配すること。

(2) 日経平均株価（日経225）

日経平均株価は、東京証券取引所のプライム市場に上場している主要銘柄のうち代表的な225銘柄の株価を平均した一般に最もなじみのある株価指標（インデックス）である。

1949年（昭和24年）5月の公表から225種の株価で算出されているが、現在の株価を単純に平均するのではなく、連続性を失わせないように、その後の株価の権利落ちや構成銘柄の変更などの修正を行っている。

日経平均株価の構成銘柄は、市場流動性や業種のバランスなどを考慮して、毎年定期的に見直しを行っている。

(3) 東証株価指数 (TOPIX)

東証株価指数 (TOPIX = トピックス) は、従来、東京証券取引所第1部上場の全銘柄を対象として算出されていた時価総額指数であったが、2022年 (令和4年) 4月の東京証券取引所の市場再編後、市場代表性に加え、投資対象としての機能性をさらに高めることを目指し、以下のような見直しが予定されている。

2022年 (令和4年) 4月1日時点の東証株価指数 (TOPIX) 構成銘柄は、新市場区分施行後も市場区分に関わらず、引き続き構成銘柄に採用された。ただし、流通株式時価総額100億円未満の銘柄は段階的ウェイト低減銘柄として、2022年 (令和4年) 10月末日から2025年 (令和7年) 1月末まで四半期ごとに10段階で構成比率が低減される。

なお、プライム市場への新規上場や市場区分変更をした銘柄は、自動的に東証株価指数 (TOPIX) 構成銘柄に採用される。

(4) 時価総額

時価総額は、株式市場の規模を知るのに用いられ、上場している各銘柄の株価に上場株式数をかけたものを合計して計算する。

(5) 売買高 (出来高) と売買代金

売買高とは、売買が成立した株数のことで、一般に出来高という。一方、売買代金は、金額ベースでいくらの売買が成立したかを示すものである。

株式相場が上昇傾向のときは売買高、売買代金とも増加傾向を示すことが多く、相場は活況となる。逆に相場が下落傾向のときは売買高、売買代金とも減少傾向を示し、相場は閑散となる。

第2節 株式の評価（投資指標）

1. 配当利回り

株式会社は、株主から資金を出資してもらい事業を行うが、その結果得られた収益は配当金として株主に還元する。投資金額に対する配当金の割合を配当利回りといい、次の計算式で求められる。

$$\text{配当利回り}(\%) = 1 \text{株当たり配当金} \div \text{株価} \times 100$$

事例

株価が1,000円で1株当たり配当金が20円だとすると、その配当利回りは

解答

配当利回りは、 $20 \text{円} \div 1,000 \text{円} \times 100 = 2\%$

2. 配当性向

配当性向とは、税引後利益（純利益）から、配当金としていくら支払ったのかの割合を指し、次の計算式で求められる。

$$\text{配当性向}(\%) = 1 \text{株当たり配当金} \div 1 \text{株当たり(当期)利益} \times 100$$

1株当たり利益（EPS：Earnings Per Share）とは、その会社の税引後利益（純利益）を発行済株式総数で割ったもので次の計算式で求められる。

$$1 \text{株当たり利益}(\text{EPS}) = \text{税引後利益(純利益)} \div \text{発行済株式総数}$$

税引後利益とは、法人税などを引いた後の利益で、この利益が会社に残る利益であり、配当金の支払い原資となる。

3. PER（Price to Earnings Ratio：株価収益率）

PER（株価収益率）とは、株価が1株当たりの利益の何倍の値段になっているかをみるための投資指標であり、次の計算式で求められる。

$$\text{PER(倍)} = \text{株価} \div 1 \text{株当たり利益}(\text{EPS})$$

事例

株価が1,000円で発行済株式総数が1億株の会社が、今期に税引後利益20億円だった場合の1株当たりの利益およびPER（株価収益率）は

解答

1株当たり利益（EPS）は、 $20 \text{億円} \div 1 \text{億株} = 20 \text{円}$
PER（株価収益率）は、 $1,000 \text{円} \div 20 \text{円} = 50 \text{倍}$

つまり、1株当たり利益の50倍の値段で株式が取引されているということになる。

PER（株価収益率）が低ければ低いほど、その銘柄の株価は利益水準に比べて割安と判断でき、逆にPER（株価収益率）が高ければ高いほど、その銘柄の株価は利益水準に比べて割高と判断できる。

したがって、割安な銘柄は将来の値上がりが期待でき、逆に割高な銘柄は将来の値下がりの可能性が高いと判断される。

PER（株価収益率）は、同業同士や経営内容が似ている会社同士を比較し、相対的に割高か割安かを判断するケースが実際には多い。

なお、株式に投資する場合に大事なことは、過去の企業業績ではなく、投資した後の企業業績であることから、PER（株価収益率）をはじめとして株式投資で利用する1株当たり利益は、過去の実績ではなく今期の予想数値を使うのが一般的である。また、1株当たり利益を算出するにあたっての税引後利益に、土地売却などの特別損益が含まれている場合があるので、1株当たり利益は、企業の収益力を正確に示していないこともあり、注意が必要である。

4. PBR（Price Book-value Ratio：株価純資産倍率）

PBR（株価純資産倍率）とは、企業の資産価値から株価水準を判断するために、株価が「1株当たり純資産（BPS：Book-value Per Share）」の何倍の値段になっているかをみる投資指標で、次の計算式で求められる。

$$\text{PBR（倍）} = \text{株価} \div \text{1株当たり純資産（BPS）}$$

1株当たり純資産（BPS）は、その会社の純資産を発行済株式総数で割ったもので次の計算式で求められる。

$$\text{1株当たり純資産（BPS）} = \text{純資産} \div \text{発行済株式総数}$$

（注）2006年（平成18年）5月の会社法の改正により、PBRにおいて「株主資本」は「純資産」に、ROEにおいて「株主資本」は「自己資本」となった。ROEについては、P.60を参照。

その会社の純資産とは、一般に総資産から総負債を差し引いたもので、自己資本、新株予約権、少数株主持分等を足したものである。

事例

株価が800円で資産1,000億円、負債600億円ある会社の純資産は400億円となる。この会社の発行済株式総数が1億株だとするとPBR（株価純資産倍率）は

解答

1株当たり純資産（BPS）は、400億円 ÷ 1億株 = 400円

PBR（株価純資産倍率）= 800円 ÷ 400円 = 2倍

1株当たり純資産（BPS）は、理論上では株価がどんなに値下がりしても1株当たり純資産の金額付近で下げ止まるということから、その会社の株式の資産価値を示すと同時に解散価値を示すものであるともいわれる。つまり、PBR（株価純資産倍率）は、株価の下落時の下値のメドを探るのに役立つことから、買付けのタイミングをみるのに活用される。

具体的には、PBRが1倍に近づけば、株価は大底に近づいたと判断されることが多い。

5. ROE（Return On Equity：自己資本利益率）

ROE（自己資本利益率）とは、自己資本（純資産から新株予約権と少数株主持分を差し引いたもの）をもとにどれだけの利益を上げたかをみる投資指標で、次の計算式で求められる。

$$\begin{aligned}\text{ROE（％）} &= \text{税引後利益} \div \text{自己資本} \times 100 \\ &= 1株当たり(当期)利益 \div 1株当たり自己資本 \times 100\end{aligned}$$

ROE（自己資本利益率）算出の際の自己資本は「期首・期末の平均値」を使用するのが一般的である。

事例

自己資本が400億円ある会社が税引後利益20億円を上げた場合のROE（自己資本利益率）は

解答

ROE（自己資本利益率）= 20億円 ÷ 400億円 × 100 = 5%

つまり、この会社が株主のお金を当期内の1年間に5%殖やしたことになり、株主にとってROE（自己資本利益率）は、自己の資産の利回りに相当する指標といえる。

したがって、ROE（自己資本利益率）が高い銘柄ほど株主のお金を効率的に殖やしたことになる、それだけ資産価値は高い銘柄といえる。

第3節 株式にかかる税金

1. 配当課税

(1) 配当金に対する税率

上場株式等の配当金に対する源泉徴収税率は、20%（所得税15%、住民税5%）である。また、非上場株式等の配当金に対する源泉徴収税率は、20%（所得税のみ）となっている。

（注）金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(2) 配当金に対する課税

上場株式等の配当金に対する課税については、原則源泉徴収のみで申告不要である。非上場株式の配当金および個人の大口株主等の配当金については、1銘柄当たりの年間の配当金額に応じて課税方法を選択する。

なお、確定申告を行えば、総合課税（配当控除の適用あり）等を選択できる。

2. キャピタルゲイン課税

上場株式等の売却益（年間の売却損益を通算した後の利益：キャピタルゲイン）に対する課税は、譲渡所得の申告分離課税である。

なお、株式等にかかる譲渡所得等の分離課税については、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度としたうえで、①特定公社債等および上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と②一般公社債等および非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に分けられる。

（注）特定口座の源泉徴収選択口座を利用すれば、投資家の確定申告が不要となる方法もある（特定口座については、P.62（2）特定口座を参照）。

(1) 税率

証券会社を通じた上場株式等の売却益（年間の売却損益を通算した後の利益）に対する税率は、20%（所得税15%、住民税5%）である。

（注）金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(2) 特定口座

この口座を通じて行われた上場株式等の売買（および配当金等の受取り）について、証券会社はその損益計算を行うものである。

特定口座のうち「源泉徴収選択口座」を利用する場合は、証券会社が源泉税額を納付することになるため、投資家は税務署等への申告の必要がなくなり、手軽に株式投資を行うことができる。ただし、「源泉徴収選択口座」を利用していても、確定申告をすれば、他の口座で生じた損益との通算や損失の繰越しを行うことができる。

売却益に対する住民税（5%）については、確定申告の場合にはその情報をもとに市区町村が計算、通知した納税額を投資家が納める。

特定口座のうち、「源泉徴収なし」を選択した場合には、投資家は、証券会社から送られてくる特定口座の「年間取引報告書」の内容を確定申告書に記入（電子申告の場合は入力）することにより、簡易に申告を行うことができる。

なお、この特定口座の利用は公募株式投資信託等にも認められる。

特定口座のイメージ

特定口座 を 利 用	源泉徴収ありの口座 (源泉徴収選択口座) を選択 ^(注1)	申告しない	確定申告不要 証券会社が年間分の売却益から源泉徴収
		必要に応じて申告する	確定申告 損益通算による還付請求や損失繰越し等 ^(注2)
	源泉徴収なしの口座を選択 ^(注1)		確定申告 「年間取引報告書」による簡易な申告
一般口座			確定申告 本人が損益通算し計算明細書を作成

(注1) 一度選択された源泉徴収制度の変更は、翌年までできない。

(注2) 複数の特定口座や一般口座で生じた損益との通算や通算に基づく還付請求、損失の繰越しの適用を受ける場合には、確定申告が必要。

【参考】特定口座：「源泉徴収選択口座」と「源泉徴収なしの口座」の違い

事例

70万円で購入した株式を100万円で売却。利益が30万円。

●特定口座「源泉徴収選択口座」の場合：

$$\begin{array}{ccc} \text{利益} & \text{税率} & \text{源泉徴収税額} \\ 30\text{万円} \times 20\% & = & 6\text{万円} \end{array}$$

売却時に6万円が源泉徴収され、課税関係は終了。受取金額は94万円。

(注1) 確定申告不要。

(注2) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

●特定口座「源泉徴収なしの口座」の場合：

売却時に源泉徴収されないため受取金額は100万円。

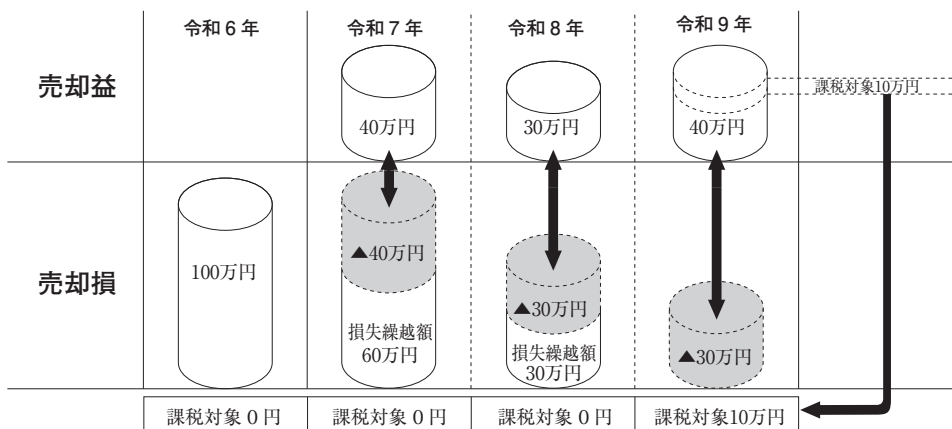
(注) 確定申告が原則必要。

(3) 売却損の繰越し

証券会社を通じた上場株式等の売却損（年間売却損益を通算）は、確定申告を行えば、3年間にわたって各年の株式等の売却益から控除することができる。

なお、公募株式投資信託の売却損（解約・償還による損失を含む）についても、上場株式等と同様に3年間の繰越控除の対象である。

【例】2024年（令和6年）に100万円の売却損が発生した場合



(注) 上図の場合、2024年（令和6年）分から連続して確定申告が必要となる。

3. 損益通算

2009年（平成21年）から上場株式等と公募株式投資信託の売却損益の通算、また、それらの売却損（前年以前3年以内の売却損で繰り越されたものを含む）と上場株式等の配当金や公募株式投資信託の普通分配金との損益通算が可能となった。

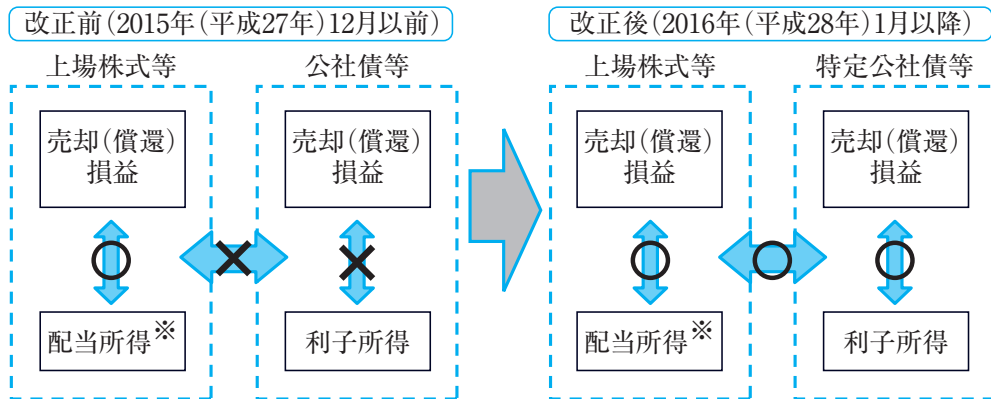
2009年（平成21年）以降の損益通算

損失		利益		公募株式投資信託		
		上場株式等	配当金	解約益・償還益	売却益(買取り)	分配金
上場株式等	売却損	○	○ ^(注)	○	○	○ ^(注)
公募株式投資信託	解約損・償還損	○	○ ^(注)	○	○	○ ^(注)
	売却損(買取り)	○	○ ^(注)	○	○	○ ^(注)

(注) 配当所得（配当金・分配金）について損益通算を行うには、確定申告で「申告分離課税」の選択が必要。ただし、2010年（平成22年）以降は、上場株式等の配当金等を特定口座の「源泉徴収選択口座」で受け取る場合、口座内での損益通算が可能。

さらに、2016年（平成28年）1月1日以降、債券（特定公社債等）が上場株式等に含まれることになり、特定公社債や公募公社債投資信託の売却（償還）損益や利子等は、上場株式や公募株式投資信託の売却（償還）損益や配当金等との損益通算が可能となった。

2016年（平成28年）以降の損益通算



※ 申告分離課税を選択した場合

4. 少額投資非課税制度（NISA）

少額投資非課税制度（NISA）は、非課税口座内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になる制度である。従来、NISA（個人投資家のための税制優遇制度）、ジュニアNISA（未成年者を対象とした少額投資非課税制度）、つみたてNISA（特に少額からの長期・積立・分散投資を支援するための非課税制度）の3種類があったが、2024年（令和6年）1月から、新しいNISA制度が創設された。

（注）NISAはイギリスのISA（Individual Savings Account）という制度をモデルに導入された制度。税制改正案の段階では、日本版ISAと呼ばれていたが、公募によりNISAという愛称に決定した。NはNipponのN。

NISA の概要

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限		同左
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 (注) 簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)		
	1,200万円 (内数)		
口座開設期間	恒久		同左
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 (従来のつみたてNISA対象商品と同様)		上場株式・投資信託等 (①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外)
対象年齢	18歳以上		同左
従来の制度との関係	2023年（令和5年）末までに従来の一般NISAおよびつみたてNISA制度において投資した商品は、現行制度の外枠で、従来制度における非課税措置を適用		

金融庁ホームページより

第4節 身近な株式商品

1. 単元未満株投資（株式ミニ投資）

(1) 単元株数の10分の1からの投資が可能

通常の株式投資は、各銘柄の単元株数での取引になるため、最低数十万円程度のまとまった資金が必要であるが、株式ミニ投資（以下「ミニ株」）は、単元未満株を売買するもので、銘柄によっては数万円程度の少額の資金で購入できる。

「ミニ株」の売買単位は、単元株数（100株）の10分の1の整数倍からで、最低10株から10株単位で90株までを売買できる。

「ミニ株」の配当金は、持株数に応じて受け取ることができるが、単元株数に達しないと株主優待は受けられない。また、単元株数に達しなければ、株主総会に参加できず議決権もない。

最近では、1株以上1単元未満を売買単位とする単元未満株投資を取り扱っている証券会社もある。

（注）単元株数に達しないと株主優待は受けられないが、取扱い証券会社が換金可能なものは、現金化されて持株数に応じてもらえることもある。

(2) 少額でもリスクは株式投資と同じ

「ミニ株」は、少額で購入できることから、株価の値下がりによる損失も、単元株より低く抑えられる。ただし、投資金額が少ないために損失額が小さいだけで、リスク自体が小さくなったわけではないので注意が必要である。

(3) 売買の手順

「ミニ株」は、単元株と同様に取引口座を開設しなければならない。売買の仕方は、基本的に単元株と同じだが、「ミニ株」は値段を指定して売買する「指し値注文」ができず、注文した翌日（翌営業日）の寄り付き値（最初の価格）で売買されるため、予想以上に高い値段で買ったり、低い値段で売ったりする可能性もある。

(4) 費用および税金

売買の際は、単元株と同様、証券会社に売買委託手数料とその消費税を支払う。なお、証券会社によって売買委託手数料は異なる。

キャピタルゲインに対する課税は、一般の株式投資と同様に、譲渡所得の申告分離課税である。

〔参考〕 単元株とミニ株の比較

	単元株	ミニ株
買える銘柄	上場されている銘柄や店頭登録銘柄など	証券会社の指定銘柄（会社によって異なる）
購入単位	単元株数（100株）からの購入となる。株価が1,000円なら10万円必要	単元株数（100株）の10分の1単位の整数倍（10株から）で、かつ単元株数未満の株数。株価が1,000円なら10株を1万円で買える (注) 購入単位を1株からとする証券会社もある。
売買のタイミング	当日に売買できる。株価を指定して（指し値）売買することもできる	注文した翌日（翌営業日）の寄り付き値（最初の価格）で売買
配当金の取扱い	持株数に応じてもらえる	持株数に応じてもらえる
株主優待	持株数に応じて各種優待が受けられる	単元株数に達しないと優待は受けられない（換金可能なものは現金化されて、持株数に応じてもらえる場合あり）
売買委託手数料	証券会社によって異なる	証券会社によって異なる
口座管理料	最高、年間3,000円(+消費税)かかる。(無料の証券会社も多い)	最高、年間3,000円(+消費税)かかる。(無料の証券会社も多い)

2. 株式累積投資（るいとう）

(1) 毎月一定金額を定期的を買付け

株式累積投資（るいとう）は、あらかじめ決めた銘柄について、毎月1回決まった買付日に、毎月一定の金額で買える分の株式を購入する投資方法である。

たとえば、毎月1万円で購入する場合、今月の買付日の株価が200円なら50株、翌月の買付日の株価が250円なら40株の購入となる。なお、配当金は持株数に応じて分配される。

(注) P.70～71 4.ドルコスト平均法を参照。

(2) 長期間続けるとメリットが出る

株式投資は、現在の株価が高いのか安いのかの判断が難しく、判断を誤ってしまえば売却損を出してしまう。

一方、「るいとう」は、毎月決まった日に一定の金額で買えるだけの株数を買うので、株価が安いときにはたくさんの株数を買ひ、株価が高いときには少ししか買えないことを繰り返し、長期的に平均すると株価が高いときの買付けの損失を安いときに買い付けた分でカバーすることになる。

つまり、「るいとう」は、長期間続けていけば、買付けの平均単価を低く抑えることが期待できる。そして買い付けた平均株価以上に株価が上がったときに買い貯めた株を売却すれば利益が得られる。

(3) 売買の手順

「るいとう」は、単元株や単元未満株（ミニ株）と同様に取引口座を開設しなければならない。

購入に際しては、銘柄と購入金額を指定する。購入金額は月額1万円以上1,000円単位で、銘柄は証券会社で指定しているものの中から選ぶので、それ以外の銘柄は指定できない。

申込み後は、自動的に毎月決まった日に指定した金額で買える株数が買い貯められる。買い貯めた株は、全部でもその一部でも売却は自由である。なお、購入金額や銘柄の変更、購入の休止・再開は随時可能である。ただし、購入休止期間中も口座管理料が必要となる場合もある。

配当金は持っている株数に合わせて自動的に再投資される。また、単元株数に達しないと株主優待はない。

なお、買い貯めた株数が単元株数に達すると「一般の株主」になれる。

(4) 費用および税金

売買の際には売買委託手数料（消費税を含む）が、買付代金および売却代金の中から差し引かれる。

キャピタルゲインに対する課税は、一般の株式投資と同様に、譲渡所得の申告分離課税である。

(注) 株式累積投資や単元未満株投資（ミニ株）の取扱いの詳細（受渡し日、約定価格、取引不成立の場合の処理、各種株主権の取扱いなど）は、原則として各取扱証券会社で定める約款によることになっている。このため、前述の内容はあくまで代表的な取扱いになる。実際の取扱いについては各証券会社への確認が必要である。

第5節 分散投資

株式投資において、最も重要なことは、偏った投資や運用をしないということである。リターンが大きいということは、常に大きなリスクが背中合わせにあるので、リスクヘッジ（危険回避）をしておくことが大切になってくる。

リスクヘッジの方法として、分散投資は不可欠であり、その分散する方法は、リスクの内容や投資の目的や商品によって異なる。

ここでは、株式投資における分散投資をみていくが、その他の金融商品にも分散投資の概念があてはまる。

1. 銘柄分散

株式の銘柄分散は、まず異なる業種に分散することがあげられる。投資する企業の業種を変えることにより、株価の動きが異なる組合せをつくることができる。

たとえば、円高で儲かる業種と円安で儲かる業種を組み合わせることで、為替相場がどちらに動いても株価が連動してリスクヘッジができる。

また、株価の高い値がさ株とそうでない株を組み合わせたり性格の異なる銘柄を組み合わせたりするのも、銘柄分散のひとつの方法といえる。

2. 通貨分散

通貨分散の方法としては、外貨そのものを保有する以外に外貨預金などの外貨建て金融商品、さらに日本株だけでなく、外国株を組み合わせたりすることも、銘柄分散であると同時に通貨分散ということになる。

3. 時間分散

株式市場において、相場は常に上下を繰り返している。したがって、その価格について高値や安値をあらかじめ予測することは不可能といえる。

株式投資において、銘柄分散と同様に非常に重要なリスク分散が、時間分散である。

株式投資の時間分散の方法は、投資予定金額を複数回に分けて投資することにより行う。回数に関しては決まりはなく、投資回数を分けるほどリスクの分散につながる。

たとえば、投資金額300万円を1回に投資する場合と、3回に分けて投資する場合を比較すると、株価1,000円の段階で買い始めると、一度に買う場合は、3,000株購入することができる。一方、100万円ずつ3回に分けて購入する場合、1回目は1,000株購入でき、2回目の株価が800円、3回目の株価が600円だったとすると、2回目は1,250株、3回目は1,666株を購入できることになる。

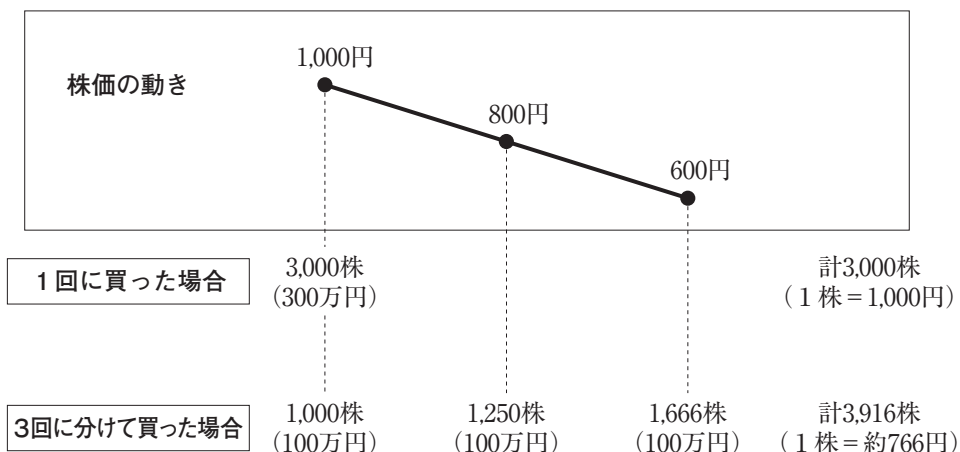
この例で1株当たりの購入単価を比較すると、一度に買った場合は、1株購入単価=1,000円なのに対し、3回に分けて買った場合の株数は、3,916株（1,000株+1,250株+1,666株=3,916株）となるので、1株当たりの平均購入単価は約766円となる。つまり、時間分散により購入単価を234円引き下げたことになる。

もちろん、株価が上がり続ける状態で複数回に分けて買った場合の平均購入単価は、一度に買った場合より高くなるので注意が必要である。

どの時点で株式を買うか、売るかは、だれもが悩むところで、自分の選んだ売買タイミングがベストかどうかは後にならないとわからない。したがって、一度に全部の資金を投入せず（または一度に売却せず）、売買タイミングをずらす（時間分散する）ことにより、リスクを分散させることができる。

時間分散の効果の例

〈株価が下がり続けたときに一度に買った場合と3回に分けて買った場合〉



4. ドルコスト平均法（時間分散の代表的手法）

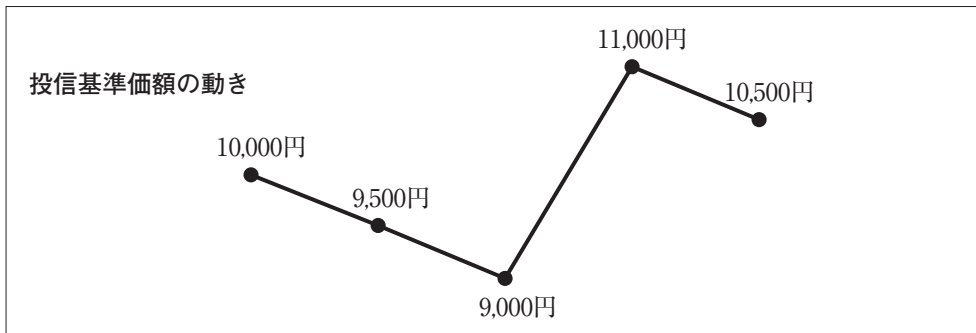
「ドルコスト平均法」とは、時間分散の考え方を採用し、たとえば、株式や金など値動きのある金融商品に対し、毎月一定金額を投資することなどにより平均購入単価を引き下げ、トータルの収益性を向上させようとする手法である。つまり、毎

月一定金額で購入するため、価格が安いときには多く、価格が高いときには少なく買うことになり、平均購入単価を引き下げる効果が期待できる。特にハイリスク・ハイリターンの商品を継続的に購入する場合、その効果はより高まる。「ドルコスト平均法」の投資手法として、「株式累積投資（るいとう）」や「投資信託の積立購入サービス」「純金積立」などがある。

特に「投資信託の積立購入サービス」は、投資信託自体が組入れ銘柄を分散投資しているうえに積立で購入することにより時間分散の効果も期待できるので、「銘柄分散」と「時間分散」を同時に行える分散投資といえる。

ただし、「るいとう」などで投資した企業が将来倒産した場合は、一般の株式投資で企業倒産があった場合と同様に、それまでに投資した資金は回収できなくなるおそれがある。

ドルコスト平均法の考え方



〈一定口数を買った場合〉

購入口数	1口	1口	1口	1口	1口	計5口
購入代金	10,000円	9,500円	9,000円	11,000円	10,500円	計50,000円

(1口当たり平均購入価格=10,000円)

〈一定金額で買った場合〉 (ドルコスト平均法)

購入代金	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	計50,000円
購入口数	1口	1.05口	1.11口	0.91口	0.95口	計5.02口

(1口当たり平均購入価格=約9,960円)

第5章 投資信託

学習のねらい

1. 投資信託の内容と仕組みを理解する。
2. 投資信託の基本的な分類を理解し、その他の分類により投資信託の特徴を理解する。
3. 投資信託の売買における費用、基準価額、個別元本方式による課税の計算方法、換金方法を理解する。
4. 代表的な投資信託商品を理解する。
5. 日本の投資信託の今後の広がりを確定拠出年金との関係から理解する。

第1節 投資信託の基礎

1. 投資信託とは

投資信託とは、複数（2人以上）の投資家から集めた資金をひとつの基金（ファンド）にまとめて、運用会社である投資信託委託会社が株式や債券などで運用する商品である。なお、投資信託のことも一般にファンドとよばれる。

投資信託は、預貯金などと大きく異なり、複数の投資家から集めた資金をひとまとめにして、その資金を株式や債券などの有価証券などに分散投資し、その運用によって得られた利益は、損失も含めて投資家に帰属する。

つまり、運用であがった収益は手数料などを除いて、すべて投資家に還元されるが、損失が生じた場合もすべて投資信託を購入した投資家の責任になるので、金融商品の中でも自己責任が求められる商品のひとつである。

投資信託は、「小口購入」「分散投資」「専門家運用」の3つの特徴により個人投資家の有価証券投資を容易にする。

1人のお金は少額でも（100円程度から利用できる）、集めたお金全体は億単位の規模なので、国内外の投資対象に幅広く分散投資ができる。

なお、投資対象を選んだり、タイミングをみて売買したりするのは、投資信託委

託会社（運用会社）の専門家（ファンドマネージャー）である。

たとえば、1人当たり100万円の資金を1,000人の投資家から集めたとすると、このファンドの規模は10億円になる。そして、10億円の資金を運用して得られた利益は、各投資家の100万円の持分権に応じて分配される。

このように投資信託は、一般の個人投資家には通常難しい、多額の有価証券投資をすることによるメリットを個人投資家を得ることを可能にする。

仮に100万円の資金で3銘柄程度の株式を購入するよりも10億円の資金で数十銘柄の株式に分散投資した方が、一部の銘柄で生じた損失を他の銘柄の値上がりでカバーでき、全体として利益をあげる確率は高くなるといえる。

つまり、投資信託は、1人の個人投資家の「小口購入」した資金を集めることによって、機関投資家（生命保険会社等）と同じ「分散投資」の効果を得ることができる。

投資信託は、複数の投資家から集めた資金を有価証券投資の専門家である投資信託委託会社（運用会社）のファンドマネージャーが運用する。これが特徴の3つ目の「専門家運用」である。

ただし、専門家が運用する場合であっても、最終的にはそのファンドに組み入れられている株式等の有価証券の相場動向が、ファンドの収益性を大きく左右することから、必ずしも高い運用実績を得られるとは限らない点に注意が必要である。

（注1）ファンドマネージャーは、生命保険会社、年金基金、投資信託委託会社、投資顧問会社などにおいて、専門知識に基づき独自の投資判断を下す、資産運用の専門家。

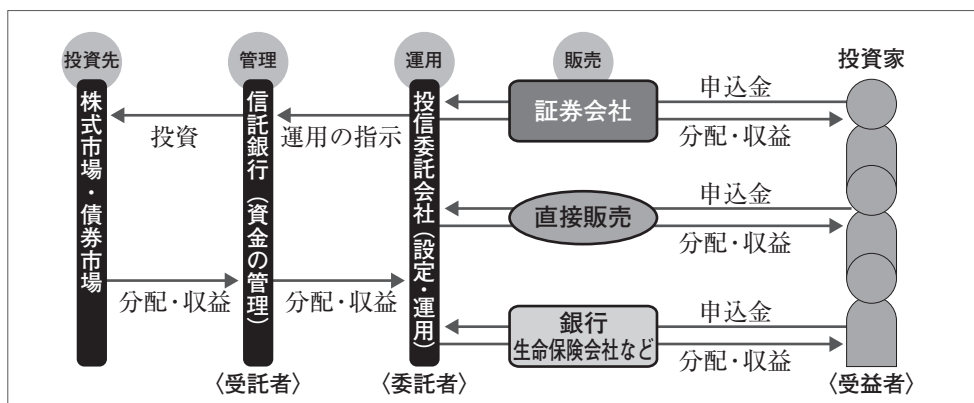
（注2）機関投資家とは、生命保険会社、投資信託会社、年金基金等をいう。

2. 投資信託の仕組み

投資信託は、「受益者」「委託者」「受託者」の3者から成り立っている。

受益者とは投資信託を購入する投資家のことで、ファンドの運用によって生じた利益を享受する者ということから「受益者」という。受益者は、証券会社や銀行・生命保険会社などの販売金融機関を通じて、投資信託を購入する。「委託者」とは、投資家から集めた資金をまとめた「信託財産」の運用を担当する投資信託委託会社を指す。

投資信託の仕組み（契約型の場合）



販売窓口である証券会社や銀行・生命保険会社などの金融機関、および委託者である投資信託委託会社は、受益者である投資家から集めた資金やファンドで買い付けた株などの資産のすべてを信託銀行をはじめとする「受託者」に管理を任せている。したがって、仮に販売窓口である証券会社などが経営破綻しても、投資信託のすべての資産は「受託者」である信託銀行が管理しているので安全であり、また、信託銀行自身の資産とも分別管理されているので、たとえ信託銀行が倒産しても、投資信託の資産が差し押さえられることはない。

また、「受益者」「委託者」「受託者」の3者以外に証券会社や銀行、一部の生命保険会社などの販売会社は、ファンドの販売窓口となっているだけでなく、分配金や償還金の支払窓口としての機能もある。

従来、販売会社は、証券会社を中心であったが、1998年（平成10年）12月から銀行や生命保険会社などに認められ、2005年（平成17年）10月からは郵便局でも投資信託の取扱いが開始された。

また、委託者である投資信託委託会社が直接、投資家にファンドを販売する「直販」は1993年（平成5年）から、銀行等の金融機関に店舗を借りての直接販売が1997年（平成9年）12月1日からスタートした。現在では投資信託の販売を中心に行う証券会社も出てくるなど、投資信託の販売ルートは拡大傾向にある。

3. 投資信託のリスク

リスクとは、投資の世界では「損をする」という観念が強いと思われるが、投資信託では、リスクとは価格のブレのことを意味し、価格の上昇と下落の可能性のことを意味する。「リスクが小さくてリターンが大きい」という投資信託は存在しない。したがって、リターンに見合ったリスクというものがある。

投資家が投資信託を選ぶ場合は、これから数十年という長い期間で投資するのであれば高いリスクもとれるが、数年間だけという短い期間で投資するのであれば低いリスクの投資信託を選ぶ、というように自分がとれるリスクを把握して投資信託を選ぶことが必要である。投資信託におけるさまざまなリスクには次のようなものがある。

(1) 価格変動リスク

投資信託に組み入れられている株式や債券は、市場において日々取引されており、その価格は刻々と変化する。価格変動リスクとは、それらの価格変動によって収益が変動するリスクのことである。株式や債券の価格変動の要因は、経済情勢、為替、金利、政治要因、世界中から伝えられる情報、時によっては天候や異常気象などさまざまで、それらによって価格が上下する。

また、戦争や企業の破綻といった突発的な出来事により、価格は急激に変化することも金融市場ではよくあることで、こういった値動きのある株式や債券を組み入れた投資信託は、常に価格変動リスクを負っている。

(2) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利の変動によって収益が変動するリスクのことである。

金利と債券価格の間には、「金利が上昇すれば債券価格は下落する」「金利が下降すれば債券価格は上昇する」という関係がある。

金利の変動により損失が発生する場合というのは、金利が上昇することで債券価格が下落して、それにより損失が発生することがあることを意味する。

債券は、満期まで保有すれば利息とともに額面金額が元本として返ってくる。しかし、満期前に売却したいときに金利が上昇していると、その金利水準に見合う利回りになるまで債券価格を下げないと売却できない。この価格が「時価」として、債券の評価価格にも影響を与える。

逆に、金利が下降すると、利息が多く得られる高金利時の債券は購入希望者が増え、そのときの金利水準に見合う利回りになるまで債券価格は上昇することになる。

(3) 為替変動リスク

為替変動リスクとは、外国為替相場の変動によって収益が変動するリスクのことである。海外の株式や債券に投資する投資信託においては、外貨建ての株式や債券の市場価格に変動がなくても、投資先と日本の為替レートに変動があれば投資信託の基準価額が変化する。

投資先の外貨での資産価格に変化がなくても、為替が円安になれば投資信託の基準価額は上昇し、逆に、円高になると基準価額は下落する。

現在、国内においては引き続き超低金利が続いており、高金利の外貨建て資産に投資する投資信託は人気がある。

ただし、為替レートの変動要因は多く、為替動向を予測するのは困難で、海外の資産に投資する投資信託の購入にあたっては、その投資信託が為替ヘッジを行うのか、行わないのかなど為替変動リスクに対する方針を目論見書で確認して投資することが必要である。

(4) インフレリスク

インフレリスクとは、インフレによる物価上昇率（インフレ率）が、投資した金融商品の利率などを上回ることによって、投資家が実質的に損失を被るリスクのことである。

一般に、定期預金や債券などは、金利があらかじめ決まっているため、インフレに弱い商品と考えられている。一方、不動産を投資対象とする不動産投資信託は、インフレで土地の価格や家賃などが上昇すると基準価額も上昇するため、比較的インフレに強い商品といえる。

(5) カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先の国特有の事情や状況により株式市場や債券市場が混乱したり、正常に機能しなくなることで、投資信託の基準価額が変動するリスクのことである。一般にアジア、中南米、アフリカ、東欧、ロシア等の経済新興国におけるリスクである。

(注) 1990年代のアジア通貨危機の際には、金融市場が混乱して、株式・債券・通貨などの取引が正常に行えなくなったり、市場そのものが閉鎖されてしまい、取引が全くできなくなるという事態が発生した。

(6) 信用リスク

信用リスクとは、資金の調達のため、債券を発行したり、借入を行ったりしている国や企業が、政治情勢や経済環境の変化による財務状況の悪化などの理由によって、債券を償還したり、債務の返済や利息の支払いが滞ったり困難になったりして、いわゆる「倒産」「債務不履行（デフォルト）」の状況になることで損失が発生するリスクのことである。

このような事態が発生すると投資資金の回収に対する不安が増大して、債券価格が下落することにより損失が発生するリスクが増加する。

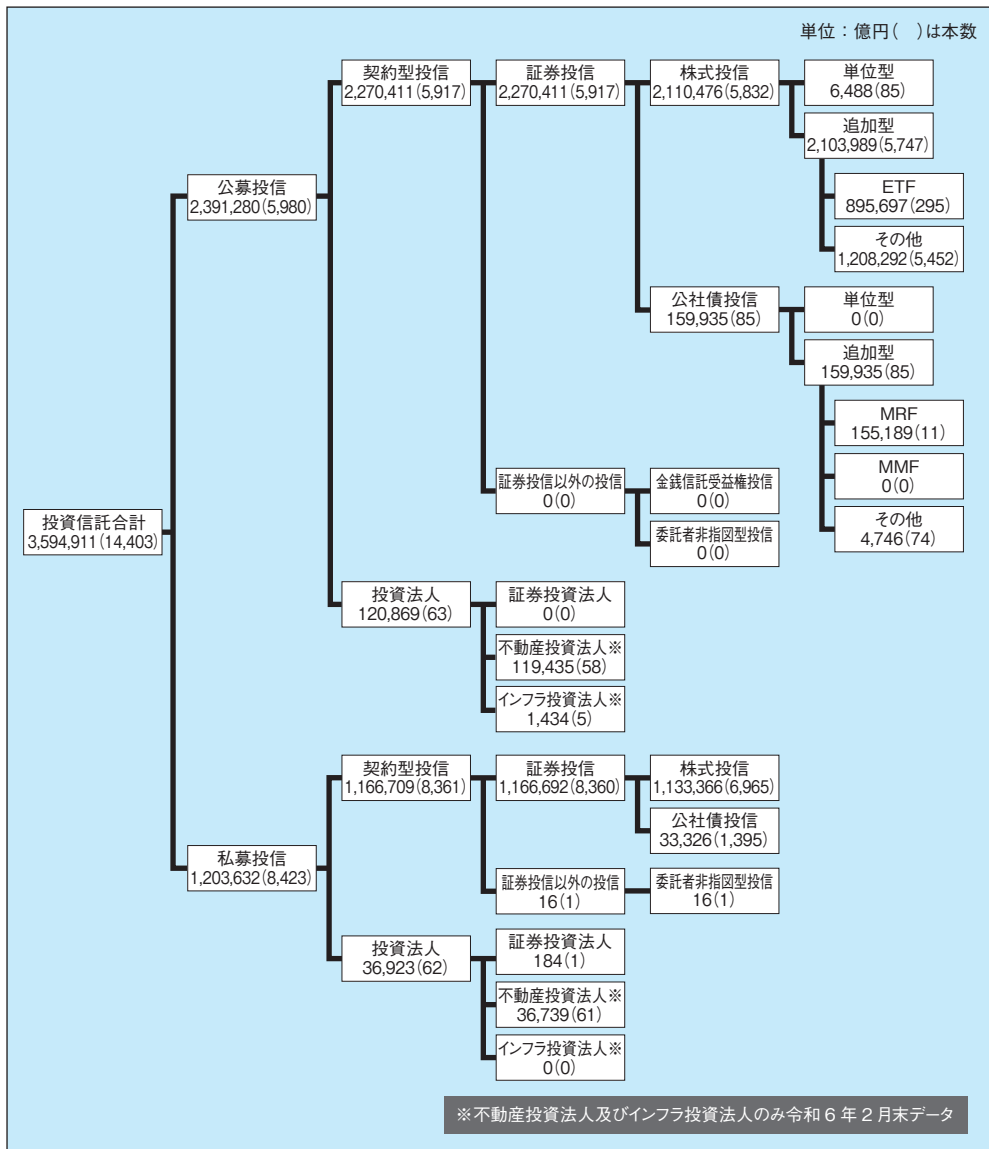
第2節 投資信託の分類

1. 投資信託の基本的分類

投資信託の種類は多種多様である。また、同じ種類のものであっても、投資信託委託会社（運用会社）が異なり、募集の時期が違えば、基準価額の動きは異なってくる。

そして、それぞれ異なるという認識のもとに購入のタイミングや活用の仕方をそれぞれのファンドごとに考えなければならない商品である。

【参考】日本の投資信託の分類



投資信託協会「投資信託の全体像」（令和6年3月末）

(1) 「株式投資信託」と「公社債投資信託」

投資信託は、株式を組み入れて運用することが可能な「株式投資信託」と、株式は一切組み入れず、国債や社債などの公社債だけを組み入れて運用する「公社債投資信託」とに大きく分けられ、その大半が「株式投資信託」である。

収益性と安全性の面から両者を比較すると「株式投資信託」は高い収益性が期待できる反面、株価の下落によって投資した元本を割り込むリスクが高くなる。

一方、「公社債投資信託」は、収益性は株式投資信託に比べて低い、元本を割り込むリスクは比較的強く抑えられている。

(2) 「単位型（ユニット型）」と「追加型（オープン型）」

株式投資信託、公社債投資信託のいずれも、ファンド設定後にそのファンドを自由に購入できるか否かによって、単位型（ユニット型）と追加型（オープン型）に分けられる。

単位型（ユニット型）は、新しく募集・設定された投資信託が、それぞれ独立したファンドとして運用・管理されているので追加購入できない。したがって、一度設定されたファンドに新しい資金が追加されることはないため、その元本は、ファンド設定後、投資家の中途換金があれば段々減っていくことになる。そのため、当初設定してから一定期間は原則として解約を認めないクローズド期間を設けたファンドもある。これは運用資金を安定させて、運用成果を高めるためにとられる制度である。

単位型はさらに募集・設定形態により、定時定形型とスポット型に分類できる。

一方、追加型（オープン型）は、ファンド設定後も追加設定できるので、その元本は追加設定、一部解約により増減する。原則として、新規購入や追加購入および換金は、時価に基づいて自由に行うことができる。

以前は、公社債投資信託のうち追加型（オープン型）公社債投資信託は、「追加設定を元本で行う」という制約があったため、MRFのように元本を下回る危険性が低い運用を行うものが主流であった。

そのため、日々変動する基準価額に対応する追加設定を行いたい場合は、運用対象に株式を組み入れていない投資信託であっても、信託約款上で株式に投資できる旨を定めることにより「追加型（オープン型）株式投資信託」の形態をとることが多かった。現在は、追加型（オープン型）公社債投資信託についても個別

元本方式による追加設定が可能となっているが、商品設計の自在性などの理由から「追加型（オープン型）株式投資信託」とすることが多い。

(3) 単位型（ユニット型）の「定時定形型」と「スポット型」

単位型（ユニット型）の投資信託は、募集・設定される形態によって「定時定形型」と「スポット型」の2つに区分される。

定時定形型は、商品として性格が全く同じものを毎月継続的に募集・設定していくもので、株式投資信託ではファミリーファンド、公社債投資信託では長期国債ファンドがある。

一方、スポット型は、その時々々の市場情勢や投資家のニーズに合わせ、タイムリーに、募集・設定されるものである。

2. 投資信託の属性区分による商品分類

一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」）では、投資信託の商品分類について、以下のような区分により目論見書または投資信託約款に記載するための指針を示している。

(注) このような区分を使用することでお客さまが各証券会社の商品比較や内容判断を明確にできるようにする。ただし、これ以外の表示を妨げるものではない。

〔参考〕投資信託の商品分類の属性区分

商品分類の属性区分		概要	
投資対象による属性区分	株 式	一般	大型株、中小型株にあてはまらないもの
		大型株	主として大型株に投資するもの
		中小型株	主として中小型株に投資するもの
	債 券	一般	公債、社債、その他債券にあてはまらないもの
		公債	日本または外国の政府の発行する国債および地方債、政府保証債、政府機関債、国債機関債に主として投資するもの
		社債	企業が発行する社債に主として投資するもの
		その他債券	公債または社債以外の債券に主として投資するもの
		格付け等クレジットによる属性	一般、公債、社債、その他債券の発行体による区分の他、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、一般、公債、社債、その他債券の区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することもできる
	不 動 産 投 信	不動産投資信託（J-REIT）	
	そ の 他 資 産	組み入れている資産を記載する	
	資 産 複 合	資 産 配 分 固 定 型	複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的なもの。組み入れている資産を列挙するものとする
資 産 配 分 変 更 型		複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるもの、もしくは、固定的とする旨の記載がないもの。組み入れている資産を列挙するものとする	

商品分類の属性区分		概 要
決算頻度 による 属性区分	年1回	年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回	年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回	年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回	年12回決算する旨の記載があるもの
	日々	日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記の分類にあてはまらないもの
投資対象 地域による 属性区分	グローバル	組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの。なお、「世界の資産」中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載する
	日本	組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東	組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	組入資産による投資収益がエマージング(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態 による 属性区分	ファミリーファンド	親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く)を投資対象とするもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう
為替ヘッジ による 属性区分	為替ヘッジあり	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
	為替ヘッジなし	為替のヘッジが行われない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
インデックス ファンド における 対象インデ ックスによる 属性区分	日経225	日経225を指数として運用するもの
	TOPIX	TOPIXを指数として運用するもの
	その他の指数	上記指数にあてはまらないすべてのものをいう
特殊型	ブルベア型	派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含む)を目指す旨の記載があるもの
	条件付運用型	仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型/ 絶対収益追求型	特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるもの
	その他型	上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう

投資信託協会「商品分類に関する指針」より作成

3. 運用スタイルによる分類

投資信託は、投資信託委託会社（運用会社）およびファンドマネージャーが、それぞれのファンドに定められた運用方針に従った運用を行う。運用スタイルによる分類は、「アクティブ運用」と「パッシブ運用」の2種類に分類できる。

(1) 「アクティブ運用」

アクティブ運用とは、市場の平均を上回る収益の獲得を目指す運用を行うものである。その際、投資収益率の参考指標（ベンチマーク）を採用するファンドがある。このベンチマークには、国内株式であれば、「日経平均株価」や「東証株価指数（TOPIX）」などが用いられ、公社債であれば、各種「公社債インデックス」、国際株式であれば、「MSCIワールドインデックス」などが用いられる。

(2) 「パッシブ運用」

パッシブ運用とは、あらかじめ定められたベンチマークの動きとできる限り同等の投資収益率を得ることを目標とする運用スタイルであり、その代表的な例はインデックス運用である。市場では情報が十分に効率よく処理され、価格にはその時点での情報が迅速かつ正確に織り込まれているので、どんな銘柄選択を行っても恒常的に市場平均以上の運用成績をあげることは困難だとする効率的市場仮説の考え方に基づいた運用スタイルといわれる。

第3節 投資信託の売買

1. 投資信託の売買の手順

投資信託を購入する場合は、購入したい投資信託がどの金融機関で取り扱われているかを確認する。

そして、実際に購入する前に必ず「目論見書」を熟読する必要がある。この目論見書は、そのファンドを取り扱っている金融機関の窓口でもらうことができ、そのファンドの概要と特色、運用の基本方針や運用方法、手数料などの費用と税金や換金の条件等が詳細に説明されている。

2. 投資信託の費用

株式投資信託の費用には、原則として購入時にかかる「販売手数料」、保有する期間中にかかる「信託報酬」、解約時にかかる「信託財産留保額」がある。

各費用は取扱金融機関や投資信託などにより異なるが、費用が高いから運用が優れているという判断にはならない。

(1) 販売手数料

販売手数料とは、投資家が投資信託を購入するときに販売会社に対して支払うものである。水準は購入価格の0～3%程度と投資信託により異なる。MRFなど公社債投資信託は販売手数料はかからないが、株式投資信託には購入価格の2～3%程度の手数料がかかり、別途消費税も課される。

最近では、多くの証券会社で取り扱っている「ノーロード投資信託」という販売手数料をとらない方式の商品も開発されている。

なお、公社債投資信託の販売では、預貯金などとの競合上不利にならないようにノーロードで販売している。

(注) ロードとは、負荷、負担という意味で、ノーロードとは当初販売手数料を徴収しないものをいうが、ファンド内では運用報酬や販売関連の費用などは差し引かれている。

(2) 信託報酬

信託報酬とは、購入してから換金するまでの運用や管理への報酬として、投資信託委託会社（運用会社）、販売会社や信託銀行が、投資信託の残高から差し引く費用である。信託報酬は、日割りに換算され毎日の純資産価額から差し引かれる。

信託報酬の内容は、投資信託委託会社（運用会社）が受け取る「運用報酬」と販売会社が受け取る「代行手数料」と信託銀行が受け取る「受託者報酬」の3つがある。

また、信託報酬は、信託財産の「純資産総額」に対して、あらかじめ決められた率で毎日計算する。したがって、毎日の時価総額がベースとなって算出されるので、運用が順調にいき純資産総額が増えれば、投資信託委託会社（運用会社）等が受け取る信託報酬（運用報酬）も増える。

(3) 信託財産留保額

信託財産留保額とは、投資信託を換金（解約）した場合に徴収される金額であ

る。これは、投資信託が解約者に支払う現金をつくるために、組み入れている有価証券を一部売却する際にかかる手数料を他の保有者が負担せずにするよう、解約者が解約代金の一定割合の金額を信託財産に残すというものである。投資信託によっては、保有期間に応じてその額が軽減されるものや、全くかからないものもある。

3. 基準価額

基準価額とは、1口当たりの信託財産の時価であり、ファンドの価格の基礎となる価額である。そのファンドに組み入れられているすべての有価証券を時価で換算して利息や配当を加えて資産総額を出し、諸経費や未払金を差し引いてファンドの純資産総額を計算してから、1口当たりに換算したものである。純資産総額は、ファンドに新規の資金が入ってきた場合や組み入れ資産の時価が値上がりすると上昇する。

$$\text{基準価額} = \text{純資産総額} \div \text{受益権口数}$$

基準価額はそのファンドのそれまでの運用実績を表したものといえ、投資信託を換金する場合にはこの基準価額が基礎となる。

4. 個別元本方式による課税の計算方法

(1) 収益分配時

投資家の個別元本により収益分配金に対して、課税対象となる「普通分配金」と非課税の「元本払戻金（特別分配金）」が計算される。普通分配金と元本払戻金（特別分配金）の区分は以下のとおり。

分配金落ち後の基準価額 > 投資家の個別元本 ……収益分配金全額が普通分配金

分配金落ち後の基準価額 < 投資家の個別元本

下回る金額が元本払戻金（特別分配金）
収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を引いた金額が普通分配金

非課税の元本払戻金（特別分配金）は元本の払い戻しに相当するので、分配後に個別元本が修正される。

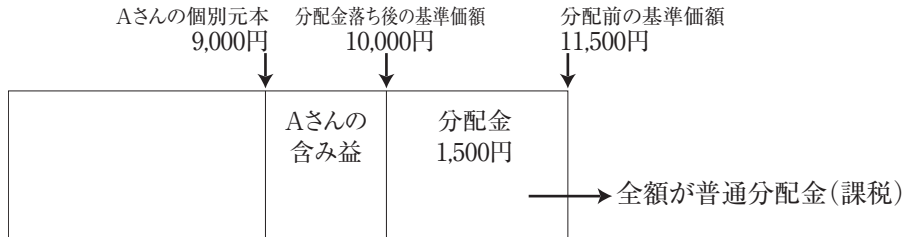
(注) 分配金落ちとは、決算日に収益分配金を差し引くことをいう。

〔例1〕

Aさんの個別元本 = 9,000円

分配前の基準価額 = 11,500円 分配金 = 1,500円

分配金を支払った後（分配金落ち後）の基準価額 = 10,000円

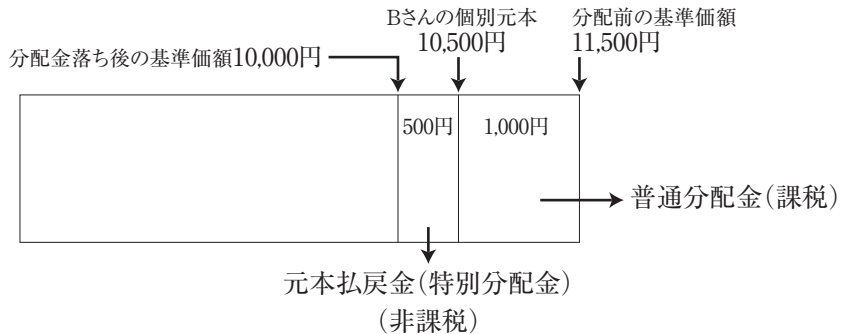


〔例2〕

Bさんの個別元本 = 10,500円

分配前の基準価額 = 11,500円 分配金 = 1,500円

分配金を支払った後（分配金落ち後）の基準価額 = 10,000円



元本払戻金（特別分配金）…10,500円（個別元本） - 10,000円（分配金落ち後の基準価額） = 500円

普通分配金…1,500円 - 500円（元本払戻金（特別分配金）） = 1,000円

個別元本の修正…非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）は元本の一部払戻しに相当するため、その分個別元本が修正される。

10,500円（個別元本） - 500円（元本払戻金（特別分配金）） = 10,000円（修正後の個別元本）

なお、一般的な株式投資信託の普通分配金に対する課税方法は、上場株式等の配当課税と基本的に同じである（P.61を参照）。

(2) 同一ファンドを追加買付けした場合の個別元本の修正の仕方

移動平均法により再計算する。また、手数料等ファンドの取得に要した費用は個別元本に含まれない。

$$\text{新個別元本} = \frac{\text{直近の残余取得金額} + \text{以降の買付金額}}{\text{直近の残余取得口数} + \text{以降の買付口数}}$$

〔例〕

当初、1口10,500円で100口購入し、その後1口11,000円で10口追加購入。

$$\begin{aligned}\text{新個別元本} &= \frac{1,050,000\text{円} + 110,000\text{円}}{100\text{口} + 10\text{口}} \\ &= 10,545.45\text{円} \quad (\text{小数第3位以下切捨})\end{aligned}$$

(3) 解約（償還）時

解約（償還）時の価額が投資家の個別元本を上回っている場合、その差額の収益に対して課税される。収益分配時や同一ファンドの追加買付け時に個別元本が修正された投資家は修正後の個別元本に基づいて課税される。

なお、解約（償還）損益に対する課税方法は、基本的に上場株式等のキャピタルゲイン課税と同じであり、上場株式等の譲渡損益や配当金、公募株式投資信託・公募公社債投資信託の普通分配金との損益通算や、解約（償還）損の3年間の繰越控除が可能となっている。また、公募株式投資信託・公募公社債投資信託にも特定口座の利用が認められている（P.62を参照）。

5. 換金方法

投資信託の換金方法には、販売会社を通じて投資信託委託会社（運用会社）に直接解約を申し出る「解約請求」と、販売会社に受益証券の買取請求を行う「買取請求」がある。

(1) 解約請求

解約請求とは、受益者となる投資家が販売会社を通じて「信託財産の一部解約」を投資信託委託会社（運用会社）に請求する方法である。

解約請求で換金し利益が出た場合、申告分離課税の譲渡所得として課税される。

(2) 買取請求

買取請求とは、受益者となる投資家が、販売会社に買取りを請求し、販売会社が受益証券の買取りを行う方法である。買取請求で換金し利益が出た場合、申告分離課税の譲渡所得として課税される。

なお、買取請求は、解約請求できないクローズド期間中にやむを得ない事由が生じた場合など、例外的な換金手段として利用される。

(注) 追加型投資信託の一部や単位型の投資信託の多くは、運用開始後一定期間、原則として解約できない期間を設けており、この期間のことをクローズド期間という。

第4節 代表的な投資信託

一般になじみのある投資信託である「追加型（オープン型）公社債投資信託」と「追加型（オープン型）株式投資信託」には次のような特徴がある。

1. 追加型（オープン型）公社債投資信託

(1) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）

MRFは証券総合口座用ファンドで、従来は銀行にしか認められなかった給与振込み、支払い代金決済をMRFをベースにした口座を通してできるようにしたものである。投資対象を高格付けの短期金融商品に限定するなど安全性が高く、また、いつ解約しても手数料がかからないために流動性が高いなどの利点がある。

MRFは、証券投資における売買代金や利付債券の利金等の受払いに利用される。給与振込等の取扱い実績はほとんどないが、クレジットカードの代金の決済は可能になっている場合もある。

(注) 取扱証券会社によっては、銀行のATMなどとの接続も行われており、MRFを解約して、これらのATMで現金を引き出すこともできる。

(2) 公社債投資信託

株式を全く組み入れず、国債や地方債、電力債などの公社債で運用されるため、比較的安全性が高い商品である。また、いつでも解約できるので、流動性も確保できる。ただし、商品によっては、いつ解約しても解約手数料がかかるので、短期間で解約すると解約手数料や税金などで元本割れすることもある。

購入方法は、毎年分配金を受け取るコースと、毎年の分配金を再投資するコースがあり、また毎月銀行などから、一定の金額を積み立てる形での利用もできる。従来は、購入時点で配当率が決定する予想分配型だったが、2001年（平成13年）4月より運用実績に応じて配当率が決まる実績分配型となった。

主な追加型（オープン型）公社債投資信託の内容

	MRF (証券総合口座用ファンド)	公社債投資信託
分配方式	実績分配型	
信託期間 (クローズド期間)	無期限 (なし)	
募集（販売）単位	1円以上1円単位	1万円以上1万円単位 (積立では取扱金融機関によって 3,000円または5,000円から)
中途解約手数料	なし、いつでも換金可	各社所定の解約手数料が 差し引かれる
決 算	毎 日	1年ごと
分配金再投資	月末最終営業日に 1ヵ月分を再投資	分配金出金も可 再投資コースは1年ごとに再投資
解約代金の支払い	正午以前の解約申込は当日、 それ以降の申込分は翌営業日	4営業日目以降
キャッシング	(上限500万円)	できない

(注1) 販売会社によって詳細が異なる場合がある。また、キャッシングの上限は、偽造キャッシュカード問題多発防止対策として限度額引下げが行われている。

(注2) 公社債投資信託については、2024年（令和6年）4月現在新規の販売は行われていない。

〔参考〕実績分配型と予想分配型

従来、長期公社債投資信託、利金ファンド、フリー・ファイナンシャル・ファンド（大口）などの利息（分配金）は、購入時に提示される「予想分配率」どおりに支払われていた。しかし、実際の運用は予想分配率を上回ることも下回ることもあり、運用の透明性という観点からいえば問題があった。そこで2001年（平成13年）4月以降、これら予想分配型の商品は、すべて実績分配型に移行となった。つまり、購入時点では将来受け取れる分配金の水準は予想できず、

あくまで運用実績に応じた収益分配がされるようになった結果、同じ商品でも運用会社によって実績に差がつくようになった。

2. 追加型（オープン型）株式投資信託

(1) 国内株式型投資信託

主として国内株式を中心に分散投資する投資信託で、投資対象は大型株に幅広く投資するものから、優良株、中小型株を中心に投資するものまでさまざまである。

(2) 国際株式型投資信託

主として海外の株式を中心に分散投資する投資信託で、投資対象は世界各国に広がるが、特定の国、特定の地域、先進国、開発途上国、全世界などさまざまである。

(3) バランス型投資信託

主として株式と債券など異なる資産を組み合わせることによりリスクを低減して安定的な運用を目指す投資信託で、株式と債券の割合は一定の組合せの中から選ぶことができるものもある。

(4) 転換社債型投資信託

主として株式ではなく転換社債型新株予約権付社債に投資する投資信託で、社債としての利息と発行会社の株価が値上がりした場合の転換社債としての株式の値上がり益や、株式転換後に売却した収益を目的とした投資信託である。

(5) インデックス型投資信託

株式市場全体の動きに連動した運用成果を目指す投資信託で、目標とする指数には日経平均株価や東証株価指数（TOPIX）、海外ではS&P500などがある。

(注) インデックス型投資信託は、一般に「インデックス投信」「インデックスファンド」とよばれる。

(6) 電機、通信、医薬品など各業種内の株式に投資する投資信託

電機、通信、医薬品などの特定の業種の企業を投資対象とする投資信託で、全産業を投資対象とせず、個別の業種に投資することにより投資成果の効率化を図る。

(7) 先物・オプションなどを積極的に活用し、大きなリターンを追求する投資信託

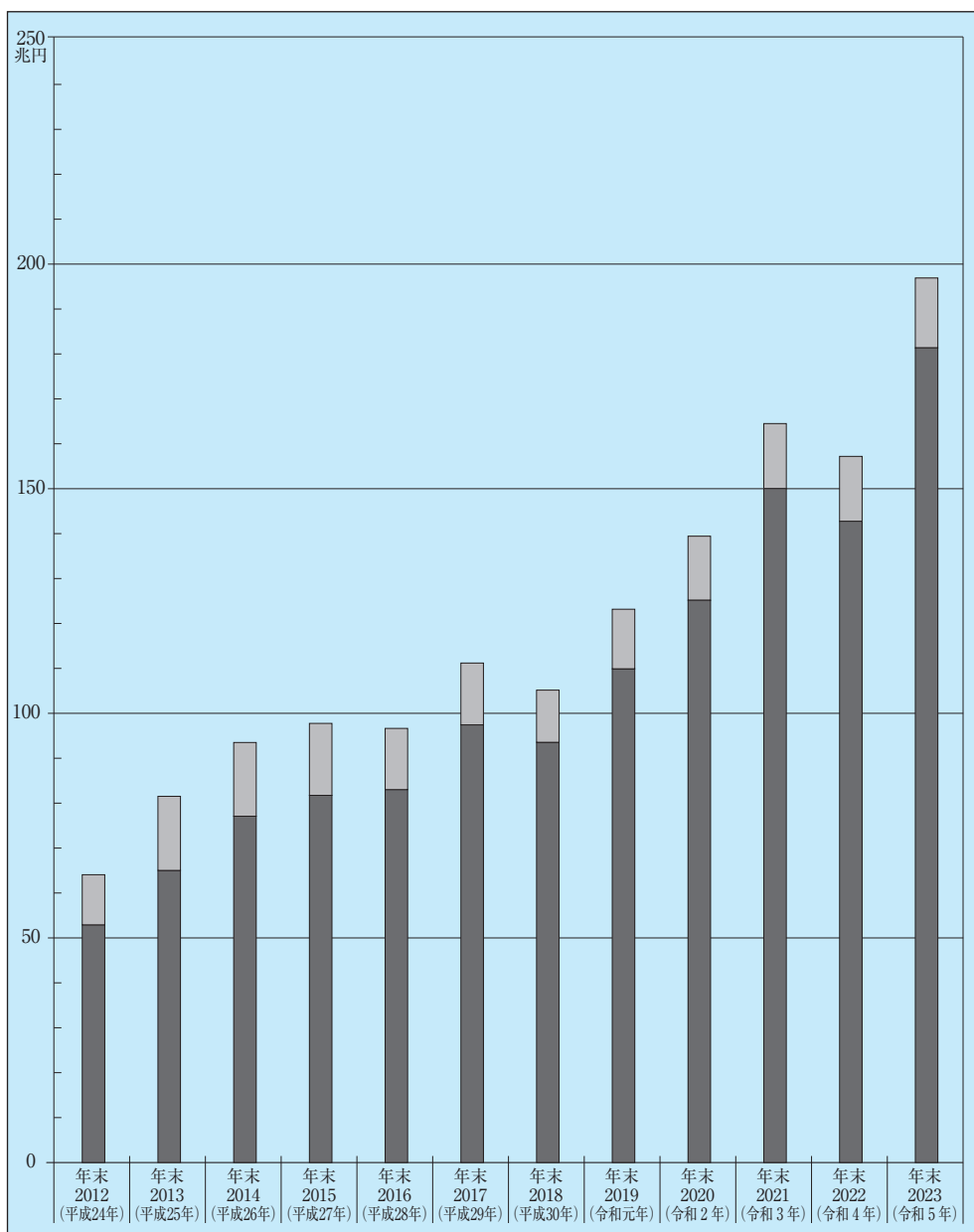
先物・オプションなどの金融派生商品（デリバティブ）を積極的に活用して、高い運用成果を狙う投資信託である。

(8) ファンド・オブ・ファンズ

直接株式などに投資するのではなく、既設の投資信託の中から運用実績の優れた投資信託を複数組み合わせる投資信託である。

〔参考〕 公募投資信託（契約型）の純資産総額の推移

■ 株式投信 □ 公社債投信



投資信託協会「公募投資信託の資産増減状況（実額）」より

3. 不動産投資信託（J-REIT「リート」）

不動産投資信託（J-REIT「リート」：Real Estate Investment Trust）は、多数の投資家から集めた資金で不動産に投資し、その賃貸料収入や売却益を投資家に還元する投資信託である。

株式と同様に証券取引所に上場される商品で、不動産投資信託は小口の資金で不動産への投資が可能となる。そのため、不動産市場の活性化や個人の資産運用の多様化につながる商品である。ただし、投資先が倒産するなどの「信用リスク」と「価格変動リスク」がある。

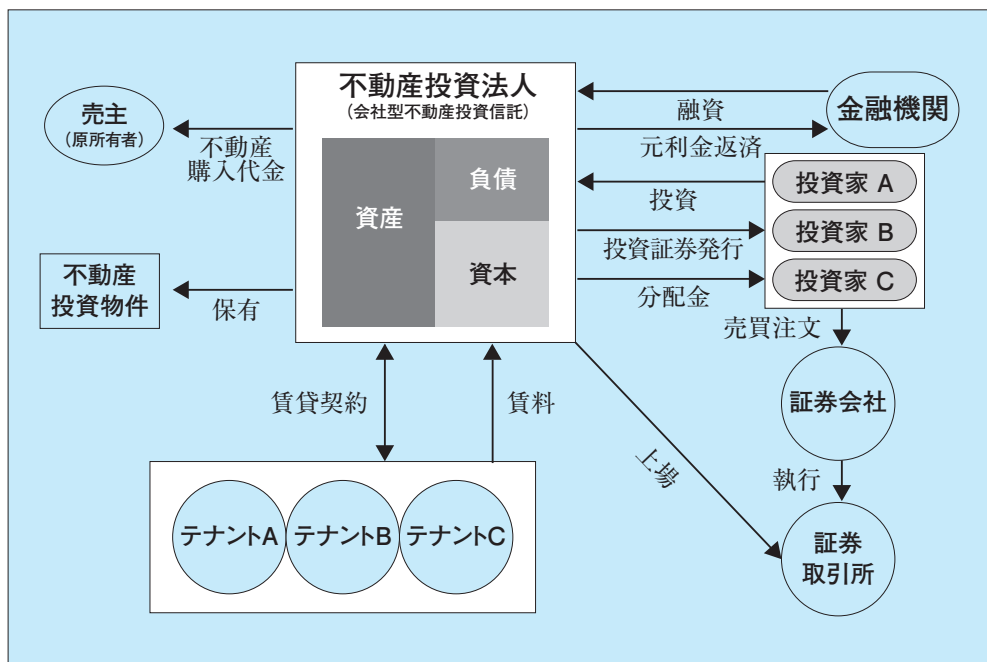
不動産投資信託には大きく分けて、「投資法人（会社）型」と「契約型」の2種類があり、日本では「投資法人（会社）型」が主流となっている。

売買については、1口単位でいつでも時価で売買でき、指し値注文、成り行き注文が可能で、売買の相場は新聞に掲載されている。

取引には、売買委託手数料などがかかる。また、課税関係は基本的に株式と同様である。

（注）株式にかかる税金については、第4章第3節を参照。

【参考】不動産投資法人（会社型不動産投資信託）の仕組み



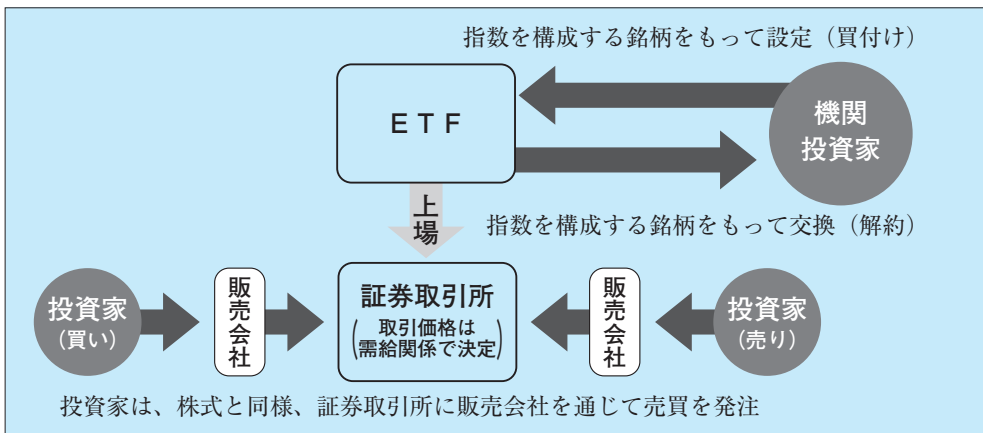
4. 上場投資信託 (ETF)

上場投資信託（以下、「ETF」: Exchange Traded Fund）は、株式や「不動産投資信託（リート）」と同様に証券取引所に上場される投資信託で、国内では、一般に「株価指数連動型上場投資信託」のことを指す。ETFは、日経平均株価指数や東証株価指数（TOPIX）など特定の株価指数と連動するように運用されている投資信託で、個々の会社の株式に投資する場合と異なり、株式銘柄を選ばない投資ができ、少額での投資が可能である。また、類似するインデックス型投資信託に比べて信託報酬が安いことや、インデックス型投資信託が1日1回しか売買できないのに対し、ETFの場合は取引時間内であれば随時行えるなどの利便性を備えている。ETFを保有した状態で決算期を迎えると、株式のような配当金ではなく、収益分配金が受け取れる。売買の仕組みや課税関係は基本的に株式と同じで、売買の相場は新聞に掲載されている。なお、ETFは、株式と同様の「価格変動リスク」があるが、市場全体の値動きを反映するため一般に個別の株式よりは低リスクである。

(注1) ETFには、国内の「株価指数連動型上場投資信託」の他に、外国株式や外国債券を対象としたもの、原油や金、銀など商品を対象としたものなどがある。

(注2) インデックス型投資信託については、P.89を参照。

[参考] ETF の仕組み



第5節 確定拠出年金の運用選択としての投資信託

2001年（平成13年）10月より制度発足した確定拠出年金は、従来の企業年金と異なり、加入者（従業員）自身が積立金の運用に直接携わる制度として画期的な退職金制度である。

制度発足以来、他の企業年金制度から数多くの企業が確定拠出年金へ制度の切換えを行っており加入者は着実に増加している。反面、積立金の運用がすべて加入者に任されているため、運用の適・不適が受け取る個々の退職金に大きく影響してくるという課題も抱えている。

（注）確定拠出年金には、掛金の拠出や運営管理機関の選択などを個人が行う個人型もある。

1. 確定拠出年金の運用商品

確定拠出年金の運用商品は企業または運営管理機関が用意した金融商品の中から加入者が選択して積立金の運用を行う。

金融商品には元本確保型商品（預貯金、貸付信託、利率保証型積立生命保険等）、一般の運用商品（株式投資信託、公社債投資信託、外貨預金等）および単一銘柄による運用商品（個別企業の株式、社債）などがある。法律上用意すべき金融商品は原則3本以上35本以下で、一般的には数本～十数本用意される。

（注）運営管理機関とは、企業型は企業が、個人型は国民年金基金連合会が委託して、運用商品の選定・提示、およびその情報提供（運用関連業務）と加入者個人の持分等の記録管理、運用指図の取りまとめ、給付に係る事務等（記録関連業務）を実施する機関である。

2. 運用にあたっての基本的考え方

退職金制度の一部である確定拠出年金は、一定の運用利回りを前提に定年時の退職金取得を目的としている制度である。このため、運用にあたっては利回りの低い元本確保型商品と利回りの高い一般運用商品の組合せで、目標とする利回りを確保して多くの退職金を受給できることが目的となる。このため、加入者自身の金融商品の選択と資金配分が重要になる。

3. 投資教育の重要性

従来、退職金は企業が準備するものであって、その運用について全くかわることがなかった加入者にとって直接運用にタッチすることになる確定拠出年金は、貯蓄は元本確保型商品に預けておけば安心というこれまでの貯蓄意識を根本から変えることを求めている。

元本が確保されているが利回りの低い預金等と、高い利回りを期待できるが元本を割り込むリスクを伴う投資信託などを、どのように組み合わせれば目標とする利回りが確保できるのか、安定性を確保しながら利回りを稼ぐ運用はどのようにすればよいのかなど、加入者自身が運用を判断して指図することになる。

このため、加入者一人ひとりが金融商品の特性と金融市場情勢、経済情勢を常に検討して、積立金の配分・移し換えを行うことが不可欠となるため、企業による継続的な投資教育は欠かすことはできない。

4. 確定拠出年金に採用されている投資信託の特徴

確定拠出年金には、あらゆる種類の投資信託が採用されている。確定拠出年金専用に設定された投資信託もあれば、一般に販売されているものを組み入れている金融機関（運営管理機関）もある。

一般に販売されている投資信託で、購入時に販売手数料がかかるものであっても、確定拠出年金で購入する際には、原則販売手数料はかからない。

また、信託期間が無期限で、信託財産留保額の徴収がない商品が多い。

第6章 その他の金融商品

学習のねらい

1. 転換社債型新株予約権付社債の特徴や諸条件、売買について理解する。
2. その他の金融商品（新株予約権付社債、ラップ口座、純金積立、商品ファンド）を理解する。

第1節 転換社債型新株予約権付社債（転換社債）

1. 転換社債型新株予約権付社債（転換社債）の特徴

社債とは、民間企業が設備投資資金などの資金需要を満たすために発行する債券で、通常、金融機関が発行する金融債と区別し、一般事業会社が発行する債券である。

転換社債型新株予約権付社債（Convertible Bond：CB、以下「転換社債」^(注)）とは、発行時に決めた一定の条件で発行会社の株式に転換することができる社債である。

(注) 以前は「転換社債型新株予約権付社債」を転換社債とよんでいたが、新株予約権に関する規定を明確化した2002年（平成14年）4月1日の改正商法の施行により、従来のワラント債と債券種別が同一となり、名称も新株予約権付社債に変更された。種別が同じでも債券の内容が異なるため、商法上の名称は、転換社債は転換社債型新株予約権付社債、ワラント債は新株予約権付社債と区別している。ただし、理解しやすくするために、ここでは転換社債型新株予約権付社債を「転換社債」とよぶ。

転換社債は、発行当初は社債として発行され、国債などと同様に債券であるため、毎年一定の利息が支払われ、満期時には額面金額で償還される。

通常の社債と異なるのは、「株式に転換できる権利」が付されている点であり、一定の条件でその発行会社の株式に転換することができる。つまり、転換社債を保有していることは、その発行会社の株式を潜在的に保有していることにもなるので、転換社債の価格は、発行会社の株価と連動する。

したがって、発行会社の株価が値上がりすれば、転換社債の株式としての価値も上がり、転換社債の価格も連動して値上がりするようになる。

一方、株価が値下がりすると転換社債の株式としての価値も下がり、転換社債の価格も連動して値下がりするようになる。

ただし、株式の場合は、株価が下落して投資元本割れをすることもあるが、転換社債の場合は、それ自体の価格が下がってくるとその利回りが上昇する性質があるため、今度は債券としての利回りの魅力により買いが入るようになる。

このように転換社債は、株価がどれほど値下がりしようと、一定の価格で下げ止まるようになっている。つまり、転換社債は、債券でありながら株式の性格ももつ二面性があることから、債券としての安全性と株式の収益性を兼ね備えた金融商品であるといえる。

2. 転換社債の諸条件

転換社債は、一般にひとつの会社が複数発行するため、それぞれの転換社債の発行条件も異なる。したがって実際に売買する場合には、どの会社の何回債であるかを確認する必要がある。

(1) 発行と公募

転換社債の発行は、発行会社と引受幹事会社との個別折衝により行われ、公募の公表は、新聞紙上や証券会社の店頭で行われる。

転換社債の取扱窓口は、証券会社の本店・支店である。新発債購入時および償還時に手数料はかからない。

(2) 担保の有無

転換社債には、利払いと満期時の償還の確実性を保つために担保が付けられる担保債と担保が付けられない無担保債の2種類があり、現在は無担保債が主流である。

(3) 額面金額

転換社債の額面金額には、10万円、50万円、100万円等の種類（券種）があり、銘柄ごとに定められた額面金額の整数倍で売買を行う。

(4) 償還期間

債券の一種である転換社債の償還期間は、普通の債券と同様に満期償還時までの期間を指し、2年債から15年債とさまざまな期間の転換社債が発行されている。

(5) 表面利率

表面利率は、転換社債の保有者に対して支払われる利息を額面金額に対する年率として示したものである。表面利率は、すでに発行されている同じ格付け、同じ発行期間の転換社債の市場レートなどを参考にして決められる。

転換社債も普通の債券と同様に利払日は、年2回ないし1回である。

転換社債は、普通の社債とは異なり、株式に転換できることによるキャピタルゲイン（値上がり益）が期待できるため、その表面利率は通常、普通の社債より低い水準となる。

(6) 転換価格（転換価額）

転換価格（転換価額）とは、転換社債を株式に転換する場合に、いくら転換社債の額面金額が株式1株と交換できるかを表すもので、転換社債の投資価格を決定する重要なポイントになる。

したがって、株価が転換価格を上回れば、転換社債を保有する投資家は、当初約束された転換価格で株式に転換したうえで、すぐに市場で売却すれば株式売却益を得られる。なお、転換価格は、発行会社が発行調印をした日か、その前日の株価終値以上にするのが一般的である。

また、株式分割が行われると、分割を行った割合に応じて株価は安くなる。このとき転換価格がそのままであれば、実質的に値下がりしたわけではないが、転換社債も安くなってしまうため、転換社債保有者が不利にならないように、株価が安くなった分を転換価格を引き下げて、転換社債の価格を維持する修正がなされる。

なお、最近では、転換価格を下方に修正できるという条項を付けた銘柄の転換価格下方修正条項付転換社債の発行や逆の転換価格上方修正条項付転換社債の発行が増加している。

ただし、いずれの場合も、修正幅に上限、下限が設定されている。

(注1) 転換価格下方（上方）修正条項付転換社債の転換価格下方（上方）修正条項には、転換価格修正の時期や条件（株価状況など）、方法などが定められている。

(注2) 転換社債の商品形態にはその他に、期中償還請求権付転換社債、コール・オプション条項付転換社債などがある。

(7) 転換株数

保有している転換社債を何株に転換できるかという場合、次の式により計算できる。

$$\text{転換株数} = \frac{\text{額面金額}}{\text{転換価格}}$$

事例

転換社債を額面300万円分保有していた場合、転換価格が1,000円とすると何株に転換することができるか

解答

(額面金額) (転換価格)
300万円 ÷ 1,000円 = 3,000株

(8) 転換請求期間

転換請求期間とは、転換社債を株式に転換請求することができる期間のことで、通常は発行日の1～2カ月後から満期償還日の前日までとなっており、この期間内であればいつでも転換社債から株式に換えることができる。

3. 転換社債の売買

上場企業が発行した転換社債は証券取引所に上場され、証券取引所のルールに従って売買される。一方、店頭公開企業が発行した転換社債は、店頭市場で売買される。

転換社債の売買は、株式と同様に前場が午前9時から午前11時30分まで、後場が午後0時30分から午後3時までで、注文は、成り行き注文と指し値注文の両方がある。

また、転換社債の売買単位は、額面金額の整数倍になっているため、額面100万円の銘柄なら、100万円、200万円、500万円などが売買の注文単位となる。

転換社債の受渡しは、株式と同じ、約定日から起算して原則3営業日目である。

4. 既発債の売買の目安

転換社債の新発債発行の情報は、証券会社で収集できるが、転換社債の既発債は市場で売買されており、時価で購入することができる。転換社債の既発債の価格は、株式と同様に前日の終値が新聞紙上に掲載される。

転換社債の既発債を売買する場合に目安となるのが、「パリテイ」と「パリテイ乖離（かいり）率」である。

(1) パリテイ（理論価格）

パリテイとは、転換社債を株式に転換する時の価値を表した理論価格のことで、次の計算式で求められる。

$$\text{パリテイ (円)} = \frac{\text{株 価}}{\text{転換価格}} \times 100$$

事例

ある会社の転換社債の○回債は転換価格1,500円、転換社債市場価格100円において、株価が1,200円の場合と1,800円の場合のパリテイはいくらになるか

解答

① 株価が1,200円の場合

$$\text{パリテイ} = \frac{1,200\text{円}}{1,500\text{円}} \times 100 = 80\text{円}$$

つまり、転換社債の市場価格は100円なので、理論価格80円と比べて割高ということになる。

② 株価が1,800円の場合

$$\text{パリテイ} = \frac{1,800\text{円}}{1,500\text{円}} \times 100 = 120\text{円}$$

つまり、転換社債の市場価格は100円なので、理論価格120円と比べて割安ということになる。

(2) パリテイ乖離（かいり）率

パリテイ乖離（かいり）率とは、パリテイと市場価格との差を表し、次の計算式で求める。

$$\text{パリテイ乖離(かいり)率(\%)} = \frac{(\text{市場価格} - \text{パリテイ})}{\text{パリテイ}} \times 100$$

事例

ある会社の転換社債の○回債は転換価格1,500円、転換社債市場価格100円において、株価が1,200円の場合と1,800円の場合のパリテイ乖離率はいくらになるか

解答

① 株価が1,200円の場合

$$\text{パリテイ} = \frac{1,200\text{円}}{1,500\text{円}} \times 100 = 80\text{円}$$

$$\text{パリテイ乖離率}(\%) = \frac{(100 - 80)\text{円}}{80\text{円}} \times 100 = 25\%$$

② 株価が1,800円の場合

$$\text{パリテイ} = \frac{1,800\text{円}}{1,500\text{円}} \times 100 = 120\text{円}$$

$$\text{パリテイ乖離率}(\%) = \frac{(100 - 120)\text{円}}{120\text{円}} \times 100 = \blacktriangle 16.6\% \text{ (小数第2位以下切捨)}$$

パリテイ乖離率(%)は、株価との連動性を示し、次のような関係がある。

パリテイ乖離率(%)が大きい→株価との連動性は劣る
 パリテイ乖離率(%)が小さい→株価との連動性に優れる

つまり、パリテイ乖離率(%)が小さいものやマイナスのものが買い時となる。

一般に市場価格がパリテイより低ければ、転換社債を購入して、株式に転換すると、直接株式を購入するよりも有利になるため、買い時となる。

5. 転換社債の買付代金と売付代金の計算

買付代金 = 約定代金 + 委託手数料 + 消費税 + 経過利息

売付代金 = 約定代金 - 委託手数料 - 消費税 + 経過利息

- 約定代金 = 買付(売付)額面金額 $\times \frac{\text{買付(売付)価格}}{100}$
- 委託手数料 = 約定代金 \times 手数料率
- 委託手数料にかかる消費税 = 委託手数料 \times 消費税率
- 経過利息 = 額面金額 $\times \frac{\text{利率}}{100} \times \frac{\text{経過日数}}{365}$

(注) 経過日数は直前の利払日の翌日から受渡し日まで

6. 転換社債の税金関係

(1) 利息に対する課税

転換社債の利息は、それが特定公社債等に該当する場合は20%申告分離課税の対象となるが、源泉徴収されたものは申告不要も選択できる。また、一般公社債等に該当する場合は、20%源泉分離課税となる。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(2) 償還差益に対する課税

転換社債の償還差益は20%の申告分離課税となるが、所定の条件を満たした場合は償還時に20%源泉徴収される。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

(3) 中途売却益に対する課税

転換社債の中途売却益はキャピタルゲイン課税の対象となる。上場株式等の売却益と同様、申告分離課税である。

(注) キャピタルゲイン課税については、P.61を参照。

第2節 その他の金融商品

1. 新株予約権付社債（ワラント債）

ワラント債とは、通常4年か5年の権利行使期間内に所定の行使価額で所定の数の新株を買い付ける権利（新株予約権：ワラント）が付与されている社債である。

ワラント債は、従来は新株予約権部分と社債部分とを分離して売買できる「分離型」と、分離できない「非分離型」に区分されていたが、2002年（平成14年）4月以降、商法改正により新株予約権と普通社債を同時に発行することになったため、分離型ワラント債としての発行はなくなった。

ワラント債の額面は、各銘柄とも一般に50万円や100万円などと定められている。

転換社債の場合、株式転換の権利を行使することにより、株式に転換した社債部分が消滅するのに対し、ワラント債の場合は、新株引受後も社債部分が存続する。この点がワラント債と転換社債の大きな違いである。ワラント部分は、株式取得の

権利行使期間を過ぎると価値がなくなるという点に留意する必要がある。また、ワラント部分は行使価額で新株を買えるという「権利」のみに対して値段がついているため、価格の変動率が大きい商品である。

【参考】新株予約権の創設による名称変更

旧 商 法	現 行 商 法
転換社債 非分離型新株引受権付社債(ワラント債)	新株予約権付社債
分離型新株引受権付社債(ワラント債)	新株予約権 ^(注1) と社債の同時募集、同時割当
自己株方式ストックオプション ^(注2) 新株引受権方式ストックオプション ^(注2)	新株予約権 ^(注1) に集約

(注1) 新株予約権とは、従来の転換社債、新株引受権、ストックオプションの総称で、2002年(平成14年)4月施行の商法改正等により創設された。

(注2) ストックオプションとは、会社の取締役や従業員が、ある一定の価格で自社の株を買うことができる権利のこと。権利を保有している者は、自社の株価が上がれば、あらかじめ決められた価格で株式を購入し、それを市場価格で売却することで、その差額を利益として得ることができる。

2. ラップ口座 (ラップ・アカウント)

ラップ口座とは、証券会社などに資産を一括して預け、投資アドバイスを受けながら運用方針を決めて資産運用を行うものである。

ラップ口座は、一般的な有価証券の売買のように、そのつど売買委託手数料等がかかるのではなく、資産の残高に応じて一定割合の手数料を定期的に支払う。

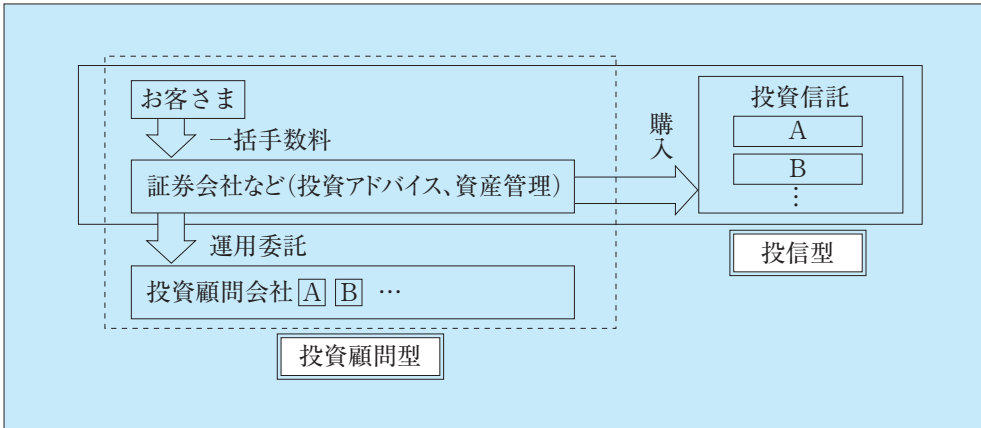
「ラップ (Wrap)」とは包むということで、資産運用管理サービスとそれに伴うさまざまな証券売買取引をラップした「一括契約」として成り立っているため「ラップ口座」とよばれる。

ラップ口座には、「投信型」と「投資顧問型」の2種類があり、「投信型」は、いくつかの投資信託(以下「投信」)の中から、お客さまのニーズに合ったものを選び、それらを組み合わせて運用する。一方、「投資顧問型」は、証券会社が投資顧問会社を選定し、運用を任せる一任勘定取引で、投資顧問会社はお客さまのニーズに合ったポートフォリオを組んで運用を行う。

利用会社により最低投資金額は異なり、費用としては口座管理手数料が残高により年1.0%~2.0%程度必要となる他に、投信の信託報酬(投信そのものの運用手数料で、運用する投信によって異なる)が年1.0%~2.0%程度必要となる。

ラップ口座は、投資のプロに運用を任せるため、高い収益や、リスクを低く抑える運用を期待できる。しかし、プロが運用するとしても運用環境によっては、口座管理手数料や投信の信託報酬以上の収益を生む運用が行えない場合には、損失を出すリスクもあり、一般に短期売買を好む投資家には不向きとされている。

【参考】ラップ口座の仕組み



3. 純金積立

金による投資方法には、「金現物取引」や「純金積立」などがあるが、金融商品としての性質を有する「純金積立」は、積立預金のように「資金」を毎月積み立て、取扱金融機関は、毎月預かる資金で、「金」を毎月、または毎日定額ずつ買い付ける。

この買付けの方法は「ドルコスト平均法」といわれ、金相場が安いときは多くを買い、高いときは少なく買うことで、定量を購入していくよりも1グラム当たりの平均購入費用を下げる効果がある。金は元本保証がなく、利息もないので、いかに有利な相場のとときに売却するかということが重要になることから、長期保有を前提に購入を計画する。

金の取引は、世界中で行われ、価格は為替相場の変動や経済情勢、政治などにより激しく動く。たとえば国際金相場（ドル建て）が上昇しても、円高が続けば、日本の金相場は値下がりすることもある。

また、株式や債券などとは値動きが異なるためリスク分散の商品として役立つといわれる。

純金積立は、金地金商や一部の銀行・証券会社などが取り扱う。積立方法は、指定銀行口座から自動引落としされ、購入した金は取扱機関に保管される。なお、商

品と現金の交換は、全額解約する他、一部のみの交換もでき、積立金額も途中で変更できる。

純金積立には、買付委託手数料や取扱機関によって口座管理料などの費用がかかる。なお、売却益は譲渡所得扱いである。

純金積立におけるドルコスト平均法（毎日買付けの場合）

金価格 (1gにつき)	1日目	2日目	3日目	購入 総重量	購入費用	1g当たり 平均 購入費用
	1,000円	1,500円	2,000円			
純金積立 毎日5,000円分 購入 (ドルコスト平均法)	5,000円 ÷ 1,000円 5g	5,000円 ÷ 1,500円 約3.33g	5,000円 ÷ 2,000円 2.5g	約10.8g	1万5,000円	約1,389円
毎日5g購入	5g × 1,000円 5,000円	5g × 1,500円 7,500円	5g × 2,000円 1万円			

4. 商品ファンド

商品ファンドとは、投資家から資金を集めて、主に海外の商品先物市場で取引を行うことにより収益を上げることを目的に運用を行うもので、投資形態によって、「信託型」、「匿名組合理型」、「リミテッド・パートナーシップ（LPS）型」などがある。

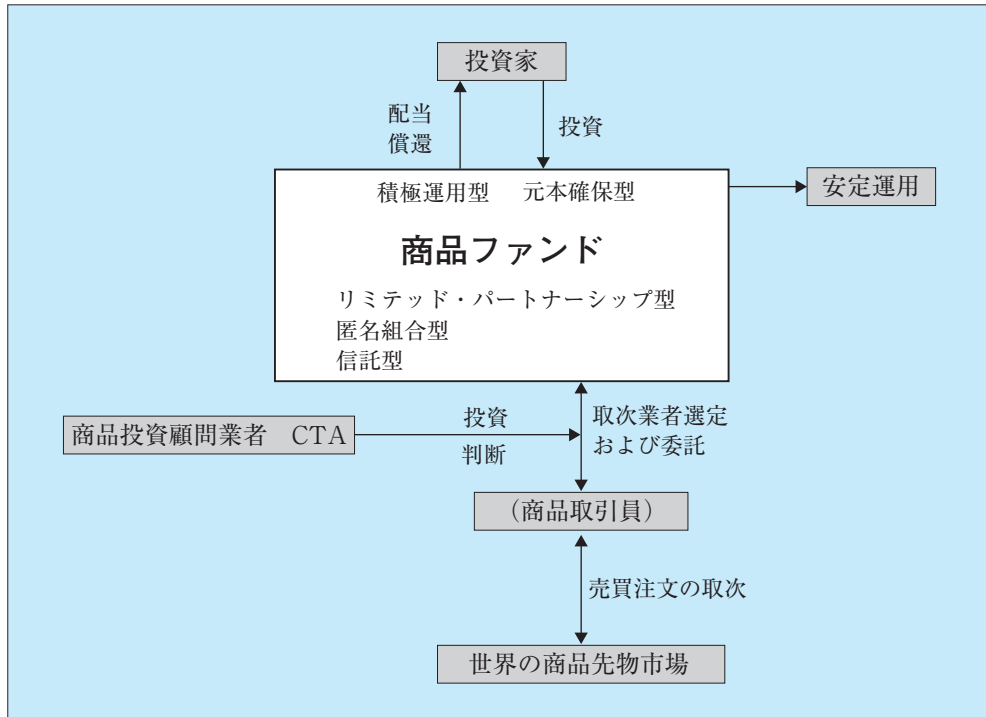
商品ファンドには、「元本確保型」と商品先物市場で分散投資を行う「積極運用型」とがあるが、いずれも元本は保証されていない。

満期までの期間は5年程度が主流である。元本確保型は、満期時に元本が確保できるように運用・設計されているが、途中換金すれば元本割れの可能性がある。また、指定日以外換金できないなどの制約があるものがある。

課税関係は、「信託型」は収益の20%が源泉分離課税で、その他の「匿名組合理型」や「リミテッド・パートナーシップ（LPS）型」などの収益は雑所得として総合課税の対象である。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

[参考] 商品ファンドの仕組み



(注) CTA (Commodity Trading Advisor) : 商品投資顧問業者は先物の投資判断を行う専門業者。複数のCTAを起用するファンドが多く、選定等は運用管理会社が行う。

〔参考〕 信託銀行・長期信用銀行等・証券会社等の金融商品

	商品名	金利の種類	元本保証の有無	期 間	預入単位
信託銀行	金銭信託	変動金利	有	1年以上で信託時に設定	5,000円以上 1円単位
	貸付信託(*)	変動金利	有	2年、5年	1万円以上 1万円単位
	ビッグ(*)	変動金利	有	2年、5年	
	ヒット(*)	変動金利	事実上有	1カ月以上	10万円以上1万円単位 1万円以上1円単位 100円以上1円単位など
	スーパーヒット(*)	変動金利	事実上有	1年以上	10万円以上1万円単位 1万円以上1円単位 100円以上1円単位など
長期信用銀行等	割引金融債(*)	固定金利	有	1年	額面1万円単位
	利付金融債(5年物)(*)	固定金利	有	5年	1万円以上 1万円単位
	ワイド(*)	固定金利	有	5年	
証券会社等	MMF(*)	－	無	30日以上	1円以上1円単位
	公社債投信(*)	－	無	無期限(1年決算)	1万円以上1万円単位
	株式投資信託	－	無	ファンドにより異なる	追加型：ファンドにより異なる 単位型：スポット型は1万円単位が一般的
	社債	固定金利	有 (中途解約損益発生)	3～10年など	10万円などから
	転換社債(CB)	固定金利	有 (中途解約損益発生)	2～15年など	10万円、50万円、100万円
	外国債券	固定金利	有(ただし為替部分については無)	銘柄によって異なる	銘柄によって異なる
	個人向け国債	変動金利	有	10年	1万円
		固定金利	有	3年、5年	1万円
	長期利付国債	固定金利	有 (中途解約損益発生)	10年	額面5万円
	中期利付国債	固定金利	有 (中途解約損益発生)	2年、5年	額面5万円
	新窓販国債	固定金利	有 (中途解約損益発生)	2年、5年、10年	額面5万円
	地方債	固定金利	有 (中途解約損益発生)	5年、10年など	額面1万円
	政府保証債	固定金利	有 (中途解約損益発生)	2～10年	額面10万円
その他	純金積立	－	無	1年ごと (または無期限)	1,000円 (または3,000円)以上

(注1) 元本保証の有無について：「事実上有」は、元本の保証はされていないものの、過去において一度も元本を割り込んだことのないもの。

(注2) (*)を付した商品は、かつての主力商品であったが、現在では商品のラインナップの見直し等により多くの金融機関で取扱いを停止している。

(注3) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

	商品名	商品特性	中途解約および手数料
信託銀行	金銭信託	利払式と複利運用方式があり	原則として不可。やむを得ない場合 各行所定の解約手数料が必要
	貸付信託(*)	－	預入後1年間は換金できないが、1年 経過後は各行所定の解約手数料を差 し引いて信託銀行が買い取りに応じる
	ビッグ(*)	半年ごとの配当金を複利運用し、 満期時に一括して収益を受け取る	
	ヒット(*)	半年ごとの配当を複利運用する	1カ月未満解約は各行所定の解約手数料
	スーパーヒット(*)		1年未満解約は各行所定の解約手数料
長期信用銀行等	割引金融債(*)	額面金額から利息相当分を差し引い た金額で発行される	時価で売却
	利付金融債(5年物)(*)	パー発行の利付債	時価で売却
	ワイド(*)	半年ごとの利息を複利で運用	1年間換金不可。1年経過後は期間に 応じた各行所定の解約手数料が必要
証券会社等	MMF(*)	30日据置が原則。即日換金(キャッ シング)も可	30日未満の解約は1万円につき10 円程度の信託財産留保額が必要
	公社債投信(*)	国内の公社債で運用	いつでも解約できるが、各社所定の 解約手数料がかかる
	株式投資信託	リスク度には種々のものあり	信託財産留保額が差し引かれる場合 あり
	社債	－	市場売却による換金
	転換社債(CB)	株式に転換できる社債	
	外国債券	外貨建て外債は、為替が円高にな ると元本を割り込むリスクが高まる	証券会社が提示する買取価格で売 却する
	個人向け国債	10年タイプは2003年(平成15年)3月 から、5年タイプは2006年(平成18年) 1月から、3年タイプは2010年(平成 22年)6月から、個人向けに販売	1年以上保有後に可能だが、直近 2回分の利息相当額×0.8が差し引 かれる
	長期利付国債	マル優の他に別枠で特別マル優も 使える	市場売却による換金
	中期利付国債	マル優の他に別枠で特別マル優も 使える	
	新窓販国債	毎月発行、マル優の他に別枠で特 別マル優も使える	
地方債	マル優の他に別枠で特別マル優も 使える		
政府保証債	－		
その他	純金積立	定額購入であるためドルコスト平 均効果が働く	通常は解約時手数料なし

2024年(令和6年)4月現在

第7章 外貨建て金融商品

学習のねらい

1. 円高、円安の意味や為替レート、課税関係などについて理解する。
2. 外貨建て金融商品のうち、代表的な外貨預金の損益分岐点や課税関係について理解する。
3. 外国投資信託の代表的な商品である外貨建てMMFを理解し、あわせて外貨預金との違いを理解する。
4. 外国債券や外国株式を理解する。

第1節 外貨建て金融商品の基礎知識

国内の金利が低水準のため、高い金利で目を引くのが外貨建て金融商品である。外貨建て金融商品は、円の預貯金と異なり、為替等による元本割れなどのリスクを伴うため、高い金利などに惑わされることがないように外貨建て金融商品の基本的な知識を十分に習得することが大切である。

1. 円高・円安

『1ドル=100円』から『1ドル=110円』になったのが、どうして『円安』なのか」と疑問をもつ人がいるが、その疑問は、何を基準に計算するのかという基本がわかっていないことからおこる。

為替とは、異なる通貨同士の交換比率のことである。為替相場において、一般には基軸通貨『米ドル』を基準に表示される。

したがって、1ドル何円という表示になり、円だけでなく、ユーロ、オーストラリアドル(豪ドル)等々すべてが、1米ドルに対しての為替レートで表示される。

そのために、基準は1ドルで、それに対して、100円から110円、さらに120円というように円の数字が増えるのは、1ドルと交換する円の金額が増えるということ、つまり、円の価値が下がったということになるので、『円安(ドル高)』という。逆に、『1ドル=100円』→『1ドル=90円』になったら、『円高(ドル安)』というこ

とになる。

たとえば、米ドル建て外貨預金をする場合を例にとると、米ドルで預金をするので、『円高（ドル安）』のときに預けると有利になり、預けたときより『円安（ドル高）』で満期になったら、金利と為替差益分の両方の利益が得られるということになる。

一方、預けたときより『円高（ドル安）』で満期を迎えたとすると、米ドルで預金をしているので、円に換金する場合、安くなったドルで高くなった円を買うことになるので、損をすることになる。これが為替変動リスクということになる。

為替変動リスクをわかりやすく解説するなら、『1ドル=110円』で預けて1年後に『1ドル=100円』になれば、1ドルにつき10円損をする。これを率にすると9.1%（ $10円 \div 110円$ ）ということになり、仮に利率5%の外貨預金なら損が4.1%（ $5\% - 9.1\%$ ）発生する。つまり、元本割れすることになる。

逆に、『1ドル=100円』で預けて1年後に『1ドル=110円』になったら、1ドルにつき10円得をする。これを率にすると10%（ $10円 \div 100円$ ）ということになり、仮に利率5%の外貨預金なら15%（ $10\% + 5\%$ ）の利益が発生する。このように、円高になるのと円安になるのとでは、大きな違いが出てくる。

つまり、外貨建て金融商品は、預入や購入するときの為替レートと満期や売却するときの為替レートにより為替差損益が発生するので、売買のタイミングを決めるうえで円高・円安の傾向を見きわめなければならない。

（注1）率の計算は、為替差損益を理解しやすくするために税金や為替手数料を含まずに計算している。

（注2）「10円損」や「10円得」の表現は、為替を理解しやすくするためである。

（注3）実際の利率は、利息を加えた元本（ドル建て）を円に換算するため、多少異なる。

2. 円と外貨の為替（交換）レート（TTBとTTS）

外貨建て金融商品を購入する場合には、円から外貨に換えて、その外貨建て金融商品を購入し、逆に満期時や売却時には受け取った外貨を円に換えて受け取る。

その際、実勢相場をもとにその日の為替の基準相場（対顧客電信仲値：TTM）が決まり、これに為替手数料を加えることによって、円から外貨に換える際の為替レート（対顧客電信売相場：TTS）と、外貨を円に換える際の為替レート（対顧客電信買相場：TTB）が決まる。

たとえば、米ドルの場合、その日の対顧客電信仲値（以下TTM）が1ドル=100円

とすると、購入時（預入時）は「円→米ドル」への為替レート（以下TTS）は購入時（預入時）のTTMに為替手数料1円を加えた1ドル=101円、満期時や中途解約時は「米ドル→円」への為替レート（以下TTB）は満期時や中途解約時のTTMから為替手数料1円を引いた1ドル=99円とするのが一般的である。

また、円から外貨、外貨から円への為替手数料は、同一通貨の場合、預入期間が1カ月であろうと1年であろうと同じなので、預入期間が短いほど実質的負担は大きくなる。

したがって、外貨建て金融商品の場合は、この為替手数料も控除したうえでの利率を考慮することを忘れてはならない。なお、この為替手数料は、運用する外貨や金融機関によって異なるので、事前に確認しておく必要がある。

(注1) 為替レートは24時間時々刻々と動いており、同じ日でも金融機関によってレートを定める時間や頻度が違う。銀行の場合、日中大幅な変動がない限り、基本的に朝決めたレートを適用する。なお、夕方以降の取引ではレートを見直す銀行もある。証券会社は、朝10時に決めたレートを適用するところや、注文は午前中でも適用レートは15時まで確定しないところや、1日に数回レートの見直しをする会社もある。

(注2) 米ドル建ての場合の為替手数料は、銀行の場合、預金種類が定期か普通かを問わず、窓口取引では1円が一般的だが、ネット銀行の中には5～30銭程度のところもある。証券会社の場合、外貨建てMMFの他多くが50銭の為替手数料を適用している。

(注3) 米ドル以外の外貨の為替手数料は、代表的な例では、窓口取引でユーロが1円50銭、ポンドが4円等と異なる。

(注4) 為替手数料がかからない銀行もあるが、その場合は、適用レートに手数料を含めている（TTMと同じような考え方）。

〔参考〕 為替レート（米ドルの例）

	<p>〈例〉 1. 100万円をドルに換算する場合</p> <p>(TTS) $100\text{万円} \div 101\text{円} = 9,900.99\text{ドル}$</p> <p>(TTM) $100\text{万円} \div 100\text{円} = 10,000\text{ドル}$</p>
	<p>2. 10,000ドルを円に換算する場合</p> <p>(TTB) $10,000\text{ドル} \times 99\text{円} = 99\text{万円}$</p> <p>(TTM) $10,000\text{ドル} \times 100\text{円} = 100\text{万円}$</p>
	<p>3. 100万円をドルに換算した後、円に戻す場合</p> <p>(TTS・TTB) →往復で2円手数料がかかる場合 $100\text{万円} \div 101\text{円} \times 99\text{円} = 98.0198\text{万円}$</p> <p>(TTM) →往復で手数料がかからない場合 $100\text{万円} \div 100\text{円} \times 100\text{円} = 100\text{万円}$</p>

(注) 為替手数料は、運用する外貨や金融機関によっても異なる。

3. 外貨建て金融商品の注意事項

(1) 現金化の手数料と日数

- ① 外貨預金に預けたお金を外貨のまま現金（キャッシュ）で引き出すことは可能だが、手数料がかかる（手数料は金融機関により異なる）。
- ② 外貨建てMMFの換金は購入日の翌営業日以降となる。

(2) 他の通貨への変更

ドル建ての預金をユーロ等に振り替えるなど別の通貨に換える場合は、基本的にはいったん円に戻すことになるので、〔ドル→円→ユーロ〕と通貨変更のたびに為替手数料が必要になる。

(3) その他

外貨預金は預金保険制度の対象外商品になる。

(注) 外貨建て金融商品は、すべて障害者等のマル優扱いはできない。

4. 為替差損益

外貨建て金融商品は、国内の金融商品と異なり、為替による差益（以下、為替差益）や差損（以下、為替差損）が発生する。これを総称して為替差損益とよぶ。

この為替差損益は、外貨建て金融商品の種類により課税方法が異なる。外貨預金の為替差損益は雑所得となり、為替差益が発生した場合は他の所得と合わせて総合課税される。

ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で給与以外の所得が為替差益を含め20万円以下のときは所得税の確定申告は不要である。

また、為替差損は、公的年金、個人年金などの他の雑所得と内部通算することができる。ただし、雑所得は、他の所得と損失の金額を損益通算はできない。

外国債券、外貨建てMMF、外国株式の為替差損益は、譲渡益などに含まれ、20%申告分離課税が適用される。

(注) 損益通算できる損失は、不動産所得、事業所得、山林所得および譲渡所得に係るものに限定されている。ただし、不動産所得の損失のうち、土地負債利子に係る部分は損益通算できない。また、絵画などの生活に通常必要でない資産の損失は、譲渡所得の損失であっても損益通算することはできない。

外貨建て金融商品の満期金・償還金などの為替差損益の課税

金融商品	為替差益	為替差損	備考
外貨預金	他の所得と合わせて総合課税	他の雑所得と内部通算	利息は20%源泉分離課税
外国債券	20%申告分離課税		_____
外貨建てMMF			_____
外国株式			_____

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

第2節 外貨預金

外貨預金とは、米ドル、ユーロ、ポンド（英国）、豪ドルなど外貨建てで行う預金である。種類は、普通預金、当座預金、通知預金、定期預金などがあり、円で行う預金と基本的な仕組みは変わらない。

1. 種類と特徴

取扱金融機関	都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、外国銀行など
預金種類	普通預金、当座預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金など
預入金額	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金と定期預金は最低1通貨単位（1米ドル、1ユーロなど…大手銀行の例） (注) 最低預入金額は銀行によって異なる。
預入期間	定期預金は、1カ月、3カ月、6カ月、12カ月が主流
金利	取扱金融機関、通貨、預入金額などにより異なる。 (注) 円で行う預金と同様に当座預金は金利が付かない。
利払い	定期預金、通知預金は満期時一括払い。
中途換金	<ul style="list-style-type: none"> 普通預金、当座預金はいつでも引出し可能。 定期預金は原則として中途解約は不可（一部の銀行では可能）。
税金	<ul style="list-style-type: none"> マル優扱いはできない。 利息は20%源泉分離課税扱い、為替差損益は雑所得。 預入時に為替先物予約を付けた場合（為替先物予約付定期預金）は為替差損益も含めて20%源泉分離課税扱い。 (注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 為替先物予約とは、円高による為替差損を回避し、確実に利益を確保する方法で、預け入れた後やある程度円安になった場合にその時点の先物予約レートで満期時の予約を確定し、円ベースでの利益を確保する。ただし、一度為替先物予約をすると、その後、さらに円安が進んでもその後の為替差益は享受できない。 (注) 為替先物予約ができるかは、外貨預金を取り扱う金融機関によって異なるので確認が必要。

2. 損益分岐点

外貨預金は、金利が高いという魅力がある反面、預け入れたときより為替が円高に動いてしまえば、利息分の収益がなくなるだけでなく、元本割れをすることもある。

そこで、外貨預金を利用する場合、預入時に目標時点での損益分岐点を知っておくことが元本割れ（為替変動リスク）を回避するという点から重要である。つまり、預入期間目標時点で損益分岐点のTTBレート（満期や中途解約に使用する為替レート）以上に円高になると満期や中途解約などの引出し時に元本割れすることが確認できる。

外貨預金の損益分岐点の計算フロー

- (1) 外貨建て元本金額計算（元本の円から外貨への計算）

$$\text{円元本金額} \div \text{預入時のTTS} = \text{外貨建て元本金額} \cdots \cdots A$$

- (2) 外貨建て利息計算

$$A \times \text{利率} \times (\text{預入月数} \div 12) = \text{外貨建て利息} \cdots \cdots B$$

- (3) 引出し時の外貨建て元利合計金額（税引後）計算

$$A + (B \times 80\%) = \text{引出し時の外貨建て元利合計金額} \cdots \cdots C$$

（注1）80%は、源泉分離課税の20%を引いた後の値

（注2）金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

- (4) 損益分岐点の計算

$$\text{円元本金額} \div C = \text{損益分岐点となるTTBレート}$$

事例研究 I

100万円を年利5%の米ドル預金に6カ月間預けた場合の損益分岐点を求める。預けるときはTTSは1ドル=100円だった（小数第3位以下を切捨て。ただし、損益分岐点となるTTBレートの算出では小数第3位以下を切上げ）。

- (1) 外貨建て元本金額計算（元本の円から外貨への計算）

$$100\text{万円} \div 100\text{円} = 10,000\text{ドル}$$

- (2) 外貨建て利息計算

$$10,000\text{ドル} \times 0.05 \times (6 \div 12) = 250\text{ドル}$$

- (3) 引出し時の外貨建て元利合計金額（20%源泉分離課税引後）計算

$$10,000 \text{ドル} + (250 \text{ドル} \times 0.8)^* = 10,200 \text{ドル} \quad *0.8 = 1 - 0.2$$

(4) 損益分岐点となるTTBレートの計算

$$100 \text{万円} \div 10,200 \text{ (ドル)} = 98.04 \text{円}$$

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

事例研究Ⅱ

100万円を年利5%の米ドル預金に1年間預けた場合の損益分岐点を求める。預けるときはTTSは1ドル=100円だった(小数第3位以下を切捨て。ただし、損益分岐点となるTTBレートの算出では小数第3位以下を切上げ)。

(1) 外貨建て元本金額計算(元本の円から外貨への計算)

$$100 \text{万円} \div 100 \text{円} = 10,000 \text{ドル}$$

(2) 外貨建て利息計算

$$10,000 \text{ドル} \times 0.05 \times (12 \div 12) = 500 \text{ドル}$$

(3) 引出し時の外貨建て元利合計金額(20%源泉分離課税引後)計算

$$10,000 \text{ドル} + (500 \text{ドル} \times 0.8) = 10,400 \text{ドル}$$

(4) 損益分岐点となるTTBレートの計算

$$100 \text{万円} \div 10,400 \text{ (ドル)} = 96.16 \text{円}$$

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

上記「事例研究Ⅰ」、**事例研究Ⅱ**より、預入期間が長くなればなるほど外貨建ての利息が増えるので、損益分岐点は98.04円から96.16円となり、6カ月前より円高になっても為替変動リスクを軽減できることが理解できる。一方、預けるときはTTSよりも円安になれば、外貨での元利合計金額は預入時の外貨建て元本より増えているので、円へ換金した場合の元利合計金額は、預入時の金利で計算した金額以上の受取額になる。

[参考] 3カ月間預けた場合の損益分岐点

100万円を年利5%の米ドル預金に3カ月間預けた場合の損益分岐点を求める。預けるときはTTSは1ドル=100円だった。なお、小数第3位以下を切捨てとする(損益分岐点となるTTBレートの算出のみ小数第3位以下を切上げとする)。

(1) 外貨建て元本金額計算(元本の円から外貨への計算)

100万円 ÷ 100円 = 10,000ドル

(2) 外貨建て利息計算

10,000ドル × 0.05 × (3 ÷ 12) = 125ドル

(3) 引出し時の外貨建て元利合計金額 (20%源泉分離課税引後) 計算

10,000ドル + (125ドル × 0.8) = 10,100ドル

(4) 損益分岐点となるTTBレート of 計算

100万円 ÷ 10,100 (ドル) = 99.01円

(注1) 外貨建て金融商品によっては、早期解約控除として一定額の手数料が引かれる場合がある。

(注2) なお、為替差益は雑所得なので為替差益を含め、給与以外の所得が年間20万円超の場合には確定申告しなければならないが、その際の税額は所得により異なるので加味しない。

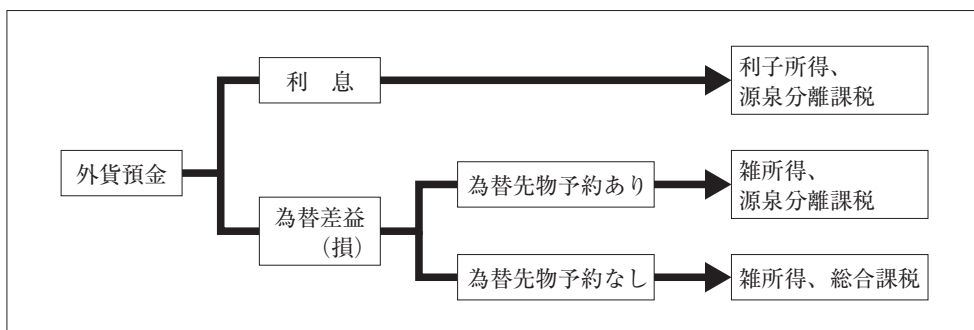
(注3) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

3. 外貨預金の税務

外貨預金は、外貨で運用するが、円で行う預金と同様に利息は20%源泉分離課税されるため、円換算利息に対して源泉徴収される。また、為替差益は雑所得になる。

ただし、為替先物予約付定期預金は為替差損益も含めて20%源泉分離課税扱いとなる。

外貨預金の課税

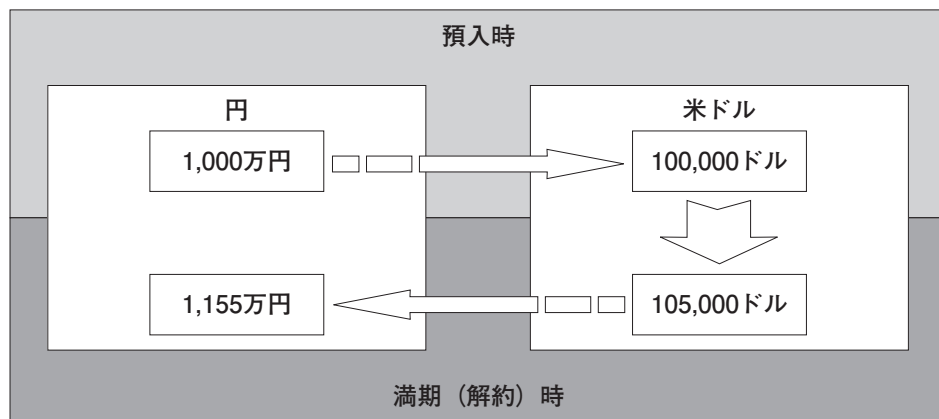


(注1) 国内で支払われる外貨建て預金の利息は源泉分離課税であるが、海外で支払われる外貨預金の利息は総合課税される。

(注2) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

事例研究

円で1,000万円を米ドル建て外貨預金（年利5%、1年定期預金：為替先物予約を付けない場合）に預け入れた。外貨建ての元本金額100,000ドル（TTS：1ドル＝100円）。満期時の元利合計金額105,000ドルを円に換算すると1,155万円（TTB：1ドル＝110円）だった。この場合に源泉徴収される税額と確定申告をする雑所得の金額を計算する。



(1) 源泉徴収税額と受取利息（税引後）

① 利息（ドルベース、税引前）

$$100,000 \text{ドル} \times 0.05 = 5,000 \text{ドル}$$

② 源泉徴収税額

$$5,000 \text{ドル} \times 0.2 = 1,000 \text{ドル} \quad (20\% \text{源泉分離課税})$$

$$1,000 \text{ドル} \times 110 \text{円} = 11 \text{万円} \quad (\text{TTB: } 1 \text{ドル} = 110 \text{円})$$

③ 受取利息（税引後）

$$(5,000 \text{ドル} - 1,000 \text{ドル}) \times 110 \text{円} = 44 \text{万円} \quad (\text{TTB: } 1 \text{ドル} = 110 \text{円})$$

(2) 為替差益＝雑所得の金額

① 税引前（源泉徴収前）利益〔円換算元利合計金額－円元本金額〕

$$1,155 \text{万円} - 1,000 \text{万円} = 155 \text{万円}$$

② 為替差益〔税引前利益－（受取利息＋税金）〕

$$155 \text{万円} - (44 \text{万円} + 11 \text{万円}) = 100 \text{万円}$$

為替差益100万円は雑所得として確定申告を行い、他の所得と合わせて総合課税される。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

4. 実質利回りの計算

高い金利で目を引くのが外貨預金であるが、パンフレット等に記載されている金利は20%源泉分離課税前の金利であり、また、為替手数料や為替差損益も考慮して実質利回りを計算し予測しておくことは重要といえる。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

事例研究

- 米ドル建て外貨預金(1年定期預金：為替先物予約を付けない場合)
- 預入時のTTS：1ドル=101円(TTM：1ドル=100円)
- 年 利：5.0%
- 預入金額：1万ドル
- 預入時円入金額：101万円
- 満期時利息：500ドル(税引前)
- 課税関係：利息部分は20%源泉分離課税(復興特別所得税は考慮しないこととする)

(注) 元本部分の為替差損益は雑所得扱いなので20万円までは確定申告は不要

〈ケース1〉

満期時の為替相場が預入時と変わらない場合(TTM：1ドル=100円)

満期時のTTB：1ドル=99円

① 税引後円換算利息〔ドル利息×TTB×(1-0.2)〕

$$500 \text{ドル} \times 99 \text{円} \times 0.8 = 39,600 \text{円}$$

② 満期時円換算元本〔預入金額(ドル)×TTB〕

$$1 \text{万ドル} \times 99 \text{円} = 990,000 \text{円} \text{ (為替差損 2万円：99万円 - 101万円)}$$

③ 元利合計金額〔①+②〕

$$39,600 \text{円} + 99 \text{万円} = 1,029,600 \text{円}$$

④ 実質利回り〔(③-預入時円入金額)÷預入時円入金額×100〕(%)

$$\{1,029,600 \text{円} - 101 \text{万円}\} \div 101 \text{万円} \times 100 (\%) = 1.94 \% \text{ (小数第 3 位以下切捨)}$$

(注) 税金・為替手数料の合計金額

- 20%源泉分離課税額=500ドル×99円×0.2=9,900円…ア

- 為替手数料 預入時：(TTS-TTM)×1万ドル=10,000円

- 満期時：(TTM-TTB)×1万ドル=10,000円

$$\therefore 10,000 \text{円} + 10,000 \text{円} = 20,000 \text{円} \dots\dots \text{イ}$$

$$(\text{ア} + \text{イ}) = 9,900 \text{円} + 20,000 \text{円} = 29,900 \text{円}$$

〈ケース2〉

満期時に預入時（TTM：1ドル＝100円）より10円の円高になった場合（満期時
TTM：1ドル＝90円の場合）

満期時のTTB：1ドル＝89円

- ① 税引後円換算利息〔ドル利息×TTB×(1-0.2)〕
 $500\text{ドル} \times 89\text{円} \times 0.8 = 35,600\text{円}$
- ② 満期時円換算元本〔預入金額(ドル)×TTB〕
 $1\text{万ドル} \times 89\text{円} = 890,000\text{円}$ （為替差損12万円：89万円－101万円）
- ③ 元利合計金額〔①＋②〕
 $35,600\text{円} + 89\text{万円} = 925,600\text{円}$
- ④ 実質利回り〔{③－預入時円入金額}÷預入時円入金額×100〕(%)
 $\{925,600\text{円} - 101\text{万円}\} \div 101\text{万円} \times 100(\%) = \blacktriangle 8.35\%$ （小数第3位以下切捨）

〈ケース3〉

満期時に預入時（TTM：1ドル＝100円）より10円の円安になった場合（満期時
TTM：1ドル＝110円の場合）

満期時のTTB：1ドル＝109円

- ① 税引後円換算利息〔ドル利息×TTB×(1-0.2)〕
 $500\text{ドル} \times 109\text{円} \times 0.8 = 43,600\text{円}$
- ② 満期時円換算元本〔預入金額(ドル)×TTB〕
 $1\text{万ドル} \times 109\text{円} = 1,090,000\text{円}$ （為替差益8万円：109万円－101万円）
- ③ 元利合計金額〔①＋②〕
 $43,600\text{円} + 109\text{万円} = 1,133,600\text{円}$
- ④ 実質利回り〔{③－預入時円入金額}÷預入時円入金額×100〕(%)
 $\{1,133,600\text{円} - 101\text{万円}\} \div 101\text{万円} \times 100(\%) = 12.23\%$ （小数第3位以下切捨）

〔参考〕 運用する外貨の実質的な金利例

	税引後の金利	為替手数料率	実質的な金利
	表面金利 × 0.8(注1) × 年数(注2) - 往復手数料	÷ 為替レート × 100 =	
米ドル	●1米ドル=100円 / 為替手数料2円(往復) / 金利4% / 預入期間1年 4% × 0.8 × 1年 - 2円	÷ 100円 × 100 =	1.2%
ニュージーランドドル(NZドル)	●1NZドル=70円 / 為替手数料4円(往復) / 金利6% / 預入期間1年 6% × 0.8 × 1年 - 4円	÷ 70円 × 100 =	-0.9%

(注1) 20%源泉徴収後

(注2) 預入年数

(注3) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

第3節 外国投資信託

1. 外国投資信託の仕組み

外国投資信託とは、ファンドの設定国が日本以外の投資信託で、表示通貨あるいは組入証券の発行地は問わない。日本で販売される外国投資信託は、日本証券業協会の自主ルールである「外国証券の取引に関する規則」における「外国投資信託受益証券の選別基準」に適合しているものに限るため、投資対象や運用制限において、ほぼ国内の投資信託と差異はない。運用会社としては、日本で投資信託委託会社として登録をしていない国外の投資顧問会社を運用会社とすることも可能である。

外国投資信託には、日本の従来の投資信託と同じ仕組みの「契約型」と、証券投資を目的とする会社を設立し、投資信託を購入する投資家は、その株式を取得して株主になる形をとり、運用成果は配当金や値上がり益として回収する「会社型」の2つがある。

外国投資信託は、国別、通貨別の国際分散投資を行うファンドが中心である。基準価額は、ドル建て・ユーロ建て・ポンド建てなど外国通貨建てで表示される。一部、円建て外国投資信託もある。

(注) 外国株式については、P.124~125を参照。

2. 外国投資信託の購入

外国投資信託を購入する場合は、まず販売会社で外国証券取引口座（外国株式や外国債券と共通）を開設する必要がある。

取引方法は、投資家の注文を販売会社が外国のファンドに取り次ぐ「委託取引」と、販売会社が投資家の売買の相手方として取引に応じる「国内店頭取引」の2つがあるが、委託取引が一般的である。

約定代金は、「(口数×基準価額×為替レート)+手数料」で計算され、為替レートは通常約定日の午前10時のレートが使用される。

なお、手数料率や、約定日から受渡しまでの日数は、ファンドによって異なる。

3. 外国投資信託の税務

公募外国証券投資信託は、公募国内証券投資信託と同様の課税方法で、譲渡による所得は申告分離課税の対象となり、収益分配金は源泉徴収される（分配金の額にかかわらず、申告不要も選択できる）。

なお、公募外国株式投資信託の収益分配金については、総合課税を選択することも可能で、その場合は他の所得と合算のうえ確定申告することになる。

公募外国証券投資信託も、特定口座の利用が認められており、上場株式等の売却益・配当・収益分配金（申告分離課税を適用する場合のみ）との損益通算や売却損の3年間の繰越控除が可能となっている。

(注1) 特定口座については、P.62を参照。

(注2) 売却損の3年間の繰越控除については、P.63を参照。

4. 外国投資信託の代表的商品（外貨建てMMF：マネー・マーケット・ファンド）

外貨建てMMFは、米ドル・ユーロ・豪ドルなど外貨建て通貨表示の外国投資信託で、投資対象は格付けの高い短期債券やCD・CPなどの短期金融商品であり、安全性の高い運用を行っている。

外貨建てMMFは、いつでも出し入れ自由であり、取扱会社によって異なるが、米ドル建てMMFで10ドル以上1セント単位、など比較的小口の資金でも購入できる。

外貨建てMMFは、あくまでも外国投資信託の一種であり、購入するには、外国証券取引口座の開設が必要となる。なお、外貨建てMMFは、一般に外貨定期預

金より為替手数料は低く設定されており、据置期間がないので為替差益を目的に短期で換金することも可能である。

ただし、現在は証券会社では、外貨のままの引出しはできないため、引き出す場合は円に換えなければならない。銀行の外貨預金口座へ送金してもらう方法もあるが、送金手数料が必要となる場合が多い。

[参考] 主な外貨建て金融商品の取扱内容 (米ドルの場合) 2024年 (令和6年) 4月現在

商品名	取扱金融機関	据置期間	預入単位	金利	為替手数料(片道)	元本保証
外貨普通預金	銀行	なし	・ 1通貨単位～	0.01%前後	1円	外貨建ての元本を銀行が保証(預金保険対象外)
外貨定期預金		1カ月～1年程度	・ 1通貨単位～	0.01%前後	1円	同上
外貨建てMMF	証券会社など	なし	・ 10ドル～ ・ 5千円～	4.8%前後	50銭	元本の保証はない。信託財産は分別管理
米国公債	証券会社など	満期があるが、中途売却も可(ただし、元本割れの可能性あり)	・ 1,000ドル単位	5年 4.7%前後 10年 4.7%前後	50銭	米国政府が保証

(注) 上表はあくまで国内大手銀行・証券会社を中心とする一般的な例。各金融機関ごとに金利や為替手数料は異なる。

第4節 外国債券と株式

1. 外国債券

外国債券とは、発行者、通貨、発行場所のいずれかが海外の債券で、円建て外債(円建て外国債)、外貨建て外国債、外貨建て国内債、二重通貨建て債などの種類がある。

近年、個人向けにも、さまざまな発行主体の外国債券が発行されるようになってくるが、代表的なものに米国財務省発行の利付国債や割引国債がある。

外国債券は、日本にない高利回り債券に投資でき、為替差益が期待できる反面、為替差損を被る可能性がある。また、格付けの低い銘柄の場合は、デフォルト(債務不履行)の可能性もある。中途売却の際には、金利上昇に伴って価格が下落するリスクもある。

(注) 外国債券を含む外国証券への投資においては、カントリーリスクにも注意する必要がある。カントリーリスクとは、政策変更、インフレ、外貨規制、デフォルトなど政治や経済に対するリスクをいう。たとえば、政府による資産凍結、クーデターなどである。

(1) 外国債券の種類

① 円建て外債

円建て外債には、サムライ債などがある。サムライ債とは、日本国外の発行体が日本国内で発行する円建て外債のことである。

(注) 円建て外債には、上記の他に「ユーロ円債」がある。発行通貨の母国以外で取引される通貨（ユーロマネー）の取引をするユーロ市場で発行される債券（ユーロ債）のうち、円建ての債券のことをユーロ円債という。ユーロ円やユーロドル、ユーロ円債やユーロドル債など、ユーロのあとに通貨名をつけることで、ヨーロッパの共通通貨である「ユーロ」と混同しないよう区別している。

② 外貨建て債券

日本国外の発行体が円以外の通貨で発行する債券で、外貨建て国内債としては日本国内で発行されるショーグン債、外貨建て外国債としては海外市場で発行される米国国債などがある。

③ 二重通貨建て債

払込代金（元本）、利息（利金）、償還代金のいずれかに、異なる2つの通貨が使われる外国債で、いくつかのタイプがある。

[参考] 外国債券の種類

種 類		払込代金(元本)	利息(利金)	償還代金
円建て外債		円貨	円貨	円貨
外貨建て債券		外貨	外貨	外貨
二重通貨 建て債	デュアルカレンシー債	円貨	円貨	外貨
	リバース・デュアルカレンシー債	円貨	外貨	円貨

(2) 外国債券の売買

- ① 証券会社に外国証券取引口座を開設する必要がある。なお、外国債券であっても、日本国内で発行され、債券の保管地も日本国内であるものについては外国証券取引口座を開設する必要がない。
- ② 取引方法としては、海外委託取引と国内店頭取引の2つがあるが、個人の場合は、ほとんどが証券会社との国内店頭取引となる。
- ③ 取引単位は、米国国債の場合、通常、1,000ドル単位。
- ④ 国内店頭取引では、通常、売買手数料相当額を加味した価格で売買するため、別途、手数料が徴収されることはない。

(3) 外国債券の税務

① 利息（利金）課税

特定公社債等の利息（利金）については20%申告分離課税の対象となるが、源泉徴収されたものは申告不要も選択できる。源泉徴収は、国外で源泉徴収された残高に対して行われるが、確定申告を行うことで外国税額控除が適用される。また、一般公社債等の利息（利金）については、外国で源泉徴収された外国税額と合計で20%源泉分離課税が適用となる。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

② 償還差益

利付債、割引債を問わず、償還差益および償還に伴い発生した為替差益は、20%の申告分離課税であるが、所定の条件を満たした場合は償還時に20%源泉徴収される（P.44～45を参照）。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

③ 売却益

売却益は、20%の申告分離課税である。

(注) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

④ その他

世界銀行（国際復興開発銀行）、アジア開発銀行などの国際機関が日本で発行する債券については、特定公社債等として扱われる（P.44～45を参照）。

2. 外国株式

外国株式とは、外国籍の企業が発行している株式のことである。日本から外国株式に直接投資できるようになったのは1971年（昭和46年）からで、現在は世界各国の主要市場に直接投資できる。外国株式は、日本にない魅力のある株式に投資でき、国際的な分散投資が可能であり、為替差益も期待できる反面、為替差損を被る可能性や手数料などの取引コストが割高になることがある。

(1) 外国株式の売買

- ① 証券会社で「外国証券取引口座」を開設する。通常、口座管理料が必要となる。
- ② 取引方法は海外委託取引、国内店頭取引、国内委託取引の3種類で、いずれも現物取引に限られる。
- ③ 注文方法は国内株式と同様。
- ④ 受渡しは原則として約定日から3営業日目となっている。

(注) 現地約定日の翌日が国内約定日となる市場における海外委託取引の受渡しについては、4営業日目。

(2) 外国株式の税務

① 配当課税

配当金に対する課税は、原則として外国で源泉徴収され、その源泉徴収額を差し引いた残りの金額に対して国内で源泉徴収される。なお、国内での課税方法は国内株式と同じだが、国内株式のような配当控除はない。

(注) 配当課税については、P.61を参照。

また、総合課税を選択した場合は外国税額控除の適用があるので、外国で源泉徴収された額は、一定の範囲内で所得税や住民税から差し引くことができる。

② 売却益

売却益（売却によって生じる為替差益を含む）は、国内株式と同様に国内ではキャピタルゲイン課税が課せられるが、通常、外国で課税されることはない。

〔参考〕外国為替証拠金取引（FX）

外国為替証拠金取引（以下「FX（Foreign Exchange）」）は、一定の証拠金（担保）を差し入れて外貨に替え、証拠金額の何倍・何十倍もの外貨の売買を行う取引をいう。取引の方法には、「店頭取引」と「取引所取引」がある。

FXは、少額で取引できる反面、差し入れた証拠金以上の多額の損失が生じるおそれのあるリスクの高い商品であるため、投資家はリスクを認識したうえで、自らの責任で適切な投資判断を行う必要がある。FXの特徴は、①外貨預金などに比べ為替手数料等のコストが安い。②円と外貨の取引をはじめ、米ドルとユーロ、米ドルと豪ドルといった外貨同士の取引もできる。③為替取引は世界中で行われているため、24時間相場が変動するので、そのときの為替レートでいつでも取引できる。また、パソコンや携帯電話などを使って、いつでもどこでも自分にとって都合のよい時間と場所で取引ができる。一方、④FXは金融商品取引法に基づく登録を受けた業者でなければ取り扱えない。⑤登録を受けた業者と取引を行う場合でも、その業者の信用力を慎重に判断し、取引内容をよく理解することが重要であるなど、FXに投資する際には留意しなければならない。FXの収益は、「店頭取引」「取引所取引」のどちらの場合も、為替差益も含めて先物取引にかかる雑所得等として申告分離課税の対象となり20%が課税される。なお、損失を被った場合には、株式先物・商品先物等との損益通算や翌年以降3年間の繰越控除ができる。

（注1）取引所取引のFXには、東京金融取引所の「くりっく365」がある。

（注2）金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

第8章 金融資産の保護制度

学習のねらい

1. 預金保険制度の対象金融機関や対象金融商品と対象外金融商品を理解する。
2. 預金保護の範囲を具体的に理解する。
3. 生命保険会社における生命保険契約者保護機構や証券会社における日本投資者保護基金を理解する。
4. 金融機関の選択について理解する。

第1節 預金保険制度

預金保険制度とは、万一金融機関が破綻し、預金などの払戻しが停止、または停止されるおそれがある場合に、当該金融機関に代わって預金者の保護を図り、また、信用秩序の維持に資するために設けられた制度である。

1. 預金保険機構

預金保険機構は、預金保険法に基づき、1971年（昭和46年）7月に設立された認可法人で、政府、日本銀行、民間金融機関が共同で出資し、加盟金融機関から一定料率の保険料を徴収して積み立てておき、金融機関が破綻して預金の払戻しができなくなった場合、保険金を支払う。

当初の業務範囲は、金融機関の預金等の払戻しについての保険に限定されていたが、1986年（昭和61年）以降に業務の拡充が行われ、破綻金融機関にかかる合併等に際して、受け皿金融機関などへの資金援助や不良債権の買取り回収などを行うことが付け加えられた。

（注）認可法人とは、特別の法律に基づいて数を限定して設立され、設立に際し主務大臣の認可を要する法人のことである。他に日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構などがある。

2. 対象金融機関

対象となる金融機関は、日本国内に本店がある銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫である。

また、農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合などは、「農水産業協同組合貯金保険機構」が運営する農水産業協同組合貯金保険制度に加入していて、貯金者は預金保険制度と同様の保護を受けることができる。

なお、預金保険制度の対象金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度および貯金保険制度の対象外である。

(注) 日本郵政公社の郵便貯金は、2007年(平成19年)10月1日から株式会社ゆうちょ銀行(以下、ゆうちょ銀行)に引き継がれ、民営化したゆうちょ銀行に新規で預けられた定額貯金等は、預金保険制度の対象となる。

3. 対象金融商品

預金保険制度に加入している金融機関が取り扱っている金融商品でも、預金保険制度の対象となるものとならないものがある。

対象となる金融商品	当座預金、普通預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、別段預金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(貸付信託を含む)・ビッグおよび、これらの預金などを用いた積立・財形商品、ワイド等の保護預り専用の金融債、確定拠出年金の運用に係わる預金など
対象とならない金融商品	外貨預金、譲渡性預金、オフショア預金、元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒット、実績配当型金銭信託)、金融債(保護預り専用商品以外)、無記名預金など

4. 預金保護の範囲

預金保険制度による預金保護の範囲は、原則として1金融機関ごとに1預金者当たり対象預金等の元本1,000万円までとその利息等となる。

預金保険の対象預金等については、決済用預金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3条件を満たす預金)に該当するものは全額保護となり、それ以外の預金等については元本1,000万円までとその利息等が保護される。

金融機関が破綻した場合の預金等の取扱いの概念図
 (□ 内が預金保険制度によって保護される)

預金等の種類		保護される預金等の額
預金保険による保護の対象となる預金等	決済用預金	全額保護
	当座預金、無利息型普通預金等	合算して元本1,000万円 ^(注1) までと破綻日までの利息等 ^(注2) を保護
預金保険の対象外の預金等	一般預金等	1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる(一部カットされることがある)
	外貨預金、譲渡性預金、金融債(募集債および保護預り契約が終了したもの)等	保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる(一部カットされることがある)

(注1) 金融機関が合併を行ったり、事業のすべてを譲り受けた場合、その後1年間に限って、保護される預金等の範囲は、預金者1人当たり元本「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」までとその利息等とする特例が適用される(例えば、2行合併の場合は元本2,000万円までとその利息等)。また、複数の金融機関が同一の金融持株会社の子会社である場合にも、一般預金等は、金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護される。

(注2) 定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一定の要件を満たすものも、利息と同様に保護される。

預金保険機構ホームページより

第2節 保険・証券等の保護

1. 生命保険契約者保護機構

金融システム改革法により、保険業法上の認可法人である「保険契約者保護機構」が生・損保業界それぞれに発足した。補償の対象は、生命保険の場合は、すべての保険契約、損害保険の場合は、大企業が契約者となっている契約を除くすべての保険契約^(注)となっている。「生命保険契約者保護機構」の保護の内容は、次のとおりとなっている。

(注) 破綻時において、常時使用する従業員または常時勤務する職員の数が20名(商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の次の法人(法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む)を対象とする中小企業法に定める小規模企業者が契約者の保険契約。

1. 日本法人
2. その日本における営業所または事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人

(1) 破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ生命保険会社(受け皿会社)が現れた場合

生命保険契約者保護機構が救済する側の生命保険会社に資金援助を行い、破綻保険会社の保険契約を健全な生命保険会社へ円滑に移転する。

(2) 破綻保険会社の保険契約を引き継ぐ生命保険会社が現れない場合

生命保険契約者保護機構の子会社として設立された承継保険会社または生命保険契約者保護機構自らが、破綻保険会社の保険契約を引き継いで、保険契約の継続を図る。

2006年(平成18年)4月以降は、原則として責任準備金の90%を限度として補償されることとなった(損害保険については、商品によって補償範囲が異なる)。また、その後の保険業法の改正では、相互会社組織の生命保険会社にも会社更生法の手続きの適用を可能にする他、相互会社から資本増強がしやすい株式会社への転換をスムーズにする規定や生命保険契約者保護機構の財源への政府保証を恒久化するなども盛り込まれた。

(注) 日本郵政公社の簡易保険は、2007年(平成19年)10月1日から株式会社かんぽ生命保険に引き継がれ、同社は生命保険契約者保護機構の対象の生命保険会社になった。なお、それ以前の簡易保険契約は「独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構」により、民営化後もその契約が消滅するまで、政府による保険金等の支払い保証が継続している。

2. 日本投資者保護基金

証券会社においては、「分別管理」が義務付けられていることにより、基本的には証券会社が破綻しても、預かり金などを含めて保護預かり証券は、すべて投資家のもとに戻るになっている。

しかし、証券会社の違法行為などにより預かり資産の一部または全部が返還されない場合は、「日本投資者保護基金」により、1人当たり上限1,000万円まで補償される。なお、国内で証券業を営む証券会社(外国証券会社はその在日支店)には、すべて日本投資者保護基金への加入義務がある。

(注) 金融商品取引法第43条の2に規定される分別管理制度で、証券会社はお客さまから預託を受けた有価証券、金銭などを自己の固有資産と分別して保管することを義務付けられていることを分別管理という。

【参考】国債

国債については、発行体が国であるため、国が元利金の支払いを保証していることになる。

第3節 金融機関の選択

1. ワンストップショッピング

ワンストップショッピングとは、種々の金融商品が1カ所でそろい、1カ所で購入・預入れできることをいう。

金融が自由化されるまでは、預金は銀行、投資信託は証券会社、保険は保険会社と商品ごとに金融機関が決められていたが、1つの金融機関でさまざまな金融商品を購入したり、加入できる時代になりつつある。

保険商品についても保険業界だけの募集体制から、証券会社の保険募集や、銀行の窓口販売など取扱機関が拡大している。

お客さまにとっては、複数の金融機関と取引する必要がなくなり、1つの金融機関ですべての金融商品が賄える、まさに金融商品においてもワンストップショッピングの時代の到来といえる。

今後さらに、金融機関の合併や提携が進み、金融機関同士のサービス競争が活発化することにより、金融機関独自のサービスが拡大して、お客さまにとってのメリットは大きくなることが期待される。

2. 金融機関のリスクヘッジ

1つの金融機関でさまざまな金融商品を購入したり加入したりできることで利便性は向上するが、金融資産が1金融機関に集中することは、一方では金融機関の破綻など万一の際のリスクも高くなるということを考慮しなければならない。

たとえば、銀行が破綻すると、決済用預金は全額保護されるが、それ以外の預金は1,000万円までの元本とその利息等が守られるだけである。

株式や投資信託の場合は、ペイオフとは直接的な影響はないが、解約までに相当の時間がかかったり、口座を移管するために時間や手間がかかる可能性がある。その間に相場が大きく動いて、売却したくてもできない可能性が考えられる。

そのような観点から、リスクヘッジするために取引する金融機関を複数にしておくことは基本的な選択といえる。

資産運用において自己責任が求められる時代においては、最悪の場合を想定してそれに備えておく姿勢が大切であり、資産運用設計において分散投資を考えたポートフォリオはもちろん、金融商品や金融機関の選択も重要な課題となる。

第9章 不動産

学習のねらい

1. 不動産に関する基礎知識を理解する。
2. 不動産の活用方法について理解する。
3. マイホームに関する知識を理解する。

第1節 不動産の基礎知識

ライフプランにおける人生の三大支出のひとつは「住宅（マイホーム）」といわれている。生保FPには、不動産全般に関する知識と、お客さまのライフスタイルや資金計画に合ったアドバイスが求められる。

1. 住宅の分類

住宅は、所有形態や用途により、独立型（一戸建）と集合型（マンション・アパート）に分類できる。

さらに新築、中古といった経過年数別の分類、木造、鉄筋コンクリート造などの建物構造上の分類、加えて近年は長期優良住宅の省エネ性やバリアフリー等認定基準における分類などがある。

2. 住宅の種類と特徴

〔参考〕 住宅の種類と特徴

		居住期間	建替え	用途変更	売却	購入価格
一戸建	一戸建住宅	半永久 建替必要	自由	自由	自由	100%
	借地権付住宅	半永久 更新・建替 必要	地主の承諾	地主の承諾	地主の承諾	60%～
	定期借地権付 住宅	限定（有期）	原則： 期間中自由	地主の承諾	原則：自由 地主への 通知	50%～
マンション	区分所有	半永久 建替決議 必要	話し合い	管理規約	自由	100%
	借地権付	半永久 建替決議 必要	話し合い 地主の承諾	管理規約	原則：自由 地主の 承諾	70%～
	定期借地権付	限定（有期）	話し合い 期間中自由	管理規約	原則：自由 地主への 通知	60%～

(注1) 規約、契約の内容によって異なる。
(注2) 購入価格は、「一戸建住宅」を100%、「区分所有マンション」を100%とした場合の参考値。

第2節 不動産活用

1. 賃貸

不動産を賃貸すると、その不動産から生じる家賃収入・地代収入などの所得に対して、所得税および住民税が課税される。

(1) 不動産所得

不動産所得とは、不動産、不動産のうえに存する権利、船舶または航空機の貸付けによる所得（事業所得、譲渡所得に該当するものを除く）のことである。

(2) 不動産所得の金額

不動産所得は次の計算式により計算される。

$$\text{不動産所得} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

(3) 総収入金額

不動産所得を計算する場合、収入として計上するものとそうでないものの区分とその計上時期は、総収入金額を確定するうえで重要である。

① 地代・家賃

- 支払日

契約等により支払日が定められている場合は支払日とする。

- 支払いを受けた日

支払日が定められていないものは原則として、支払いを受けた日となる。

- 請求した日

請求をして支払うようにしている場合は請求した日となる。

② 礼金、権利金、名義書換料、更新料等

- 引渡しのあった日

資産の引渡しを要するもの場合は、引渡しのあった日となる。なお、契約効力発生の日としてもよい。

- 契約効力発生の日

資産の引渡しを要しないものは、契約効力発生の日とする。

③ 敷金、保証金

- 全額返還を要するものは預かり金なので、収入金額には計上しない。
- 敷金等のうち貸付期間の経過に関係なく返還を要しなくなる金額がある場合は、その金額を引渡しのあった日または契約効力発生の日の収入金額に計上する。
- 敷金等のうち貸付期間の経過に応じて返還を要しなくなる金額がある場合は、貸付契約に定められたところにより返還を要しないこととなった日に返還を要しない金額を収入金額として計上する。
- 敷金等のうち貸付期間が終了しなければ返還を要しないことが確定しない金額がある場合には、その終了により返還を要しないことが確定した金額は貸付終了日の収入金額に計上する。

(4) 必要経費

不動産所得の必要経費とは、不動産所得の収入を得るために必要な経費である。

次のものが、必要経費となる。

- ① 賃貸不動産にかかる固定資産税・都市計画税、不動産取得税等
- ② 賃貸建物に係わる損害保険料
- ③ 土地を借りて、貸家を建てた場合の支払地代
- ④ 青色申告の事業専従者給与額・白色申告の事業専従者控除額
- ⑤ 賃貸建物の修繕費
- ⑥ 賃貸建物の減価償却費
- ⑦ 貸家建築のための借入金に係わる賃貸業務開始後の期間の支払利息
なお、業務開始前までの期間に支払った利息は、建物等の取得価額に算入する。
- ⑧ 賃貸建物の取壊し費用、損失額

(5) 事業的規模

不動産貸付を事業として行っているかどうかの判断をする場合は、事業的規模であるか否かにより課税関係が異なる。

事業的規模の区分

1. 事業的規模の範囲		
① 一戸建ての独立家屋の貸付……………おおむね5棟以上		
② 一戸建て以外のアパート等の貸付……………おおむね10室以上		
2. 事業的規模		
	事業として行われている場合	事業として行われていない場合
資産損失の必要経費算入	災害等による・よらないにかかわらず、損失額全額が必要経費となる	①災害等による場合、必要経費ではなく雑損控除の対象となる ②災害等によらない場合、不動産所得の金額を限度として必要経費に算入する
貸倒損失	損失が生じた年の必要経費となる	収入金額として計上していた年に遡って、貸倒れとなった部分の収入がなかったものとされる
事業専従者給与等	青色申告の事業専従者給与額（適正額）、白色申告の事業専従者控除額（1人50万円、配偶者は86万円）を必要経費に算入できる	生計を一にする親族に対する支払いは必要経費に算入できない
青色申告特別控除額	正規の簿記の原則に従って取引を記録しているものについては、55（所定の場合は65）万円、それ以外は10万円の控除がある	10万円まで控除することができる

(注) 5棟、10室という基準は、あくまでもひとつの目安であり、その基準未満であっても、賃料の収入状況、管理状況等から、これらの基準の場合に準ずると認められれば事業的規模にあると判断される。

2. 有効活用

土地をもつ資産家にとって土地の有効活用は、「資産活用」と「相続対策」の両面から検討する必要がある。

有効活用の方法を検討する場合には、その方法の特徴（メリット・デメリット）を確認したうえで、利用した方がよいのか、利用するならどの方式がよいのか目的や効果等を考慮して、総合的に判断しなければならない。また、不動産の有効活用の際には、不動産取引・利用に関する法規制を理解しておかなければならない。

(1) 等価交換方式

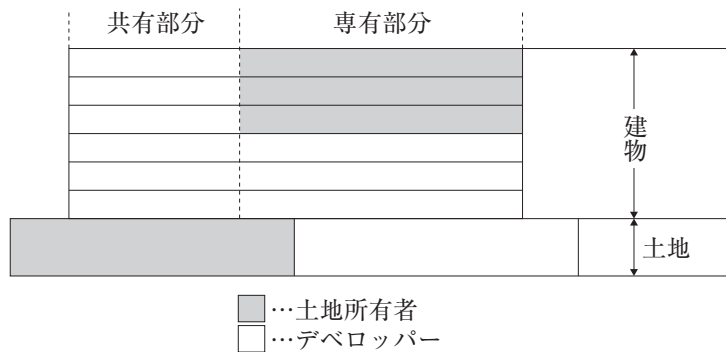
等価交換方式とは、土地の所有者が土地を提供し、デベロッパー等がその土地の上にマンション等の建物を建設し、それぞれの出資割合に応じて土地および完

成後の建物の所有権を取得する共同事業方式である。

〔特徴〕

- 自己資金・借入金を利用せず、賃貸資産が手に入るので事業収支が良い。
- 自己が取得する建物部分について、デベロッパーに管理・運営を委託することができる。
- 土地の譲渡所得に対し、「買換えの特例」の適用により課税の繰り延べを受けることができる。
- 土地の大半を手放すことになるので、土地所有にこだわる土地の所有者にとっては不向きである。
- 土地代と建物価格のバランス判定が重要である。

【仕組図】 等価交換方式（土地の部分譲渡方式によるケース）



(注) デベロッパーとは、一般に不動産業者やゼネコンなどの建設業者等の中で特に開発部門にたずさわっているものをいう。一般に都市開発、都市再開発、大規模な住宅地・別荘地開発にたずさわる企業体をいう場合が多い。

(2) 土地信託方式

土地信託方式とは、土地の所有者が信託銀行等に土地の運営、管理、処分等を目的として信託し、その運用成果として信託銀行等から信託配当を受け取る方式である。

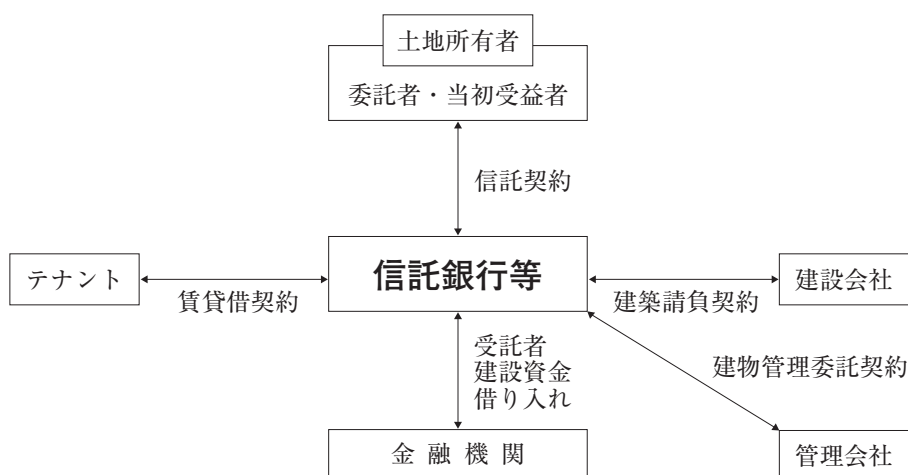
〔特徴〕

- 信託銀行等の不動産、資金調達等のノウハウにより土地の有効活用ができる。
- 賃貸型については、信託終了により、土地・建物が返還される。
- 信託銀行等が資金調達、建物の建築・管理・運営を行うため、土地の所有者が実際に運営、管理業務を行う必要がない。

- 信託期間中に相続が発生した場合は、相続人は受益権を相続し、受益者の地位を引き継ぐだけなので、その信託期間中の事業運営も安定的に行われる。
- 実績配当主義のため、賃料収入や諸経費の変動があり、毎年定額の収入が見込めるわけではない。
- 土地をもつ資産家の中でも相続対策を必要とするかなりの資産家向きといえる。

(注) 信託とは、もともと「信じて託す」ということで、大切なお金や土地などの財産を信頼できる他の人に委託してその運用や管理を依頼することである。

【仕組図】 土地信託方式



(3) 定期借地権方式

「一般定期借地権」「建物譲渡特約付借地権」「事業用定期借地権等」の3つがある。

[特徴]

- 契約期間終了後に地主（土地所有者）に土地が返還される。
- ある程度、一定水準の地代収入が見込まれる。
- 借地人の側からすると、同一価格水準で、より住環境のよい物件を手に入れることができる。
- 地主は、ある程度の保証金などを手にすることができる。

(注) 事業用定期借地権等には、設定期間が10年以上30年未満の事業用借地権と、30年以上50年未満の事業用定期借地権がある。

定期借地権の比較

	一般定期借地権	建物譲渡特約付借地権	事業用定期借地権等
設定期間	50年以上	30年以上	10年以上50年未満
使用目的	制限なし	制限なし	事業の用（一部でも居住用不可）
借地契約の要件	公正証書等の書面によること	制限なし	公正証書による
借地権の終了	期間終了により終了 原則更地返還	建物を地主が相当の対価で買い取ることで消滅	期間満了により終了 原則更地返還
特徴等	①契約の更新を排除する特約ができる ②建物の築造による存続期間延長を排除する特約ができる ③建物買取請求権を排除する特約ができる	①借地権の更新の規定に拘束されない ②30年経過後、借地上の建物を借地権設定者に売却の旨を定めることができる。その場合は建物所有権は地主に移転する ③借地人が使用していれば借家関係へと移転する	①契約の更新の規定の適用はない ②建物の築造による存続期間延長の規定の適用はない ③建物買取請求権はない ④借地人は建物を取去して、土地を明け渡す。借家人も退去して明け渡す。なお、善意の借家人は期間猶予を請求できる

3. 老後の不動産活用

(1) 高齢者向け住宅制度

① 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」とは

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（以下、「高齢者住まい法」）は、高齢社会の急速な進展に対応するため、高齢者向けの住宅の効率的な供給を促進するとともに、高齢者の入居を拒まない住宅の情報を広く提供するための制度の整備等を目的に施行された。

高齢者住まい法により創設された「終身建物賃貸借（終身借家）制度」は、高齢者が安心して入居できる賃貸住宅市場の整備および終身建物賃貸借契約により、高齢者単身・夫婦世帯等が終身にわたり安心して賃貸住宅に居住できる仕組みとして、賃借人である高齢者が生きている限り賃貸借契約が存続し、死亡したときに終了する制度である。

（注）終身建物賃貸借契約は、不確定期限で設定され、賃借人本人一代限りまたは配偶者との契約に限定され、その他への相続を排除する契約となっているのが一般的である。

② 高齢者が居住できる賃貸住宅の市場整備

ア) サービス付き高齢者向け住宅の登録制度

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、高齢者住まい法の改正により 2011 年（平成 23 年）10 月より登録が開始された高齢者用の賃貸住宅のことである。

この登録制度は、高齢化が急速に進んで高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加する中、介護・医療と連携した高齢者支援サービスを提供する高齢者向け住宅の供給を増やすことを目的とした制度である。

<登録制度の概要>

事業者は、下記の登録基準等を含む所定の条件を満たす物件について、都道府県知事（政令指定都市・中核市の場合は市長）に登録する。なお、基準を満たしていれば、有料老人ホームについてもこの制度に登録することができる。

i. 登録基準

[住宅]

- 床面積（原則 25 m²以上）
- 一定の設備（便所・洗面設備等）
- バリアフリー構造

[サービスの提供]

- ケアの専門家による安否確認、生活相談等

[契約内容]

- 高齢者の居住の安定が図られた契約であること
- 前払家賃等の返還ルールおよび保全措置が講じられていること 等

ii. 事業者の義務

- 提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明
- 誇大広告の禁止 等

イ) 高齢者向け賃貸住宅の供給促進

i. 支援制度

税制による優遇措置や独立行政法人住宅金融支援機構による融資制度などの支援制度がある。

③ 終身建物賃貸借契約

i. 事業の対象となる者の要件

自ら居住するための住宅を必要とする高齢者または当該高齢者と同居するその配偶者等を賃借人として、終身にわたって住宅を賃貸する事業を行おうとする者は、事業内容について都道府県知事の認可を受けなければならない。認可を受けた場合に限り借地借家法第30条の規定（強行規定）にかかわらず、賃借人が死亡したときに賃貸借契約を終了する旨を定めた賃貸借契約を締結することができる。

(注) 借地借家法第30条は、賃借人に不利な特約を無効とする規定。

ii. 入居の対象となる者の要件

- ・60歳以上の高齢者であること。
- ・単身または同居者が高齢親族であること（配偶者は60歳未満でも可）。

iii. 対象となる賃貸住宅の基準

- ・高齢者の身体機能に対応し、階段・浴室等の手すり等を備えたものであること（バリアフリー住宅等）。
- ・賃貸条件が基準に適合していること。
- ・公正証書等の書面で契約していること。
- ・賃借人の死亡に至るまで賃貸借契約が存続し、かつ賃借人が死亡した場合に賃貸借契約が終了すること。

iv. 高齢者が死亡した場合の同居者の継続居住

高齢者である賃借人が死亡した際に同居していた高齢者（配偶者は60歳未満でも可）は、賃借人の死亡の事実を知った日から1カ月以内に賃借人に対して賃貸借契約の継続を申し出ることにより、改めてその同居人との間に終身建物賃貸借契約が継続する。ただし、相続性排除の原則から、その60歳未満の子などが希望しても賃貸借契約を継続することはできない。

v. 解約事由

- ・賃貸人からの解約申入れは、住宅の老朽等の場合に限定されている。
- ・賃借人からの解約申入れは、療養、老人ホームへの入所、親族との同居等の理由による場合は申し入れから1カ月後に、その他の理由による場合は申し入れから6カ月後に賃貸借契約は終了する。

(2) リバースモーゲージ制度

リバースモーゲージ制度とは、高齢者が自宅に住み続けながら、その住宅や土地などの不動産を担保として、一括または年金の形で定期的に融資を受け、利用者の死亡、転居、相続などによって融資契約が終了した時点で担保不動産を処分することにより、融資金を元利一括で返済する制度である。なお、契約期間中は、元利金の返済は行わない。この制度を利用することで、自宅を有効に活用し、老後生活資金とすることができる。

2003年（平成15年）度以降、厚生労働省が貸付原資の3分の2を補助する形で、全国都道府県が「長期生活支援資金貸付（不動産担保型生活資金貸付）制度」を導入した。

利用者は、自宅を所有しているが収入が少ない高齢者等がほとんどである。

[留意点]

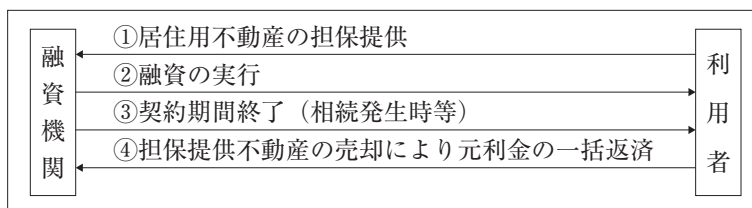
- 利用者や対象不動産が制限されている。
- 原則として推定相続人の中から連帯保証人が1名必要である。
- 不動産価格の下落による担保割れ、長寿による担保割れ、金利上昇による担保割れなどのリスクにより、定期収入の差止めなどが行われることがある。

また、金融機関や大手住宅会社なども戦略的にリバースモーゲージの商品開発を進めている。

(注) 不動産担保型生活資金貸付制度の貸付条件の概要は以下のとおりである（自治体によって異なる場合もある）。

- 貸付限度額：土地の評価額の70%程度、月30万円以内
- 貸付期間：借受人の死亡時までの期間または貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- 貸付利率：年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率 など

【仕組図】 リバースモーゲージ制度の仕組み



第3節 マイホームに関する知識

1. 住宅購入に関する知識

長期固定金利住宅ローン（フラット35）

フラット35とは、独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」）と民間金融機関が提携して行っている全期間長期固定金利型の住宅ローンである。最長35年の長期固定金利であること、通常保証料や保証人が不要であることなどがメリットとしてあげられる。なかでも、省エネルギー性、耐震性などの要件を満たす住宅を取得する場合に、金利が一定期間にわたって引き下げられる制度が「優良住宅取得支援制度」（フラット35S）である。

（注1）機構のホームページでは、あらかじめ物件検査を受けているマンションを検索できる「フラット35登録マンション」の他、機構が定める基準に適合していることを確認した中古マンションを検索できる「中古マンションらくらくフラット35」などのコーナーを設けている。

（注2）上記のフラット35の他に借入期間の長さなどによってフラット20、フラット50などと呼ばれる。

2. 住宅取得資金に関する税法等

(1) 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

住宅ローン控除とは、国内で居住用住宅を借入金等により取得した場合、各年末の借入金等残高に一定の率を乗じた金額を所得税額から控除することができる制度である。現制度下では、2025年（令和7年）12月31日までに居住を開始した場合で所定の要件を満たしていれば、居住を開始した年から最高13年間（中古住宅は2022年（令和4年）1月1日以降、認定住宅等以外の新築住宅は2024年（令和6年）1月1日以降に居住を開始した場合は最高10年間）の控除を受けることができる。

（注1）住宅ローン控除の適用を受けるには、納税者の合計所得額が2,000万円以下であること、取得等から6か月以内に居住を開始しなければならないことなどの要件を満たす必要がある。また、居住開始の年により税額控除の限度額が異なる。

（注2）認定住宅等に対する特別控除は、2025年（令和7年）12月31日までに居住を開始すれば適用対象となる。

(2) 住宅取得等資金の贈与に関する選択

父母または祖父母などから住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、贈与税の特例である「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」を適用することができる。取得した住宅が省エネルギー性・耐震性等を備えている家屋であるか否かによって非課税限度額が異なる。この非課税限度額は、「暦年課税」か「相続時精算課税」のどちらかと併用することができる。なお、この特例の適用を受ける場合は、贈与額が非課税限度額以下であっても納税地の所轄税務署への申告が必要である。

(注1) 特例の適用を受けるには、一定の基準を満たす住宅の新築・取得、または増改築等を行うこと、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住を開始または遅滞なく居住予定であること、受贈者の合計所得額が2,000万円以下であることなどの要件を満たす必要がある。

(注2) この特例は、2024年（令和6年）1月1日～2026年（令和8年）12月31日までの贈与についての非課税限度額は、以下の内容である。

- ① 耐震等住宅用家屋 1,000万円
- ② 上記以外の住宅用家屋 500万円

(3) 贈与税の配偶者控除の活用

① 贈与税の配偶者控除

贈与税の「配偶者控除」とは、婚姻後20年以上の配偶者から、居住用の不動産またはその購入資金を贈与されたときに、贈与された金額から最高2,000万円を控除できる制度である。この制度を活用すれば、2,000万円にその年の暦年課税の基礎控除額 110万円を合わせて2,110万円まで、生前に贈与しても配偶者に贈与税はかからない。相続財産を減らすことにもつながり、一次相続の対策として、配偶者だけが利用できる生前贈与の活用方法である。

なお、この贈与税の「配偶者控除」は、配偶者の所得に制限はない。

配偶者への贈与税の非課税範囲は次のとおりである。

$$\begin{array}{ccc} \text{配偶者控除額} & \text{基礎控除額} & \text{合計} \\ 2,000\text{万円} & + 110\text{万円} & = 2,110\text{万円} \end{array}$$

② 贈与税の配偶者控除の適用要件

贈与税の配偶者控除を利用するには、次の条件を満たしていなければならない。

- 婚姻期間が20年以上の配偶者からの贈与であること
 - 贈与財産は、居住用の不動産か、居住用の不動産を購入する、または新築するための資金のいずれかであること
 - 贈与された年の翌年3月15日までに贈与された不動産に居住、またはその日までに贈与された資金で居住用不動産を購入、新築すること
 - その後も引き続き居住する見込みであること
 - その年以前に受けた同一配偶者からの贈与で、この配偶者控除を使っていないこと
- なお、贈与税の配偶者控除を受けた場合は、贈与額が2,110万円以下のために申告すべき贈与税額がゼロの場合でも、贈与された年の翌年の2月1日から3月15日までに申告しなければならない。

3. 共働き夫婦のマイホームの共有名義

(1) 共有名義の税制面のメリット

共働き夫婦が資金を出し合ってマイホームを購入する場合、および住宅を夫婦の共有名義にする場合は、次の税制面のメリットがある。

① 住宅ローン控除

夫婦がそれぞれ住宅ローンを組むと、住宅ローン控除もそれぞれ受けることができ、借入金額によっては夫婦合計の税負担が軽減される。

② 居住用財産譲渡の3,000万円特別控除

将来マイホームを売却する場合は、売却益について居住用財産譲渡の3,000万円特別控除の適用を受けることができる。共有名義の住宅を売却する場合、この控除もそれぞれ受けることができ、売却益は最高6,000万円まで課税されないこととなる。

③ 相続税対策

住宅を共有名義とすることで、将来相続が発生した場合、一度に課税される相続税額が軽減されることとなる。ただし、住宅を共有名義とすることで、後に住宅を売却する際など相続人同士でのトラブルとなる可能性もあるため、注意が必要である。

(2) 保存登記等の持ち分

共有財産の保存登記等の持分割合は、お互いが支出した頭金等の資金負担割合で決める。夫婦がお互いに支出した頭金等の資金負担割合が異なる場合、2分の1ずつの登記にすると、資金負担割合が多い方から少ない方へ贈与したことになり、贈与税が課税される場合があるので、留意する必要がある。

(注) 保存登記等とは、マイホームを新築した場合などに、その不動産の所有権が自分にあることを確定させるために初めて法務局に行う登記のことである。

〔参考〕資金負担割合の事例

マイホームの購入価格が4,000万円の資金負担割合を、夫が自己資金1,000万円と住宅ローン2,000万円、妻が自己資金500万円と住宅ローン500万円とした場合。
夫：自己資金1,000万円＋住宅ローン2,000万円＝3,000万円
妻：自己資金 500万円＋住宅ローン 500万円＝1,000万円
資金負担割合 夫3/4：妻1/4で、この資金負担割合に応じて保存登記等をする。

4. 住宅譲渡時の税法等

(1) 譲渡所得と不動産所得

① 譲渡所得

譲渡所得とは、資産の譲渡（一定の権利を含む）による所得をいう。売買や交換、法人に対する贈与等で譲渡所得が生じることとなる。不動産については、原則として、借地権等の設定の対価の額が土地の時価の2分の1を超える場合は譲渡所得となり、それ以外は不動産所得となる。

地下・空間について上下の範囲を定めた場合などは、対価の額が土地の時価の4分の1を超える場合は譲渡所得となり、それ以外は不動産所得となる。

土地建物等を譲渡したときの譲渡所得は、他の所得と分離して所得税・住民税が課税される。

(注) 地下・空間について上下の範囲を定めた場合とは、いわゆる送電線の線下地、下を地下鉄が通っている土地等をいう。

② 不動産所得

不動産所得とは、土地建物等の不動産の貸付、地上権や賃借権等の不動産上に存する権利の貸付等から生じる所得をいう。対価の額が地代（年額）の20倍以下の場合、譲渡所得ではなく不動産所得としてよいことになっている。

(注) 不動産所得については、P.133を参照。

(2) 土地建物等の譲渡による所得で譲渡所得以外の所得となるもの

土地建物等（土地および土地に対する権利、建物および建物付属設備・構築物）の譲渡による所得であっても、棚卸資産である土地建物等の譲渡の場合は、事業所得または雑所得になる。

[参考]

棚卸資産である土地建物等の譲渡	所得の種類
棚卸資産に準ずる次の土地建物等の譲渡 ①土地の区画形質を変更し販売用の土地として譲渡 林地⇒宅地等、土地区画整理法等に基づく場合を除く。 ②土地に水道等の施設を設け販売用の土地として譲渡 ③建物等を建設し、販売用の土地建物として譲渡 (注1) ①②の場合、おおむね3000㎡以下のものについては、すべて譲渡所得にできる。 (注2) 土地がおおむね10年以上の期間所有されたものは、区画形質の変更、建物等の建設着手直前までの土地の値上がり益相当額は譲渡所得にできる。	事業所得または雑所得

(3) 土地建物等の譲渡による所得で所得税が非課税となるもの

- ①強制換価手続きにより資産が競売等をされた場合
- ②国や地方公共団体に資産を寄付した場合
- ③国や地方公共団体に重要文化財等を譲渡した場合
- ④物納許可限度額の範囲内で資産を相続税の物納にあてた場合

(注1) 上記①～④は譲渡損失もなかったものとされる。

(注2) 上記④について、物納の許可限度額を超える価額の財産を物納した場合には、その超える部分は譲渡所得の課税対象となる。

(4) 譲渡所得金額の計算

① 譲渡益または譲渡損失の計算

譲渡所得の金額（損益）は、次の算式で求める。

$$\text{譲渡所得金額(損益)} = \text{総収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

なお、土地建物等の譲渡所得の計算上生じた損失の金額は、一定の居住用財産の譲渡の場合を除き、土地建物等の譲渡所得以外との損益通算、翌年以降の繰越控除はできない。

(注) P.153「居住用財産を買換えた場合の譲渡損失の繰越控除」、P.153「特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等」を参照。

ア) 総収入金額

通常は譲渡価額であるが、時価や特別の経済的利益を含む権利の設定対価が収入金額とされる場合がある。

〔参考〕 不動産譲渡の総収入金額

総収入金額	具体的事項
譲渡価額	通常の譲渡
その他の時価	<ul style="list-style-type: none">• 法人に対する贈与・遺贈• 相続・包括遺贈（ともに限定承認のもの）• 低額譲渡（時価の2分の1未満で法人に対するもの）
権利の設定対価	借地権・地役権の設定のうち譲渡所得とみなされるもの

イ) 取得費の計算

取得費は、次の算式で求める。

$$\text{取得費} = \text{譲渡した資産の取得に要した金額} + \text{その後の設備費・改良費} - \text{償却費相当額}$$

ただし、取得費が不明な場合や実際の取得費が少額の場合は、概算取得費として総収入金額の5%とすることができる。

〔参考〕 不動産譲渡の取得費

取得費	具体的事項
取得に要した金額	購入代金、引取り運賃、購入手数料、関税、据付費等使用開始日（未使用で譲渡した場合は譲渡日）までの借入金利子、土地利用のための建物の取壊し費用
その後の設備費・改良費	埋立、地盛り、地ならし、切土、防壁工事の費用、上水道・下水道の設置費用
償却費相当額	<ul style="list-style-type: none">• 業務用資産：業務の用に供していた期間中の減価償却費累計額• 非業務用資産：耐用年数を1.5倍にし、旧定額法（残価率10%）で計算 <p>（注）非業務用資産の償却費相当額（旧定額法による） 償却費相当額=建物の取得価額×0.9×償却率×経過年数（6カ月以上の端数は1年とし、6カ月未満の端数は切捨て）</p>

ウ) 譲渡費用

譲渡に際して直接要した費用、仲介手数料・印紙代・建設取壊し費用等をいう。

② 特別控除

特別控除が受けられる場合の課税譲渡所得金額は、次の算式で求める。

$$\text{課税譲渡所得金額} = \text{譲渡所得金額 (譲渡益)} - \text{特別控除額}$$

(注) 譲渡所得金額 = 総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)

なお、居住用財産の譲渡に認められる特別控除の額は最高3,000万円である。

(注) 居住用財産の譲渡については、P.149～151 5.居住用財産の譲渡の特例等を参照。

[参考] 不動産譲渡の特別控除の種類と限度額

種 類	限度額
① 収用交換等による譲渡	5,000万円
② 居住用財産の譲渡	3,000万円
③ 特定土地区画整理事業等のための譲渡	2,000万円
④ 特定住宅地造成事業等のための譲渡	1,500万円
⑤ 平成21年および平成22年に取得した国内にある土地の譲渡	1,000万円
⑥ 農地保有合理化等のための農地等の譲渡	800万円
⑦ 低未利用土地の譲渡	100万円

(注1) 特別控除の適用が2以上ある場合、①～⑦の順で適用する。

(注2) 特別控除の適用は、同一年中は合計5,000万円までとされる。

(5) 長期譲渡所得と短期譲渡所得

長期間所有していた土地建物等を譲渡した場合には、短期間の所有で譲渡した場合に比べ税率が低くなる。長期所有と短期所有の区別は次のとおりである。

所有の区分	所有期間	譲渡所得の区分	課税
長期所有	譲渡した日の属する年の1月1日において所有期間が5年超の場合	長期譲渡所得の対象	所得税：課税長期譲渡所得金額×15% 住民税：課税長期譲渡所得金額×5%
短期所有	譲渡した日の属する年の1月1日において所有期間が5年以内の場合	短期譲渡所得の対象	所得税：課税短期譲渡所得金額×30% 住民税：課税短期譲渡所得金額×9%

(注1) 次に該当する場合は、短期譲渡所得であっても所得税15%、住民税5%に軽減される。

① 国、地方公共団体等への譲渡、② 独立行政法人都市再生機構等への譲渡で一定のもの、③ 収用交換等による譲渡。

(注2) 金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年(平成25年)1月から25年間にわたり、復興特別所得税(所得税額の2.1%)が別途課税される。

(6) 取得日と譲渡日

所有期間により課税が異なるため、取得日と譲渡日は重要となる。長期所有と短期所有の判定は次のように行う。

① 取得日

原則	譲渡した資産の引渡しを受けた日 (自己建設の場合は建設完了の日)
例外	契約の効力発生の日
相続等で取得した場合	相続・贈与・遺贈で取得した場合は、それぞれ被相続人・贈与者・遺贈者が取得した日 (注) 相続は限定承認を除く、遺贈は包括遺贈のうち限定承認を除く。
交換等で取得した場合	固定資産の交換の特例、収用等に伴い代替資産を取得した場合の特例を適用し取得した資産は、交換前、代替前の旧資産の取得の日

② 譲渡日

原則	資産の引渡しをした日
例外	契約の効力発生の日
借地権と地役権の設定のうち譲渡所得となる場合	借地権または地役権が設定された日

5. 居住用財産の譲渡の特例等

居住用財産は、生活の基本となる財産であることから、居住用財産を譲渡した場合の特例など、さまざまな優遇措置が設けられている。

(1) 居住用財産の譲渡所得の特別控除

個人が、その居住の用に供している家屋、またはその家屋とともにその敷地を譲渡した場合には、所有期間を問わず譲渡所得の金額の計算上、最高3,000万円の特別控除が受けられる。

譲渡所得金額(譲渡益) = 譲渡収入金額 - (取得費 + 譲渡費用)

課税譲渡所得金額 = 譲渡所得金額(譲渡益) - 特別控除額

[特別控除額は最高3,000万円、譲渡所得金額(譲渡益)の金額を限度とする]

(注) 国、地方公共団体の収用等により不動産を譲渡した場合には、最高5,000万円の控除がある。

この特別控除の特例を受けられるのは、次の居住用財産の譲渡に限る。

① 自己の居住の用に供している家屋

ア) 店舗併用住宅のように自己の居住の用に供している部分とその他の部分がある住宅の場合については、居住用部分についてのみ適用がある。また、居住の用に供している家屋が2つ以上あるときは、その内その者が主として居住の用に供していると認められる1つの家屋（生活の本拠）に限られる。

(注) 店舗併用住宅で居住用部分が90%以上のときは、全体が居住用と認められる。

イ) 転勤などの事情で家族と離れて起居している場合であっても、その事情が解消したときは、家族と同居することになる場合のその家族が居住の用に供している家屋は、その者の居住用家屋と認められる。

ウ) この特例を受けるためのみの目的で入居したと認められる家屋、居住用家屋の新築改築中の仮住まいである家屋、別荘など主に趣味や保養の目的で保有する家屋にはこの特例は適用しない。

② 居住の用に供さなくなった居住用家屋のうち、その供さなくなった日以降3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡したもの

③ 居住用家屋とともに譲渡したその家屋の敷地の用に供している土地、借地権等

ア) 土地等を譲渡する際に、居住用家屋を取り壊した場合でも、一定の要件に該当すれば、この適用を受けることができる。

イ) 居住の用に供している家屋とその敷地の所有者が異なっている場合でも次の要件を満たせば適用される。

- ・その譲渡が一緒に行われたこと
- ・家屋の所有者と土地等の所有者が親族関係を有し、生計を一にしていること
- ・土地等の所有者が家屋の所有者とその家屋に住んでいること

以上の要件を満たせば、家屋の所有者の譲渡所得金額（譲渡益）が3,000万円に満たないため控除額を引ききれない場合には、その引ききれない金額を土地等の所有者の譲渡所得金額（譲渡益）から引くことができる。

④ 災害により滅失した家屋の敷地の用に供されていた土地等で、災害のあった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡したもの

(2) 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例

個人が、自己の居住用財産で、その所有期間がその譲渡の年の1月1日において10年を超えるものの譲渡をした場合には、適用税率の軽減が受けられる。

なお、家屋およびその敷地の両方を譲渡した場合は、ともに所有期間10年を超えるものに限る。

- 適用税率（軽減税率）

居住用財産にかかる課税長期譲渡所得（＝3,000万円の特別控除後の譲渡益）

- 6,000万円以下の部分……所得税10%、住民税4%

- 6,000万円超の部分………所得税15%、住民税5%

（注）金融商品を含むすべての所得税課税において、2013年（平成25年）1月から25年間にわたり、復興特別所得税（所得税額の2.1%）が別途課税される。

【参考】特例適用の注意事項

1. 「居住用財産の譲渡所得の特別控除」と「居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例」の規定は要件を満たせば重複適用できる。
2. 「居住用財産の譲渡所得の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例」の規定と、「特定の居住用財産の買換え・交換の特例」は重複適用できない。
3. 居住用財産を譲渡した相手が、その者の親族など一定の者の場合は、これらの特例は受けられない。
4. 「居住用財産の譲渡所得の特別控除」と「居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例」を受けるには、一定の書類を添付した確定申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。
5. この特例を受けて、代わりの居住用家屋を取得した場合、その家屋については、住宅ローン控除は受けられない。

〔参考〕 その他の特例

居住用財産を交換した場合（固定資産の交換の特例）

個人が1年以上所有していた居住用財産などの特定の固定資産を他の者が1年以上所有していた特定の固定資産と交換し、その交換取得資産と交換譲渡資産とを譲渡直前の用途と同一の用途に供した場合など適用条件を満たせば、譲渡所得の計算上、その譲渡はなかったものとする。

適用条件は次のとおりである。

- ① 交換する土地建物等を1年以上所有しており、相手方も1年以上所有していること（単に交換を目的とするために取得したものでないこと）
- ② 相手方の固定資産は、交換のために取得したものでないこと
- ③ 交換しあった土地建物等の価額の差額が多い方の価額の20%以内であること
- ④ 新たに取得した土地建物等を前と同じ用途に使用すること

（注）上記の適用条件を満たした場合でも、交換差金（譲渡資産価額と取得資産価額の差額）をやりとりした場合には、この差金については一定の計算式により交換差金を受け取った人の譲渡所得となる。

〔参考〕 2025年（令和7年）12月31日までの譲渡が対象となる特例等

1. 特定の居住用財産の買換え・交換の特例

居住用財産を譲渡した場合、譲渡所得金額（譲渡益）が3,000万円以下であれば、3,000万円の特別控除を適用すればよいので、買換え・交換（以下「買換え等」）の特例を考える必要はないが、譲渡所得金額（譲渡益）が3,000万円を超える場合には買換え等の特例を受けるかどうかを検討する必要がある。

譲渡した年の1月1日において、家屋と敷地のいずれも所有期間が10年を超える居住用財産の所有者（個人）が10年以上の期間にわたって居住の用に供していたものを譲渡し、その前年の1月1日からその譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの間に居住用財産（一定の既存住宅も可）を取得し、かつ、取得した年の翌年の12月31日までに居住したときは、譲渡所得金額（譲渡益）の計算上の特例を受けることができる。

●買換え等の特例に関する事項

(1) 買換え等の特例に関する計算方法

「特定の居住用財産の買換え等」の譲渡所得の計算は、譲渡価額が買換え等の価額以下である場合には、所得税の課税が将来に繰り延べられ、売った年については譲渡所得がなかったものとみなされる。一方、譲渡価額が買換え等の価額を超えた場合には、その超える部分についてのみ、通常の譲渡があったものとして譲渡所得の計算が行われる。

(2) 譲渡資産と買換え等資産の範囲

	譲渡資産	買換え等資産
特定の居住用財産の買換え等	<ul style="list-style-type: none"> ①譲渡の年の1月1日における所有期間が居住用家屋・敷地のいずれも10年超 ②譲渡者の居住期間が10年以上 ③2025年（令和7年）12月31日までの譲渡 ④売却代金が1億円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ①家屋の床面積が50㎡以上かつ土地面積が500㎡以下のもの ②築後経過年数25年以内、または地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的水準または、これに準ずるものに適合する一定のもの ③取得の翌年末までに自己居住用に供すること（譲渡年の前年に取得した場合には取得年の翌々年末まで） ④一定の省エネ基準等を満たすものであること

2. 居住用財産を買換えた場合の譲渡損失の繰越控除

個人がその年の1月1日において所有期間が5年を超える居住用財産で一定の条件に該当するものを譲渡し、新たに一定の居住用財産を借入れによって取得した場合に、その譲渡による損失のうち、その年において他の所得から控除しきれない金額は、一定の要件のもと、合計所得金額が3,000万円以下である年に限り、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができる。

(注) この特例は住宅ローン控除と併用できる。

3. 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等

個人がその年の1月1日において所有期間が5年を超える居住用財産で、住宅借入金残高が残っている等の一定の条件に該当するものを譲渡して損失が生じた場合に、その譲渡による損失（住宅借入金残高から譲渡対価の金額を控除した残額を限度とする）のうち、その年において他の所得から控除しきれない金額は、一定の要件のもと、合計所得金額が3,000万円以下である年に限り、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができる。

[参考] 生命保険事業における行動規範

生命保険事業は、国民生活の安定・向上、経済の発展および持続可能な社会の実現に密接な関わりを持つ公共性の高い事業であり、その活動を通じ社会公共の福祉の増進に資するという社会的使命を有している。

生命保険会社が、お客さまからの負託や社会からの期待に応え、社会的責任を果たすためには、健全な業務運営を通じて得られるお客さまや社会からの信頼が基礎となることから、確固たる信頼の確立に向けて、生命保険協会は「行動原則」および「基本的行動」からなる行動規範を定める。

生命保険会社各社およびその役職員は、本行動規範を遵守するとともに、経営者自らが率先垂範し、すべての役職員の業務遂行にあたっては遵守されるよう努め、企業倫理を徹底することとする。

I. 行動原則

生命保険会社各社の事業経営及びその役職員の業務遂行における、原則・規準とすべき行動を次のとおり定める。

1. お客さま本位の行動
2. コンプライアンスと高い企業倫理に基づく行動
3. 社会的責任に基づく行動

II. 基本的行動

前記「行動原則」に則って、次の「基本的行動」を定める。

1. 商品の提案・提供から支払いまでの適切なお客さま対応の推進

お客さまからの満足と信頼が得られるよう、お客さま本位の業務運営を通じて、真にお客さまのニーズに応える質の高い商品およびお客さまの視点に立ったサービスを提供するとともに、保険金等のお支払いを適切に行う。

- ① お客さまのニーズを的確に把握し、「安心」を確実にお届けできる質の高い商品の開発・提供に努める。
- ② 勧誘方針を策定・公表し、勧誘が適正に行われることを確保するための措置を講じる。また、お客さまに商品内容を正しくご理解いただくよう、適切かつ十分な説明を行い、お客さまに最適な商品を選択いただくよう努める。
- ③ 「ご契約時」から「ご請求時・支払時」等の全契約期間にわたって、お客さまにご契約内容や各種手続きに関する情報を、適時に分かりやすく提供する。
- ④ 保険金・給付金等のお支払いは、生命保険事業における最も基本的かつ重要な機能であることを認識し、迅速・正確・公平・丁寧にいき、お支払いできない場合には、十分な説明を行い、お客さまにご理解・ご納得いただくよう努める。
- ⑤ 商品・サービスの提供から保険金等の支払いに至るまで、お客さまの視点に立った適切な対応が行える職員の育成に努める。

2. お客さまや社会との相互理解の促進

お客さまや社会に対し、事業活動等に関する情報を正確かつ積極的に伝えるとともに、広くお客さまの声を捉えた上で、誠実に対応し、経営に反映する。

- ① お客さまや社会に対し、経営状況、お客さまから寄せられた声への取組み等の事業活動に関する情報を正確かつ積極的に提供し、生命保険事業を正しくご理解いただけるよう努める。
- ② 社会環境の変化を踏まえ、金融リテラシーの向上に資する情報を積極的に提供し、社会生活の安定と向上に貢献するように努める。
- ③ お客さまをはじめとする幅広いステークホルダーとの対話を通じて得られた、ご意見、ご要望等に耳を傾け、誠実に対応し、商品・サービスや業務等の改善につなげる。

3. お客さま情報の適正な取扱いと保護の徹底

生命保険事業におけるお客さま情報の重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。

- ① お客さまの生命・身体・財産等に関する重要な個人情報を取扱っていることを認識し、お客さまに安心して情報を提供いただけるよう、お客さま情報の適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ② 各種取引を通じて得た企業・団体等の情報についても、重要性を認識し、適正な取扱いを行うとともに、保護を徹底する。
- ③ 個人情報については、個人情報保護法や、個人情報保護委員会・金融庁および当会が定めるガイドライン、指針等の法令・規定等に基づき適正に取扱う。

4. 公正な事業活動の遂行

お客さまと社会からの確固たる信頼を確立するため、あらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、コンプライアンスを徹底するとともに、実効的なガバナンスを構築し機能発揮することにより、公正な事業活動を行う。

- ① 保険契約者・消費者等の保護を目的としたあらゆる法令をはじめ、社会的規範を遵守し、公正な事業活動を行う。
- ② 独占禁止法等を遵守し、公正かつ自由な競争を行い、お客さまの利益の保護と市場の健全な発達の促進に努める。
- ③ 国際的な事業活動においても、国際ルールや法令はもとより、現地の文化を尊重し、現地の社会・経済に与える影響に配慮した行動をとる。
- ④ 実効的なガバナンスを構築し、機能発揮することにより、公正な事業活動を行う。

5. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底する。

- ① 反社会的勢力への対応について、外部専門機関と連携の上、不当な要求に対して断固として応じない等、反社会的勢力との関係を遮断するため、組織として適切な対応を行う。
- ② テロ資金供与やマネー・ロンダリング防止に向け、お客さまへの取引時確認や疑わしい取引の届出等、適切な対応を行う。

6. 生命保険事業の特性を踏まえた資産運用

収益性・安全性・流動性ととも、公共性に配慮した資産運用を行う。

- ① お客さまからの負託に応えるため、収益性・安全性・流動性の原則を踏まえた資産運用を行う。
- ② 生命保険事業の特性に鑑み、公共性にも十分配慮した資産運用を行う。
- ③ 国内外の金融・資本市場等における主要な参加者として、各市場や経済に与える影響も考慮しつつ資産運用を行う。
- ④ 持続可能な社会の実現に向けて、社会的課題の解決へ貢献するため、環境・社会・ガバナンス（ESG）の要素も考慮した資産運用に努める。
- ⑤ 責任ある投資家として投資先企業と目的を持った対話等を通じて、投資先企業の持続的成長に向けたスチュワードシップ責任を適切に果たすように努める。

7. 環境問題への取組みの推進

環境問題への取組みは人類共通の重要課題であるとの認識に立ち、自主的かつ積極的に取り組む。

- ① 事業活動における省資源・省エネルギーの推進等、環境問題に自主的かつ積極的に取り組む。
- ② 役職員に対する環境教育を通じた意識向上を図るとともに、環境保全活動に参画できるよう支援に努める。

8. 社会貢献活動の推進

自らの活動の基盤となる社会の健全かつ持続的な発展に向け、「良き企業市民」として社会貢献活動に積極的に取り組む。

- ① 豊かで安心感あふれる社会をつくるために、自らが地域社会の一員であることを自覚し、「良き企業市民」として、社会の健全かつ持続的な発展に向け、社会貢献活動に積極的に取り組む。
- ② NPO・NGO、地域社会等との連携や、業界・経済界としての社会貢献活動に参画する等により、社会的な課題の解決に向けた貢献に努める。

9. 人権の尊重

すべての人々の人権を尊重し、自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。

- ① 国際的に認められた人権を理解したうえで、すべての人々の人権を尊重する。
- ② お客さまはもとより取引先企業等のあらゆる関係先に対して、自らの活動が人権に与える影響を考慮して行動する。

10. 働き方の改革と職場環境の充実

職員の能力を高め、人格・個性・多様性を尊重する働き方を実現するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

- ① 職員の人権やプライバシーを尊重するとともに、差別やハラスメントのない公平な職場環境を確保する。
- ② 職員のキャリア形成や能力開発等により、職員個々の能力向上を図るとともに、その能力が十分に発揮できる活力ある職場環境を確保する。
- ③ 少子高齢化の進展に鑑み、出産・育児・介護に携わる職員の支援や、柔軟な働き方を推進し、働きやすい職場環境を確保する。
- ④ 多様な人材の社会参画を支援するような雇用促進に努める。
- ⑤ 健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

11. リスク管理の徹底

お客さまに対する責務を確実に履行し信頼が得られるよう、経営者のリーダーシップのもとでリスク管理を徹底し、適切な運営および継続的な改善を行う。

- ① お客さまに対する責務を確実に履行するため、経営者のリーダーシップのもと、各種リスクを把握・評価し、的確な対応が行えるようリスク管理態勢を構築し、それが適切に機能しているかを検証し、継続的な改善を行う。
- ② 保険引受リスク、資産運用リスク、事務リスク、システムリスク等、各種リスクの特性に応じたリスク管理を徹底する。
- ③ 通常のリスク管理だけでは対処できないような事態に備え、危機管理、大規模災害に対応したリスク管理態勢を構築し、事務処理を円滑に行い保険金等の支払いを確実に実行できるような体制を整備する。

12. 再発防止の徹底と説明責任の遂行

お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者の強いリーダーシップのもと、徹底した原因究明と再発防止に努めるとともに、お客さまや社会に対する説明責任を果たす。

- ① お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生した際に迅速かつ適切な対応がとれるよう、マニュアル等の整備による社内体制を整備する。
- ② お客さまや社会に影響を及ぼす事態が発生したときには、経営者自らの責任の下で、事実調査と原因究明を行い、信頼回復に向けて迅速かつ適切な対応と徹底した再発防止に努める。また、お客さまや社会に対して明確かつ迅速な説明を行い、説明責任を果たす。

以上

〔参考〕 社会貢献活動

生命保険協会は、わが国で生命保険業を営む民間生命保険会社全社が加盟し、生命保険業の健全な発達および信頼性の維持のために活動するとともに、「助け合いの精神」に基づく生命保険業の性格から、人々の生活と社会福祉の向上に寄与するため、特に平成元年度より業界を挙げて「社会貢献活動」に取り組んでいます。

1. 介護福祉士養成給付型奨学金制度

超高齢社会における介護の担い手として、大きな役割が期待されている「介護福祉士」の養成支援が必要との認識から、平成元年度より、介護福祉士を目指す学生に対して奨学金を支給しています。

2. 保育士養成給付型奨学金制度

待機児童解消に向け、保育の受け皿拡大・整備が進められているなか、保育の専門職として活躍を期待される保育士の養成を支援する目的で、平成29年度より、保育士を目指す学生に対して奨学金を支給しています。

3. 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動

社会的課題である待機児童問題の解消へ貢献し、子育てと仕事を両立できる環境整備に寄与することを目的に、保育所・放課後児童クラブの受け皿拡大や質の向上の取組みに対する資金助成を平成26年度から実施しています。

4. 生命保険協会留学生給付型奨学金（セイホスカラーシップ）

国際貢献・交流の重要性を認識し、次の時代を担う東南アジア・東アジアからわが国へ来る私費留学生に対する奨学金制度を平成2年度より実施しており、現在は「公益財団法人 日本国際教育支援協会」を通じて制度を運営しています。

5. 健康増進啓発活動

超高齢社会の到来を踏まえた健康長寿社会の実現に向け、平成26年度より、自治体や地域メディア等が主催するウォーキングイベントに協賛しています。イベントではブースを出展して参加者の健康意識向上に取り組んでいます。

6. 地方協会による社会貢献活動（地方CR活動）

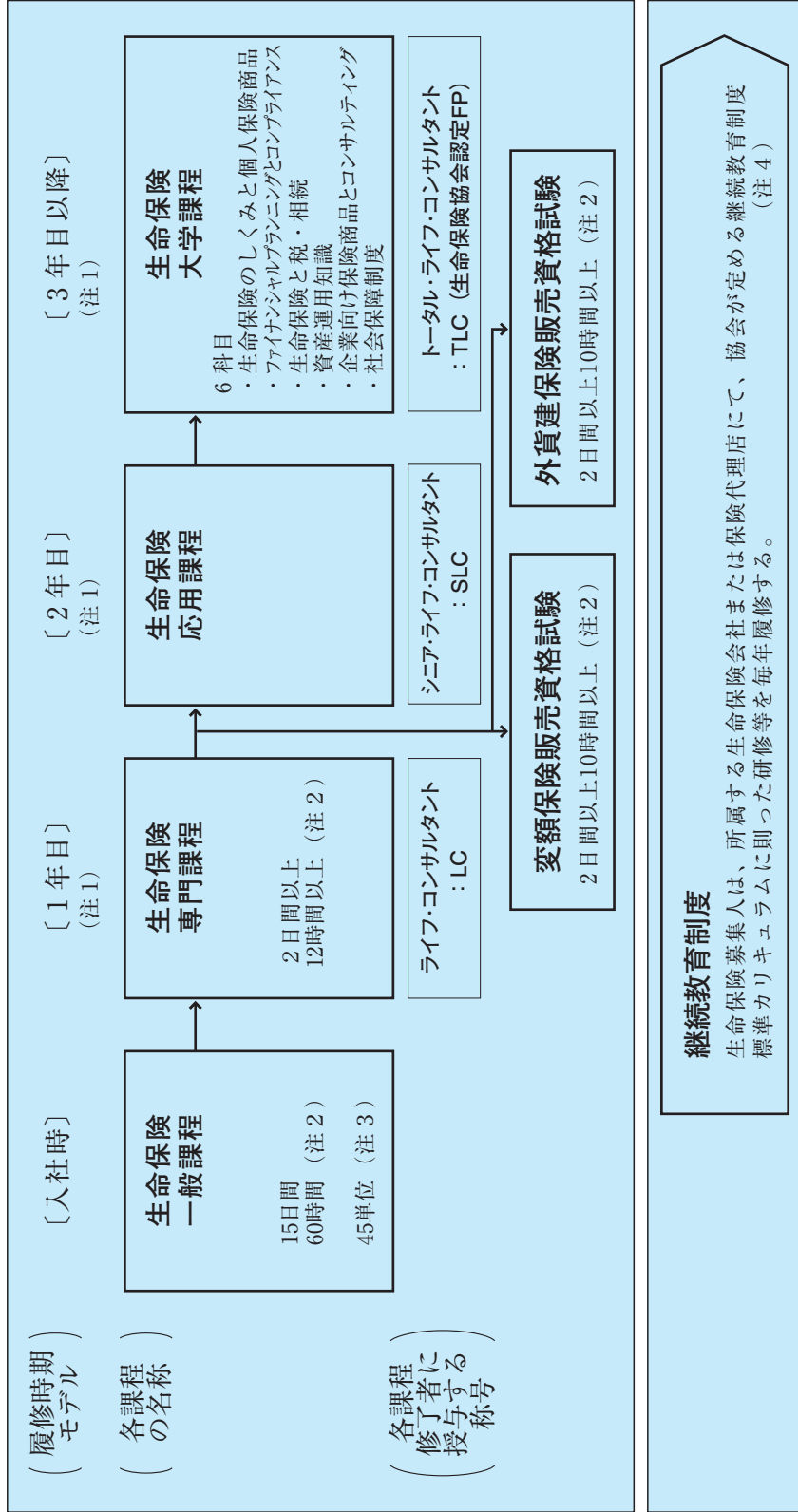
全国54の地方協会では、生命保険事業の発展を支えていただいている地域社会にご協力できればと、平成3年度より住み良い地域社会づくりへの貢献を積極的に実践していくため、生命保険業界の営業拠点とマンパワーのネットワークを活用し、地域との良好な関係づくりを目指した次のような活動を展開しています。

○募金活動、福祉巡回車寄贈、献血活動、高齢者・障がい者支援、健康関連の取組み、寄贈・ボランティア活動

その他、各生命保険会社においても様々な社会貢献活動を行っています。

※本情報は、令和5年10月末現在のものです。

[参考] 業界共通教育制度・継続教育制度



(注1) (年目) は、モデル的な履修時期を示す。

(注2) 日数・時間は、モデルケースの研修日数・研修時間を示す。

(注3) 乗合代理店については46単位。

(注4) 当年度に生命保険募集に関する業務に携わらないことが明確な人を除く。研修名は各社により異なる。

参考文献

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| 「90分でわかる金利・利回り計算の本」 | かんき出版 |
| 「経済新語辞典」 | 日本経済新聞社 |
| 「金融用語辞典」 | 東洋経済新報社 |
| 「はじめての〔株〕」 | 株式会社ナツメ社 |
| 「投資信託の知識」 | 日経文庫 |
| 「はじめての投資信託」 | 明日香出版社 |
| 「入門の金融 証券化のしくみ」 | 日本実業出版社 |
| 「マイホーム資金の上手な作り方」 | 日本実業出版社 |
| 「住宅ローンの有利な組み方」 | 自由国民社 |
| 「パーソナルファイナンス」 | 日本FP協会 |
| 「タックスプランニング」 | 日本FP協会 |
| 「証券用語辞典」 | (株)銀行研修社 |
| 「金融商品なんでも百科」 | 金融広報中央委員会 |
| 「投資信託ガイド」 | 日本証券業協会 証券教育広報センター |
| 「証券投資ワールド」 | 同上 |
| 「株式投資の基礎」 | 同上 |
| 「女性のためのスタイリッシュ投資ライフ (第2版)」 | 同上 |
- ※ 金融庁、国税庁、財務省等のホームページ

MEMO

MEMO

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for writing the memo content.

MEMO

MEMO

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for writing the memo's content.

MEMO

MEMO

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'MEMO' header. It is intended for the user to write their memo content.

MEMO

令和6年6月3日改訂

令和6年度
資産運用知識

不許

複製

編集発行人

東京都千代田区丸の内3の4の1

一般社団法人 生命保険協会
